

津波災害対策編

平成 24 年 10 月策定

平成 27 年 3 月一部見直し

平成 31 年 3 月一部見直し

令和 3 年 3 月一部見直し

令和 5 年 6 月一部見直し

小松市防災会議

第1章 津波災害予防計画

第1節 津波災害に強い人づくり		頁
第1	防災（津波災害）知識の普及	津波災害 1
第2	市民及び事業者等が行う津波への備え	津波災害 5
第3	自主防災組織の育成	津波災害 9
第4	防災訓練の充実	津波災害 11
第5	防災ボランティアの活動環境の整備	津波災害 13
第2節 津波災害に備える強い組織体制づくり		
第1	防災体制の整備	津波災害 16
第2	防災情報通信体制の整備	津波災害 21
第3	消防力の整備	津波災害 24
第3節 津波災害に強いまちづくり		
第1	都市計画〔小松市都市計画マスタープラン〕	津波災害 26
第2	市街地の整備	津波災害 26
第3	火災の防止	津波災害 27
第4	緊急地震速報システムの活用による減災施策の推進	津波災害 27
第5	建築物の耐震化及び津波ハザードマップの活用	津波災害 27
第6	危険物対策	津波災害 28
第4節 津波災害に強い施設づくり		
第1	ライフライン等の整備	津波災害 29
第2	道路・橋梁の整備	津波災害 31
第3	河川・海岸施設の整備	津波災害 33
第4	都市公園施設の整備	津波災害 34
第5	一般廃棄物処理施設の整備	津波災害 34
第5節 津波災害に備える応急対策の環境整備		
第1	市街地における防災活動拠点の整備	津波災害 35
第2	避難所及び避難・救援拠点の整備	津波災害 35
第3	津波避難ビルの指定等	津波災害 38
第4	避難誘導標識等の設置	津波災害 38
第5	避難誘導体制の構築	津波災害 38
第6	備蓄体制の整備	津波災害 39
第7	医療救護活動の環境整備	津波災害 41
第8	救急医療体制の環境整備	津波災害 42
第9	緊急輸送の環境整備	津波災害 42
第10	給水活動の環境整備	津波災害 44
第11	食糧及び生活必需品の確保体制の整備	津波災害 45
第12	健康管理活動体制の整備	津波災害 46
第13	住対策の整備	津波災害 47
第14	文化財等に対する整備	津波災害 48
第15	市が保有する情報の安全管理	津波災害 48
第16	罹災証明書等の交付体制の整備	津波災害 48
第17	被災者支援システムの有効活用	津波災害 48
第18	こころのケア実施体制の整備	津波災害 49

第6節 要配慮者対策への日頃の備え		
第1	在宅の要配慮者への配慮	津波災害 5 0
第2	社会福祉施設等における対策の推進	津波災害 5 2
第3	外国人及び来訪者に対する対策	津波災害 5 2
第7節 積雪時における地震・津波への備え		
第1	積雪時における地震・津波対策の推進	津波災害 5 3
第2	雪に強いまちづくりの推進	津波災害 5 3
第3	寒冷対策の推進	津波災害 5 3

第1章 津波災害予防計画

第1節 津波災害に強い人づくり

市、防災関係機関及び事業者等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練等を通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させるよう努める。また、防災教育の積極的な推進等により、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を醸成し、さらに、各種災害に対する心構えを持ち、災害発生又はそのおそれがある場合においても、行動力と隣保協同の精神を発揮するなど適切な行動が取れるよう、あらゆる機会を通じて人的な防災力を向上させるよう努める。

特に、津波災害対策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、市は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第1 防災（津波災害）知識の普及

市長公室、消防本部、関係各部、関係機関、事業者等

1 職員に対する防災教育

市、防災関係機関及び事業者は、津波災害時における適切な状況判断能力を養い、各機関、部署における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対して、あらゆる機会を活用して防災教育を行う。

なお、この際、一般的な知識の習得にとどまらず、特に職員個々の災害時の基本的な責務、役割を理解させることに重点を置き教育を行う。

防災知識	市の防災対策	(1) 災害対策活動の概要の理解、特に一般災害と津波災害の対応要領の違いの把握 (2) 防災関係職員としての心構えの理解 (3) 津波災害発生時における個々の役割の完全理解
	災害に関する一般的な知識	(1) 防災全般にわたる一般的な基礎知識の修得 (2) 各災害に対する地域特性の理解

2 地域における防災教育

広報紙、ホームページを活用した啓発・教育のほか、自主防災組織による訓練や町内会活動あるいは防災週間のイベント等を活用し、継続的に教育を推進する。また、しみん防災館の活用を促すなど、現有施設の最大活用を図る。

- (1) 地震の基礎的な知識（特に、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発）
- (2) 津波警戒に関する知識
- (3) 地震発生時に備えた生活必需品の備蓄
- (4) 避難所や避難路等、避難対策に関する知識
- (5) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、消火器等の設置
- (6) 災害情報の正確な入手方法
- (7) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識

3 教育現場における防災教育

(1) 防災教育の基本的考え方

幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）が地震発生時の正しい行動要領等を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要であり、防災教育の充実が果たす役割は非常に大きい。このため、教育現場においては、児童生徒等の避難、保護等、地震災害発生後の対応について防災教育を児童生徒等の発達に即して段階的に進めるとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行う。

また、防災教育の内容は、家庭や地域と深くかかわっているものが多く、家庭・地域社会と連携しながら取り組むことが極めて重要である。そのため、教育現場においては、日頃から家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、児童生徒等に対する防災教育を推進する。

なお、特に、水害・土砂災害・津波災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努め、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画等に位置付け、教職員の共通理解の下で、教育現場全体で取り組みを進める。

(2) 防災教育のねらい

- ア 児童生徒等が、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動及び他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度、能力を養う。
- イ 児童生徒等が、自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

(3) 防災教育の具体的な進め方

児童生徒等の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、次の事項等について指導を行う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他地震対策に必要な事項

4 市民に対する防災知識の普及

被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

また、災害時にはマイ・タイムラインを活用した安全な避難ができるよう周知し、広報紙、ホームページを活用した啓発・教育のほか、自主防災組織による訓練や防災マップの作成・配布、町内会活動あるいは防災週間のイベント等を活用し、継続的に教育を推進する。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。また、しみん防災館の活用を促すなど、現有施設の最大活用を図る。

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- (2) 津波の基礎的な知識（特に、津波注意報・警報を受けたときの適切な対応行動を含め、津波注意報・警報についての普及・啓発）
- (3) 津波警戒に関する知識
- (4) 自主防災組織の活動
- (5) 地域の地震・津波災害等の危険度
- (6) 津波発生時に備えた生活必需品の備蓄
- (7) 地震保険への加入促進
- (8) 避難所や避難路等、避難対策に関する知識
- (9) 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- (10) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (11) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、消火器等の設置
- (12) 災害情報の正確な入手方法
- (13) 市民及び事業所のとるべき措置
- (14) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識
- (15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

5 津波災害警戒区域の指定、津波ハザードマップの作成、周知

市は、津波災害警戒区域の指定のあった時は、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

このほか市は、県の示す津波災害警戒区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、併せてその特性や限界を住民に周知する。

6 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の地震対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に地震対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

(1) 市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

8 津波防災の日

津波対策の推進に関する法律により、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため設けられている津波防災の日（毎年11月5日）や世界津波の日（国連総会決議2015年12月22日）などを活用し、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮しつつ、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努める。

第2 市民及び事業者等が行う津波への備え 市民、事業者等

津波災害時における被害の拡大及び混乱を防止するには、自助、共助の主体となる市民及び事業者の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災・減災対策を取り、冷静かつ的確な行動が取れるよう努める。

1 市民が行う津波への備え

(1) 日頃から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平常時の心得	ア 日頃から出火の防止に努める ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検 イ 消火用具を準備する ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 ウ 住宅の耐震性を確認する ・柱、土台や屋根瓦等を点検し、老朽化しているものは補強 エ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置 オ ブロック塀等の点検補修をする ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置 カ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角巾、ばんそうこうなどの医薬品等 ・マスク、消毒液等の感染症対策品 ・救急医療品等の準備 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・その他 キ 家族で次の対応措置を話し合い、確認しておく。 ・マイ・タイムラインの作成 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法 ・「津波てんでんこ」の理解と確認 ク ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ケ 地域等で行う防災訓練へ積極的に参加し、津波災害時の行動力を身につける。 コ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 シ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。
--------	---

(2) 地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

津波発生時の心得	一 般 用
	船 舶 用
津波発生時の心得	ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
	イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合等、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。
	ウ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
	エ 避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。
	オ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
	カ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
	キ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
	ク 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性等にも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
	ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
	ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難所に避難することを原則とし、既に海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。
	イ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難所に避難することを原則とする。
	ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
	エ 津波は、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性等にも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
	オ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難所の孤立や避難所自体の

	被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
--	------------------------------------

注1 港外：水深の深い、広い海域

2 事業者等が行う津波への備え

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）等）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

（1）平常時の心得

- ア 自主防災体制を確立し、事業者等の特性に応じた防災対応マニュアル又は防災計画を作成しておく。
- イ 情報の収集・伝達方法を確認しておく。
- ウ 事業所等の耐震化・耐浪化に努める。
- エ 設備器材及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講じる。
- オ 防火用品等の備蓄をしておく。
- カ 出火防止対策を講ずる。
- キ 顧客、従業員の安全対策等の措置を講ずる。
- ク 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。
- ケ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。
- コ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。
- サ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。
- シ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資の備蓄等、帰宅困難者対策に努める。
- ス 損害保険への加入など資金の確保を図ること。
- セ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。
- ソ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。

（2）防災対応マニュアル（防災計画）作成上の留意事項

- ア 県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所等の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。
- イ 顧客、従業員及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生についての対策を重点に作成する。
- ウ 人命の安全確保を第一義とした内容とする。
- エ 責任者の不在時についても考慮する。
- オ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。
- カ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。
- キ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。
- ク 建築物の防火又は避難上重要な施設・器材を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ケ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

(3) 津波発生時の心得

- ア テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- イ 顧客、従業員等が適正な行動が取れるよう、事業所等の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動を取ることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。
- ウ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り控える。
- エ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として小松市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、小松市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、小松市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 自主防災組織の育成

市長公室、消防本部、健康福祉部、自主防災組織、町内会

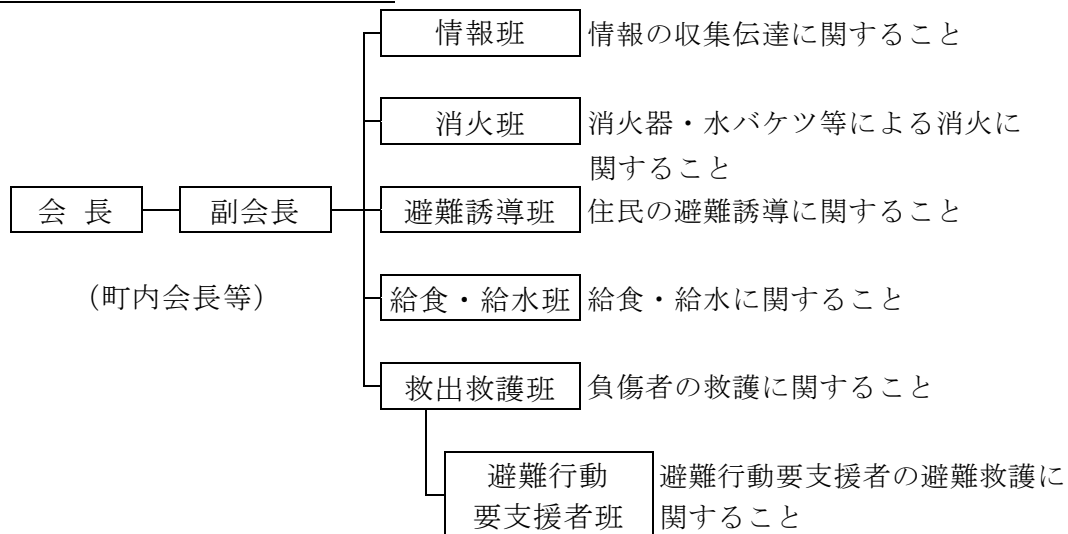
1 組織の結成・育成方針

突発的に発生し、被害が広範囲に及ぶことが予想される津波への初動期における対応では、自助、共助が、救急・救護及び被害拡大防止の要となることから、市は、日頃から各自主防災組織の育成施策を積極的に推進する。この際、地域の実状を把握し、自主防災組織リーダー育成研修会等を通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。なお、特に女性防災士の育成等女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるなどの必要な財政措置等を講じるものとする。

自主防災組織の結成単位は、その組織の活動特性、結成の意義を勘案し、原則として各町内会（245 町内会）を単位として結成するものとし、校下単位での結成は基本的には行わない。ただし、小規模の町内会については、状況に応じ隣接町内会との合同により組織を結成する場合がある。

なお、自主防災組織の組織編成、訓練等の活動要領、育成要領については、「小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱（平成8年4月1日）」及び「小松市自主防災組織補助金交付要綱（平成12年3月10日告示第98号）」によるものとする。

2 自主防災組織系統図（基準）



3 自主防災組織の活動内容（基準）

平常時の活動	(1) 定期的な防災訓練の実施 (2) 津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施 (3) 避難行動要支援者の把握 (4) 地域の危険度把握のための防災マップの作成等の自主防災活動 (5) 災害時の一時避難場所、避難路の確認 (6) 町内に所在する危険物、落下物の把握と対策 (7) 町内避難場所の維持管理 (8) 避難所となる学校・施設等との連携・情報交換、協力体制の確立 (9) 避難路の危険箇所のチェックを含めた維持管理
津波発生時の活動	(1) 情報の把握と住民への伝達 (2) 出火の防止及び初期消火 (3) 公助を受けるまでの負傷者の救出、救護、応急手当 (4) 避難行動要支援者の避難誘導 (5) 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 (6) 避難が長期にわたる場合の他の自主防災組織と協力して行う避難所運営協議会としての諸活動

4 避難行動要支援者に対する地域協力体制

- (1) 日頃から、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、避難等の際、援助に関わる担当者を事前に決めておくなど、協力体制づくりを積極的に推進する。
- (2) 民生委員・児童委員、市福祉部局と連携し、見守りマップの作成、個別計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成協力等を積極的に行う。

5 漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方等の地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取組を推進する。

6 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を収容する店舗等にあつては、津波発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

さらに、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、津波被害の軽減、防止に努める。

第4 防災訓練の充実 市長公室、消防本部、関係各部、市民、事業者

突発的に発生する津波への対応については、大きな災害が発災当初に集中して発生し、通信、電気、道路等のインフラ施設の被害により状況判断に必要な情報の収集もままならず、適切な公的処置を施すには相当な困難が予想される。そういう中であってもできる限り迅速・的確に処置を行っていくには、日頃からの実のある防災訓練を重ねること、つまり「人づくり」が極めて重要である。このような観点から市は次の要領で人づくりを基調とした施策を推進する。

また、学校、施設、事業者等については避難実施手順の策定等マニュアル化を図り毎年継続して防災訓練を行うよう努めるものとする。

1 防災訓練に関する基本的考え方

防災訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

さらに、総合的な防災訓練を実施する際には、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練の実施に努める。

なお、防災訓練の実施に当たっては、必要に応じて住民や防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得る。

また、感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 市が行う防災訓練における訓練区分の設定 市長公室、消防本部

市が行う防災訓練の形態を次のように区分し、それぞれ明確に目的・目標を掲げ、着実に組織及び職員等の能力を向上させる。

(1) 訓練区分

区 分	訓 練 の 概 要	ねらい（特徴）
機能別訓練	非常通信、職員参集、避難所設営、本部設営等、機能別に行う訓練	容易に実施でき、個々の部署での災害時の対応要領を理解させやすい。
統一訓練	各機能別の訓練を同時に行う訓練で、総合訓練とは区別される。	訓練日を統一し、機能別に目的、目標を定め容易に訓練できる。
本部訓練	状況に応じた判断、関係機関との連絡調整、関係部局への指示伝達、統制等を訓練し、各部署での状況判断能力の向上をねらいとする。 ある特定の事態をシミュレーションで行う場合もある。	災害対策本部活動を主体とした訓練であり、ある想定状況下で状況を付与しつつ行う。 (統裁部署が必要となる)
総合訓練	関係機関も参加し、特定の状況下で組織的に活動する訓練	高度な訓練となり、準備に相当な時間を要す。

(2) 市が行う防災訓練の実施基準

訓練区分	実 施 基 準	備 考
機能別訓練	関係部署ごとに年1回	地震・津波を想定して行う場合は、いずれも直下型大規模地震又は大規模な津波を想定し、風水害等の訓練と整合を図り実施する。
統一訓練	総合訓練を行わない年に行い3年に1回	
本部訓練	年1回	
総合訓練	3年に1回	

3 各施設における訓練 **各施設管理者**

小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、介護・障がい福祉施設等は、災害対処時における避難マニュアルを作成し、毎年定期的に訓練を実施する。

4 消防、消防団の訓練 **消防本部、消防団**

小松市消防本部が作成する計画に基づき実施するものとする。

5 自主防災訓練 **自主防災組織、消防本部、消防団**

町内会単位等で結成する自主防災組織における訓練は、特に大津波発生時に重要となる自助、共助活動の要であり、各自主防災組織にあっては、継続的、効果的な防災訓練を行うよう努めるものとする。

また、しみん防災館の研修等、市の有する施設の最大活用に留意するものとする。

なお、自主防災組織の組織編成、訓練等の活動要領、育成要領については、「小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱（平成8年4月1日）」によるものとする。

6 事業所等の組織における訓練等 **各事業所**

事業所等は、次の規定に基づく計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保や地域への災害の拡大を防ぐことを主眼に的確な防災訓練を行う。

－「消防法第8条」の規定－

学校、病院、工場、事業場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む。）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

－「消防法第36条」の規定－

第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令に定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。（後略）

第5 防災ボランティアの活動環境の整備 **市長公室、健康福祉部、社会福祉協議会**

防災ボランティア活動は、民間の自主的・主体的な活動ではあるものの、市や関係機関の行う公助活動とともに災害復旧のため大きな力となる。そのため、市は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、こまつ災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化に努める。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

さらに市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の精度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

1 防災ボランティアに対する基本的な考え方**（1）公助を行う行政との関係**

- ア 市は防災ボランティア活動に過度な関与は行わず、協同関係を維持する。
- イ 個々の防災ボランティア活動経費の助成、報酬は検討しないが、活動が長期化する場合等、状況に応じて何らかの支援策を講ずることを検討する。
- ウ 防災ボランティアは、民間が行政をサポートする活動であるため、市は支援活動に対する意向を明確にする。

(2) 防災ボランティアの役割・活用法

災害時におけるボランティア活動は、単純な労働力の提供から専門技術の提供まで多様性があることを配慮し、次の事項に留意しその活動力の有効活用を図る。

- ア 社会福祉協議会等と連携しつつ防災ボランティア受付窓口を設置する。
- イ 防災ボランティアリストを作成し、提供を受けうる技術等の的確な把握に努めるとともに、その技術の有効活用に着意する。
- ウ 救援活動及び災害復旧公助活動の状況に応じて行政・関係機関との役割を明確にする。
- エ 県災害対策本部が設置されている場合については、県の防災ボランティア受付等の活動との連携を確保する。

2 支援体制の整備

市及び関係機関は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう、県民ボランティアセンター、こまつ災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、日本赤十字社等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努めるものとする。

関係機関	内 容
小松市 こまつ災害 ボランティア 連絡会 小松市社会 福祉協議会 日本赤十字社 石川県支部 小松市地区	次の事項について協力して各種施策を推進する。 (1) 災害ボランティアコーディネーターの継続的な養成を図る。 (2) 各種ボランティア団体との連携強化に努め、地域防災ボランティアの育成を図る。 (3) 「防災とボランティアの日（1月17日）」や「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」等の機会を活用し、協力して市民への啓発に努める。 (4) 防災ボランティアに参加する個人又は団体に対し必要な情報を随時提供できるような体制づくりに努める。 (5) 防災ボランティア活動に必要な資機材の整備を推進するとともに、迅速に情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部の運営訓練を行う。 (6) 災害ボランティア保険の加入体制の整備に努める。 (7) 在日外国人の安否調査に関する体制の整備に努める。 (8) 海外からの支援に関する体制の整備に努める。
「参考」 石川県	(1) 災害ボランティア活動の総合調整に関する体制の整備 (2) 県下市町、県民ボランティア情報センター、石川県社会福祉協議会等との情報ネットワーク体制の整備 (3) ボランティア保険に関する協力体制の整備

3 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要する者や、避難所における炊き出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行った上で、その効果的な活用が図られるよう、各担当対策部及び県、関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務
- ウ 被災宅地の危険度判定業務
- エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- オ 通訳業務
- カ その他専門的な技術、知識を要する業務
- キ その他の業務

4 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び県、関係機関は、災害発生時において3の防災ボランティアを効果的に活用できるように、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市及び県、県民ボランティアセンターは、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるように、平常時よりボランティア現地本部の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため、市は県、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地の危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

5 防災ボランティアの育成

(1) 市、県及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会、民生委員・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市及び県は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 市及び県は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

第2節 津波災害に備える強い組織体制づくり

津波発生時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化して行くことが必要である。

第1 防災体制の整備 市長公室、消防本部、関係各部

1 防災体制の整備

(1) 小松市防災会議の設置

災害対策基本法第16条に基づき、小松市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、小松市防災会議を設置する。また、市は小松市防災会議の庶務（事務局）を行うとともに、地域防災計画の検討作業を継続して行い、必要に応じ関係法令、条例に基づき、小松市防災会議を開催し、迅速かつ円滑な災害対策に備える。

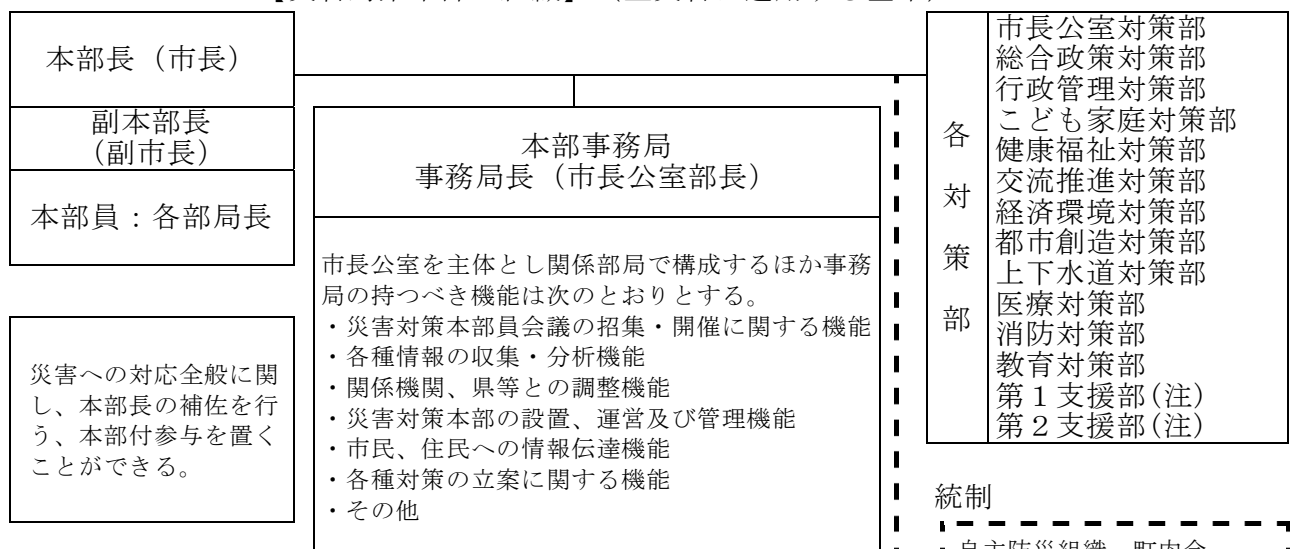
所 掌 事 務

- ① 小松市地域防災計画の作成及び実施の推進
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議及び市長への意見
- ③ 法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(2) 小松市災害対策本部運用体制の整備

災害対策基本法第23条の規定に基づき、地域防災計画に基づく種々の対応を行うため、市は災害の状況に応じ災害対策本部を設置する。また、市各部局は災害対策本部が設置された場合のそれぞれの事務分掌を確実に把握し、必要に応じ「マニュアル」の整備を行うものとする。

【災害対策本部の組織】（全災害に適用する基準）



※注 第1支援部：議会事務局
 第2支援部：監査委員事務局、会計課

(3) 防災関係機関

災害対策基本法第47条の規定に基づき、次に示す機関は、災害の予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施を行うため、必要な組織を整備する。

- ア 指定行政機関
- イ 指定地方行政機関
- ウ 指定公共機関
- エ 指定地方公共機関
- オ その他防災関係機関

2 国、県との連絡体制等の整備

避難指示又は緊急安全確保の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 災害情報の収集

災害情報の収集に当たっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

4 情報発信

避難所、地区・町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

(1) 後方支援体制の整備

必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ周辺市町と協定を結び、相互に後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

(2) 応急活動及び復旧活動体制の整備

応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(3) 広域避難体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 業務継続計画（BCP）の策定等

津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 受援計画の策定等

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症の拡大が想定される状況下においては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染症拡大防止対策を徹底する。

加えて、訓練等を通じて、応急対策職員制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

8 罹災証明交付体制の確立

速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

- ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。
- イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。
- ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。
- エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。
- オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

9 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

10 災害廃棄物の仮置き場の確保等

仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

1.1 被災者生活再建支援制度等の周知

被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

1.2 情報のバックアップ化

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

1.3 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

1.4 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

1.5 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

1.6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

男女共同参画の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

1.7 防災科学技術研究所のJ-R i S Q地震速報の活用

防災科学技術研究所のJ-R i S Q地震速報を活用し、市独自の応急対応を行う。

18 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第2 防災情報通信体制の整備 市長公室、消防本部、関係各部

津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるため、転落防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

その推進に当たっては、住民への迅速確実な伝達を主眼とし、防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の整備を積極的に推進するとともに、整備に当たっては、市役所本庁舎が機能不全に陥った場合でも、全ての防災行政無線が無力化することがないように親局の代替機能や伝達手段を確保するものとする。

また、J－A L E R Tと連携した防災行政無線（同報系）による緊急地震速報の伝達等の各種防災情報の効果的な活用体制の整備を図る。

1 地震・津波情報の収集伝達による災害予防

- (1) 気象庁の緊急地震速報や津波警報等を確実・円滑に伝達するため、J－A L E R T及び防災行政無線（同報系）の効果的な活用体制の整備を図る。

また、津波警報等が発表された場合の情報伝達は、屋外拡声子局による伝達のほか、最寄りの消防署の消防車を活用した迅速な広報を行う等、屋外に所在する者への伝達に着意した情報伝達体制を確保する。

- (2) 市域に係る大津波が発生した場合、J－A L E R Tや防災行政無線（同報系）のほか、ラジオこまつ、テレビ小松、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（Twitter、Facebook、LINE等）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、災害情報メール、ホームページ等による住民への速やかかつ多様な情報伝達が行えるような体制確保に努める。

また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（V S A T）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

この際、消防本部に設置されている震度情報表示システム（気象庁が小松市役所に設置している計測震度計が感知した震度情報を表示するもの）、石川県総合防災情報通信システム（23頁参考）等の情報源を有効に活用する。

また、N T T等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

- (3) 119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

2 防災行政無線の整備

大津波により一般の電話回線が途絶えた場合において、防災関係機関との間の通信を確保するため、次の対策の実施に努める。

- (1) 防災行政無線のデジタル化に合わせた新システムの導入
- (2) 衛星電話、災害時優先電話その他非常通信の多重化の推進
- (3) 予備電源装置の機能維持

3 無線従事者の確保

防災行政無線を運用するには、無線従事者の複数確保が必要なことから、市職員に対する無線従事者資格の取得を推進し、無線従事者の増員・確保を図る。

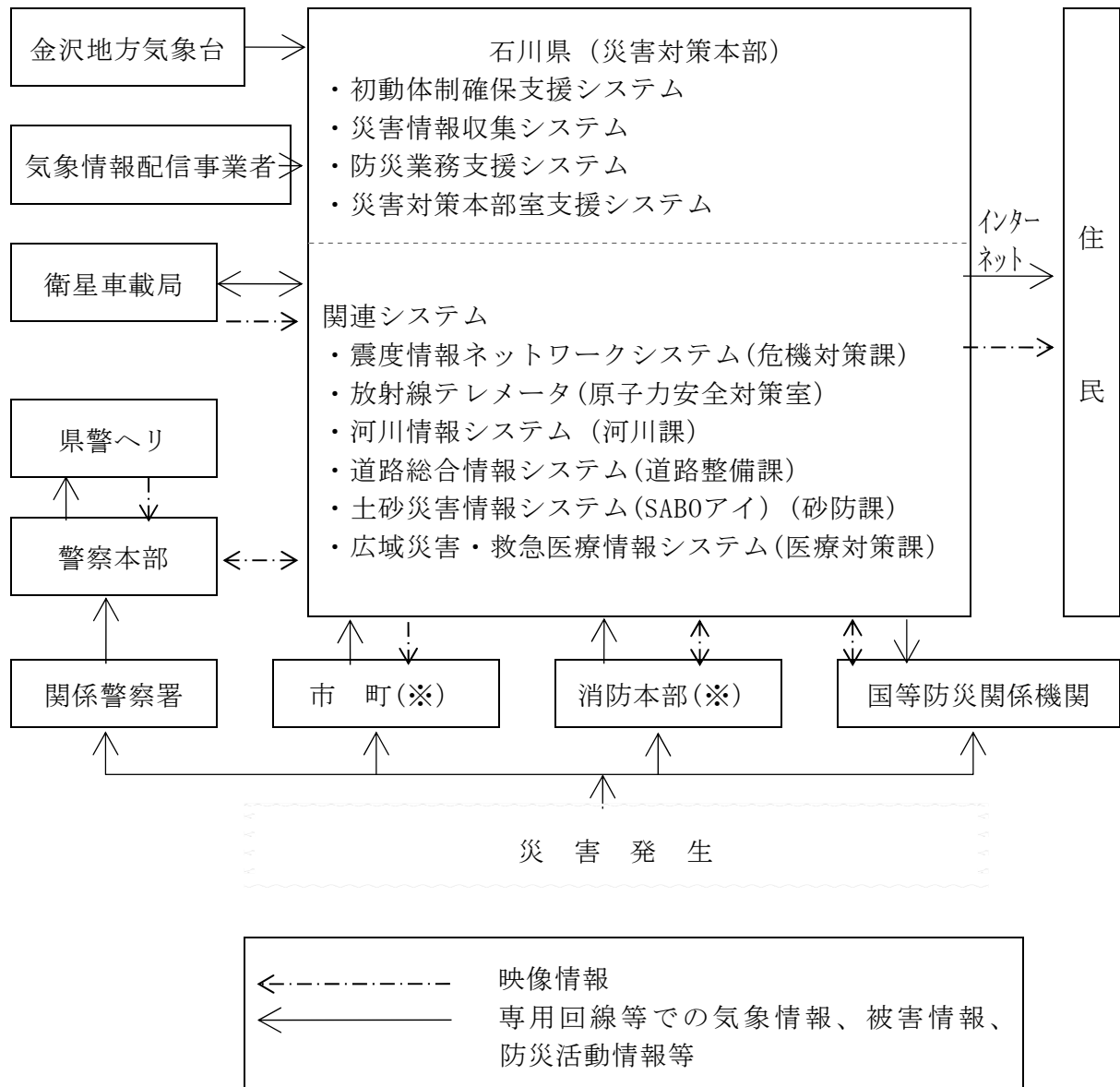
4 非常無線通信の活用

北陸地方非常通信協議会との連携確保を第一義としてその活用を図るほか、携帯用衛星電話等、既存の通信機材の効果的な活用を図る。

5 災害時優先電話の確保と利用体制の確立

津波発生時は、一般電話、携帯電話ともに使用できなくなることから、災害時優先電話の確保を図るとともに、訓練等を通じて、その活用要領の周知を図る。

「参考」 石川県総合防災情報システム



※端末：市長公室危機管理課

小松市消防本部情報指令課

都市創造部内水対策室（土砂災害情報システム：SABO アイ）

第3 消防力の整備 **消防本部**

消防組織法の改正に伴い、消防の広域化に関する施策を積極的に推進しつつ、市消防を市域での津波災害発生時における消火、救急・救助活動の要と位置づけ、活動に必要な装備・施設の整備を継続して推進する。併せて、自助、共助の観点から、消防、消防団だけでなく、自主防災組織、住民が一体となった消防活動が行える組織作り及び連携強化に努める。

1 消防署及び出張所の機能整備

消防署及び出張所は、発災時に防災活動の中核拠点となることから、次に示した消防力の強化及び整備に努める。

- (1) 消防署及び出張所の耐震性を図り、機能強化を計画的に推進する。
- (2) 災害に対し効果的な運用が行われるよう、資機材の適正配備を図る。
- (3) 津波災害対策に有効な消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、その他の消防用自動車の車両整備に努める。
- (4) 応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。
- (5) 消防緊急情報システムの整備を促進する。

2 消防団の強化

消防団は地域の防災活動の中核として重要な役割を果たしており、津波災害をはじめとする大規模災害に備え、消防団員数の維持、確保及び強化に関する施策を積極的に推進する。

- (1) 消防団員の確保、火災防ぎょ・救急救助技術の向上に努める。
- (2) 車両、施設の計画的な整備・強化を図る。
- (3) 救急・救助用資機材の増強に努める。
- (4) 女性消防団員の入団促進
- (5) 将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等の推進
- (6) 処遇の改善
- (7) 知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実

3 警戒警備体制の整備

消防長は、津波発生時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、下記の項目を基準とした計画をあらかじめ定めておく。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 通信系統の確保に関する事項
- (4) 要員招集及び出勤に関する事項

4 消防水利の多様化

津波発生時には水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の使用が不能となる場合や防火水槽の破損が予想されるため、消防水利の耐震化や、これら水利に偏らない水利の多様化を図る。

- (1) 緊急水利として利用できる河川、用・排水路、ため池等の把握を行い、消防水利の多様化を図る。
- (2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。
- (3) 家庭における風呂水やビルの貯溜水の活用等について、啓発・指導する。

第3節 津波災害に強いまちづくり

第1 都市計画〔小松市都市計画マスタープラン〕 都市創造部、関係各部

小松市全体を災害に強いまちにするため、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震不燃化を図るなど、都市計画の全般にわたり、防災の視点を反映させた都市づくりを推進する。また、小松市地域強靱化地域計画に基づくまちづくりを推進する。

- 1 都市公園、都市施設の適正な配置及び防災機能の強化
- 2 防災機能を備えた都市計画道路の拡充
- 3 優良宅地開発、土地区画整備事業、市街地再開発事業の促進
- 4 住宅密集地における避難路整備の推進
- 5 道路、上・下水道等、市民の生活環境基盤の整備
- 6 海岸沿い等における、迅速な避難のための道路の整備充実
- 7 災害リスク情報において、危険性のあるエリアにおける開発抑制

第2 市街地の整備 都市創造部、関係各部

市街地の整備については、高齢化社会に対する備えの観点から、住宅密集地内道路の避難路としての整備（融雪装置の設置等）や老朽建物の耐震化促進施策等、関連する法規、計画に基づき次の事項を重点施策として推進する。また、小松市立地適正化計画に基づく市街地整備や居住誘導区域に含めない区域等を検討する。

- 1 市役所、消防本部、病院、防災活動拠点等の防災拠点施設と市街地各所に所在する避難所や都市公園等を一体化した防災空間づくりに努める。
- 2 住宅密集地においては、特に積雪時、避難誘導等の防災諸活動が最も困難となることから融雪装置の設置やバリアフリー化施策を積極的に推進する。
- 3 公共施設に限らず住宅を含めた耐震化促進施策を推進する。

第3 火災の防止 市長公室、消防本部、関係機関、事業者、市民

津波の発生直後には、市街地を中心に火災の同時発生の可能性があり、状況によっては延焼火災に拡大することが想定される。したがって、市、防災関係機関、事業者及び市民が一体となり、「燃えにくいまちづくり」を推進するため、次の対策の実施に努める。

- 1 火災の危険性が高い地域は、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築を促進する。
- 2 道路や河川等が延焼遮断帯として効果が発揮できるよう、住宅密集地域を中心に防災の目的を兼ねた整備を推進する。
- 3 不特定多数の者を収容する施設（旅館、雑居ビル、百貨店、病院等）に対しては、施設所有者又は管理者に対する講習会、立入検査等の実施により出火防止対策の指導を行う。
- 4 一般家庭等への住宅用火災警報器の設置義務化（平成20年6月）の機会をとらえ、設置率を早期に向上させるなど、住民への啓発を重視するとともに、併せて全市民の自助、共助の精神を醸成する。

第4 緊急地震速報システムの活用による減災施策の推進 市長公室、各施設管理者

気象庁の「緊急地震速報」システムを有効に活用するため、J-A L E R T及び屋外拡声子局を含む各世帯に至るまでの防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の効果的な運用体制の整備を図り、市内の防災関連機関、事業所、大規模集客施設、学校、福祉施設等を含み、全市一斉に遅滞なく緊急地震速報を伝達することのできる更なるシステムの整備を推進する。

第5 建築物の耐震化及び津波ハザードマップの活用 都市創造部、関係各部

建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びその他の法律に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促すため、次の対策を継続して推進する。

- 1 小松市耐震改修促進計画に基づく施策の推進
- 2 災害時に防災上の拠点となる施設については、建築物の耐震診断又は改修・実施計画等を作成し、耐震化を図る。
- 3 市役所内に「耐震診断相談窓口」を設け、民間の建築物の耐震診断や耐震改修を促進する。
- 4 市職員の建築技術者等を対象に、診断・改修に必要な技術者を育成する。
- 5 不特定多数の人が利用する旅館、百貨店、マーケット、病院等の建物については、所有者等からの報告に基づき、適時、耐震化の指導を行う。
- 6 津波に関する情報、海拔等、多くの情報を網羅し分かりやすくした「わが家の防災ファイル」により、引き続き住民への周知、効果的な活用を図るとともに、自助、共助の段階における防災能力を向上する。

第6 危険物対策 各危険物管理責任者

市は危険物の貯蔵施設、火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保を図り、緩衝地帯の整備等を推進する。また、L P ガス・塩素系等の高圧ガス、放射性物質及び毒物等は、地震や津波等で破壊された場合、引火性、爆発性、毒性等による二次災害をもたらす危険性が高いため、事前に事業者等の指導を行い、保管施設の安全性確保に努める。

なお、市域の危険物取扱事業者等のリストについては、国民保護措置に係る生活関連等施設のリスト同様、保全の観点からその取り扱いには十分注意する。

対象施設等	内 容
高圧ガス	高圧ガス施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防火設備の維持管理、災害対策の検討、訓練の徹底を指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。
毒物・劇物	毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防火設備の維持管理、災害対策の検討、訓練の徹底を指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。また、営業者及び取扱責任者に対しては、登録基準に適合した施設を維持するよう指導に努める。
石油等	石油等の危険物施設は出火や延焼拡大の要因となる場合があり、法令に定める保安講習や津波災害対策を含め、危険物取扱者等に対する出火防止の推進を図る。
火薬類	火薬類の保管・取扱施設に対し、火薬類取締法に基づく安全性の確保について、指導を徹底する。
化学薬品等	薬品等からの出火を防止するため、これを取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査や保管の適正化の指導に努める。また、事業者に対しても実態調査や安全対策の指導を図る。

第4節 津波災害に強い施設づくり

第1 ライフライン等の整備 **都市創造部、上下水道局、関係各部、関係機関、事業者**

上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設は、生活基盤を支える重要な施設であり、地震や津波等の災害による被害を受けた場合には、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。したがって、災害に強い施設の構築は極めて重要な課題であり、長寿命化計画に基づく施設の計画的な予防保全や更新等を実施するとともに、次のような整備に努める。

なお、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水への対策、及び、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

1 上水道施設

市域における水道普及率はほぼ100%であるが、水道基幹管路の耐震化率は31.3%（令和3年度水道事業統計より）となっており、老朽管の計画的な更新を行うとともに緊急時におけるバックアップのための配水路の確保や被害を最小限にするための配水ブロックの見直しを行うなどの施策を推進する。また、取水・浄水施設・配水池等の基幹施設の耐震性強化、幹線管路のネットワーク化により、上水の供給安定化を図る。

なお、発災時の応急給水及び復旧の迅速化を図るため、各種資機材の備蓄、災害対応用の図面・図書類の整備を推進する。

2 下水道施設

下水道施設は一旦地震や津波等の被害が発生すると復旧に長期間を要する。したがって、地震や津波等の災害による下水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震性の向上に努める。また、上下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、両施設関係機関の連携を図る。

3 ガス施設

ガス地震対策検討会（経済産業省）の報告を踏まえ、ガス施設の耐震性強化、マイコンメータの設置等、地震に伴う火災予防及び被害軽減のための安全措置等の減災措置を推進する。

4 電気施設

電気事業者は、過去に発生した地震や津波による被害の教訓を生かし、施設の耐震化や防水機能の向上を図るとともに、設備の防護対策の拡充に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、市と協力し事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。

5 通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の面からも極めて重要であり、通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火及び耐水化並びに多ルート化等の対策に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、市と協力し事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。

6 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、日本貨物鉄道株式会社金沢支店、北陸鉄道株式会社、IR いしかわ鉄道株式会社は、災害による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、施設等の耐震性の向上、地震検知装置の整備、鉄道施設等の点検巡回、救護、避難訓練の実施等の対策を講ずる。

7 空港

空港については、災害状況の迅速な把握並びに救援物資及び人員の輸送を図るため、管制塔及び航空保安施設の耐震性・耐浪性の向上に努める。

8 農地、農業用施設

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備し、市はハザードマップの作成・周知により、関係住民に適切な情報提供を図る。

第2 道路・橋梁の整備 都市創造部、関係各部、関係機関

道路及び橋梁は、発災時において市民の避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有する。このような道路・橋梁施設の整備は防災対策の基本事項であり、主要な幹線道路の総合的な整備計画を推進する。

また、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用についても考慮するものとする。

さらに、道路空間が有効な緊急の避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。

1 道路の整備

(1) 緊急輸送道路等の防災道路網の整備

地震や津波等の災害時における交通の混乱を防止し、消火、避難、救護等の災害応急活動機能の維持及び緊急輸送等を確保するため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、県が指定している市域に係る緊急輸送道路を含めた防災道路網を指定し、耐震性強化を含めた整備の推進を図る。緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止する為、無電柱化の推進や新設電柱を制限する。

【緊急輸送道路等の防災道路網】

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、 地域間相互の連携、救命活 動に対応する路線	高 速 道 国 道 同 道 同 道 主要地方道 同 道 同 道 市 道 同 道	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必 要な物資の供給確保、救急 活動等の地域相互の支援体 制の確保に対応する路線	国 道 主要地方道 同 道 同 道 一般県道 同 道 同 道 市 道 同 道 同 道	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・ 迂回路確保に対応する路線	主要地方道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 同 道 市 道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路		・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線 （避難・救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅新安宅線 ・安宅小島線 ・浮柳安宅線 ・石田橋線 ・島田犬丸線 ・上八里白江線 ・幸町八幡線 ・八幡町今江新橋線 ・今江春日神社線 ・今江符津線
その他の主要防災道路		・布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線 ・額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線 ・県道大野八幡線、県道金平寺井線 ・県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・県道栗生小松線、県道西二口長田線 ・津波倉一針線

(2) その他の路線

避難所へ通じる各避難道路、医療救護施設周辺道路、避難・救援拠点周辺道路、応急対策の活動拠点となる公共施設の周辺道路及び住宅密集地内の道路等の整備を促進する。また、崖崩れ等の土砂災害からの保全も併せて行うと同時に、防災緩衝を目的とした街路緑化に努める。

(3) 道路盛土等の活用

津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用について考慮する。

2 橋梁の架け替え・補修

地震や津波に伴う落橋等による交通遮断を未然に防止するため、幹線道路の橋梁の適切な管理に努める。また、老朽化した橋梁については、防災対策上の安全性に配慮した橋梁の補強あるいは架け替えを推進する。

3 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

第3 河川・海岸施設の整備 **都市創造部、関係各部**

河川・海岸施設では、津波によって堤防の亀裂の発生や沈下、あるいは護岸・水門・樋門等の構造物の破損が生じ、堤内地に水害を及ぼす危険性が考えられる。

特に、海岸においては、津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

したがって、次の事項を考慮した施設の整備を推進する。

- | | |
|---|--|
| 1 | 重要な水防施設については耐震診断を行い、適切な耐震性を有する施設への改修・整備に努める。 |
| 2 | 地震に伴う火災発生時の消防水利の確保を目的として、河川護岸や用・排水路の整備（スロープ、階段、釜場等の設置）を促進する。 |
| 3 | 海岸における防潮堤の整備の検討や、海岸保全施設等の整備に努める。 |

第4 都市公園施設の整備 都市創造部、関係各部

市街地の人口の密集する地域では、発災時の一時的な避難場所（町内会単位）として、あるいは延焼遮断機能を持たせるために公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保が重要であり、グリーンインフラの保全と活用を推進する。また、その一部は、市街地が被災の中心となった場合において各関係機関の防災活動の拠点となる「防災活動拠点」としての防災機能の強化を図る。

なお、整備に当たっては、次の事項に留意する。

- 1 住宅密集地域内のオープンスペースの確保
- 2 新市街地では多様な災害に対応した防災公園の整備
- 3 要配慮者の利用を考慮したバリアフリー化の推進
- 4 備蓄倉庫、貯水槽、放送設備等の防災関連設備の整備
- 5 災害時の活用を考慮した公園、緑地の整備・再整備
- 6 災害に強い樹種を用いた緑化の推進
- 7 その他防災機能の強化に資する整備

第5 一般廃棄物処理施設の整備 経済環境部、関係各部

一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・熱の供給設備を設置するよう努める。

第5節 津波災害に備える応急対策の環境整備

第1 市街地における防災活動拠点の整備

市長公室、消防本部、都市創造部

1 防災活動拠点整備のねらい

老朽住宅が多く存在する市街地の住宅密集地における災害時の避難救出・救護その他の防災活動には、住民の高齢化も相俟って相当な困難が伴うことが予想される。したがって、市街地の周辺の要点に、消防、消防団、県あるいは自衛隊等の国の機関が集結し、連携を取りつつ諸活動を行える活動拠点の整備を図る。

2 防災活動拠点の選定

活動拠点の選定については、市街地近傍のオープンスペースを確保できる場所として、小松運動公園、末広緑地、小松大橋北見附公園、東部地区拠点避難地とする。

活動拠点名称	場 所	対象とする災害（基準）
末広防災活動拠点	小松運動公園、末広緑地	地震、津波、大火災、航空機災害
天神・大川防災活動拠点	小松大橋北見附公園	水防、大火災、航空機災害
東部地区防災拠点	東部地区拠点避難地	地震、水害

3 防災活動拠点の持つべき機能

- (1) 防災活動に関わる機関が派遣する人員及び器材（部隊）の集合場所としての機能
- (2) 防災関連資機材のほか、生活関連用品等の備蓄機能
- (3) 周辺の住民等の一時的な避難が行える、一時避難場所としての機能

第2 避難所及び避難・救援拠点の整備

市長公室、都市創造部、関係各部

1 避難所等の指定

(1) 指定避難所

市が指定する避難所は、原則として学校、地区体育館、公園等の市及び県の管理する施設の中から選定するとともに、指定した避難所については、耐震性の強化、非常用貯水槽の設置、情報伝達機能の強化、停電時の電源対策（環境にやさしい EV 車等の導入を含む）、感染症の感染対策防止、避難所生活に必要な各種機能の強化を図る。

また、救助援護活動の拠点としての機能確保に努める。

避難所については、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

なお、避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観

点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(市指定避難所：資料編参照)

(2) 指定福祉避難所

災害対策基本法による避難所の指定基準を充足したもので、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する。

指定福祉避難所として指定した場合は公示するものとする。

(3) 福祉避難所

一般の指定避難所での対応が困難な要配慮者のための二次的な避難を目的に協定等により設定するもので、災害対策基本法による避難所の指定基準の充足は問わない。

(4) 機能強化避難所

ア 一般：指定避難所 67 箇所のうち、地区のバランス、人口割合等を考慮し、15 箇所に備蓄品を常備するなど、機能を強化した避難所とする。

イ 福祉：福祉避難所 14 箇所のうち、東西南北の福祉避難所 4 箇所に備蓄品を常備するなど、機能を強化した福祉避難所とする。

(機能強化避難所：資料編参照)

(5) 水害時開設対象避難所

想定最大規模降雨による浸水想定を踏まえ、梯川流域及び水害のおそれのある地区を対象に水害時における避難所として 28 箇所を指定する。うち、19 箇所について「初期に開設する水防避難所」とする。収容能力が不足する場合など緊急の場合、教室や廊下等のスペースの活用について施設管理者と協議する。

なお、「初期に開設する水防避難所」には備蓄品を常備する。

(6) 指定緊急避難場所

市が指定する緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設で、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有している場所の中から選定する。

(指定緊急避難場所：資料編参照)

(7) 避難・救援拠点の整備

発生する地震や津波の規模によっては、避難所の運用が広域化、長期化することから、多数の避難所を統廃合するとともに、救援物資の一元管理、集配機能の確保のため、あらかじめ次の 4 箇所を避難・救援拠点として位置づけ、整備を推進する。

「大規模災害時における小松市の避難・救援拠点」

名 称	場 所 等
東部避難・救援拠点	道の駅こまつ木場潟及び周辺区域
西部避難・救援拠点	西南体育館、小松加賀斎場、ふれあい健康広場、スカイパークこまつ翼及び周辺区域
南部避難・救援拠点	こまつドーム及び周辺区域
北部避難・救援拠点	小松市民センター及び周辺区域

(8) 町内避難場所（一時避難場所）

町内避難場所は、自助・共助の観点から地域の自主防災組織あるいは町内会単位で指定・運用し、市の指定する避難所に至る前の中継拠点として避難者が一時的に集合する場所や、避難所までの移動に危険がある場合の緊急的な避難所と位置づけ、各町内の公民館、都市公園等の中から次の要件を考慮して、自主防災組織あるいは町内会単位で指定する。

- ア 情報伝達及びその他各種の連絡が効率的に行える場所であること
- イ 要配慮者の避難誘導等が容易であること
- ウ 集団避難のための行動が確保できる安全な広さがあること
- エ 地域の被害規模等の状況把握が容易な場所であること

(9) 自主避難所

台風、洪水、土砂災害等の発生が懸念される場合に、町内の公民館等の一時避難場所と同様に「自主避難」の段階で地域コミュニティセンター等を開放し避難場所とするもの。

2 避難所等の整備

指定避難所等については、次に示す内容の整備に努める。

指定福祉避難所の整備に当たっては、国の緊急防災・減災事業債等の財政措置の活用を検討する。

- (1) 換気、照明等、避難生活の環境を保つ設備の整備
- (2) 避難所における情報収集・伝達機能の整備
- (3) 避難生活に必要な食糧、生活必需品等の備蓄品の整備
- (4) 要配慮者の利用を考慮した整備（バリアフリー化等）や相談等の支援を受けることができる体制の整備
- (5) 医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮
- (6) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

3 避難路の整備（整備を優先させる路線の細部は、資料編に記載）

避難所に通じる道路は、全て避難路と位置づけ、要配慮者の避難が円滑・安全に行えるよう、次に掲げる事項について、避難路の整備を推進する。

- (1) 避難所及びその周辺における明示看板、避難誘導標識、再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の逐次整備
- (2) 避難路に面する建築物や壁等の倒壊防止
- (3) 看板、外壁タイル等の落下防止施策の推進
- (4) 要配慮者の円滑、安全な避難確保のため、避難路のバリアフリー化、融雪装置の充足
- (5) 避難路としての幅員確保や歩道の整備
- (6) 観光客、外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難誘導への配慮
- (7) 落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施

第3 津波避難ビルの指定等 都市創造部、関係各部

徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、おおむね15分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定等により、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

第4 避難誘導標識等の設置 都市創造部、関係各部

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちのわかりやすい場所に表示することや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町内会、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。

第5 避難誘導體制の構築 関係各部

1 具体的かつ実践的な津波避難計画の策定

具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル・避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

2 徒歩避難の原則の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

3 避難誘導者の行動ルール

消防職団員、水防団員、警察官、職員等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

4 情報入手・通信手段の充実

避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

5 要配慮者の避難誘導

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

第6 備蓄体制の整備 市長公室、消防本部、上下水道局、関係各部

1 備蓄に関する基本的な考え方

大規模地震や津波の直後は、市場の流通が混乱し、物資等の入手が困難となることが想定され、流通機構がある程度回復するまでの間、食糧、飲料水等の生活必需品や応急活動用資機材については地震・津波災害、洪水、土砂災害等の避難者を考慮して、必要最小限の備蓄が必要であり、次の要領で備蓄体制の整備に努めるとともに、機能強化避難所（一般15箇所、福祉4箇所）に備蓄品を常備する。

(1) 食糧、飲料水の備蓄基準

食糧及び飲料水の備蓄については、小松市の地震・津波被害予想により想定される避難所への避難住民の数に準じて、約22,000人を対象とし、当面の目標として、食糧は1食分、飲料水は1日分を最少備蓄基準として備蓄する。なお、今後は状況に応じて3日分を目途に備蓄を推進する。

ア 対象人数
約 22,000 人

イ 備蓄基準

食 糧	22,000人×1食 : 22,000食
飲 料 水	22,000人×3リットル : 66,000リットル

ウ 備蓄要領

- (ア) 各家庭での備蓄を呼びかける。
(食糧3日分、飲料水3日分(3リットル/人/日))
- (イ) 大型量販店等との流通備蓄協定をさらに推進し不足分を補完する。
- (ウ) 自動販売機等の活用を図る。

(2) 生活必需品の備蓄

災害時の生活必需品の優先提供に関し、大型量販店等との災害時の流通備蓄協定の締結をさらに進め、大規模地震や津波等により備蓄の分だけでは不足する場合の補完を行う。(生活必需品流通備蓄構想)

(3) 毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、マンホールトイレ、非常用電源(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。)、感染症対策物資(マスク、消毒液、パーティション等)、その他生活必需品以外の物品、資器材については、十分な量が確保されるまで計画的に備蓄を推進する。

2 備蓄倉庫等の整備

(1) 市内の防災用備蓄倉庫は、次のとおりである。

- ア 小松運動公園備蓄倉庫(末広町)
- イ 小松市役所備蓄倉庫(小松市役所)
- ウ さわ池ふれあいパーク備蓄倉庫(下栗津町)
- エ 消防本部備蓄倉庫(消防本部)
- オ 小松市水道丸の内配水場(丸の内)※飲料水のみ
- カ 小松大橋北見附公園倉庫(天神町)

(2) 市内の備蓄品を常備する機能強化避難所は、資料編(資料8の(1))のとおりである。

(3) 整備目標

被災者に対して効果的に備蓄品の供給が図れるよう、備蓄倉庫は避難・救援拠点となる避難所等を中心に、適正な位置に配置するとともに機能強化避難所に備蓄品を常備する。

また、備蓄品目は、生活必需品・救助活動用資機材等に重点を置いた整備に努める。

第7 医療救護活動の環境整備 消防本部、医療機関、関係各部

1 医療救護活動の環境整備

災害直後の傷病者に対する医療救護が直ちに実施できるよう、県、医師会その他関係機関に協力を求め、次に掲げる項目について必要な初動体制の整備を図る。

- (1) 小松市医師会との協定に基づく医療救護班の編成を協議し、医療救護計画を作成する。
- (2) 後方医療の収容及び搬送計画を作成する。
- (3) 救護所における医療資機材・医薬品の調達及び備蓄計画を作成する。
- (4) 広域災害・救急医療情報システムを有効に活用できる体制を維持する。
- (5) 医療救護活動の責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

2 医療品・医療用資機材の確保

応急医療活動に必要となる医療品及び医療資機材について、南加賀保健福祉センター、病院、医師会等と連携し、次に掲げる体制の整備に努める。

- (1) 医療救護に必要な医薬品及び医療資機材の備蓄を推進する。
- (2) 平常時から市内の医薬品販売店等の把握に努め、緊急時の医薬品の調達が迅速に行えるよう努める。

3 後方医療体制の整備

救護所で手当を受ける傷病者のうち、重傷者については後方の医療機関への搬送が必要となるため、次に示す医療体制の整備に努める。

- (1) 南加賀医療圏では地域災害拠点病院として小松市民病院（小松市、能美市）、加賀市医療センター（加賀市）が指定されている。広域医療搬送など基幹災害拠点病院（石川県立中央病院）、他の災害拠点病院との連携の強化など市外医療機関への二次搬送ができる体制の構築に努める。
- (2) 迅速・確実な医療救護活動等実施するため、市内医療機関との連携の強化に努める。
- (3) 災害拠点病院としての強化、充実を図るため、より施設・設備の整備、備蓄品等の充足、BCPを整備し、これに基づき被災した状況を想定した研修・訓練を行う。

第8 救急医療体制の環境整備**消防本部、医療機関、関係各部****1 情報収集能力の向上**

消防本部は、災害時に輻輳するおそれのある救急救助要請に迅速に対応するため、救急救助体制の強化を図る。また、市民病院等との相互の情報通信機能を確保し、特に広域災害・救急医療情報システムの効果的な活用体制を維持することにより、空床状況等の医療情報を常時把握するよう努める。

2 救急救助能力の向上**(1) 消防団**

消防本部は、消防団の救急救助活動が効率的に行えるよう、次に掲げる救急救助能力の向上を推進する。

- ア 救護活動を行う救出救護班の編成
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得の推進
- ウ 担架、救急医療セット等、応急手当資機材の整備の推進

(2) 自主防災組織

自主防災組織による応急救助活動が効果的に行えるよう、次に掲げる事項により能力向上に努める。

- ア 救護活動を行う救出救護班の編成と訓練の実施
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得
- ウ 避難行動要支援者への支援要領の習得
- エ 担架、救急医療セット、AED等の応急手当資機材の整備
- オ しみん救護員の養成

(3) 市民

市及び消防本部は、市民の応急救助能力を向上させるため、各種救命講習会等の開催を通し、次に示す事項の教育指導に努める。

- ア 軽度の傷病は、自ら手当できる程度の医薬品の準備を啓発
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得
- ウ 献血への協力

第9 緊急輸送の環境整備**市長公室、関係各部****1 緊急輸送路の整備**

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空・海上のそれぞれの緊急輸送路の整備を図る。
なお、市の指定する防災道路網については、本章第4節第2のとおり。

区 分	整 備 の 内 容
陸上輸送の 環境整備	市の緊急輸送道路は、県の指定する緊急輸送路線と、市役所や避難所等の施設とを結ぶ道路としてあらかじめ指定する。また、道路管理者は、緊急輸送道路の整備推進に努める。
航空輸送の 環境整備	災害時の自衛隊や県のヘリコプターの発着場として事前指定する臨時ヘリポートの充足を促進する。また、指定した場所については、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。（資料編参照）
海上輸送の 環境整備	災害時によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した船舶の規模をあらかじめ把握する。

2 緊急輸送のための措置

(1) 緊急輸送車両

災害発生時に緊急輸送車両として使用する予定車両は、警察署を経由して公安委員会に事前届出の申請を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにする。

(2) 緊急輸送力の確保

生活必需品等の緊急輸送については、流通備蓄の観点から進める大型量販店との災害時応援協定に基づき、協定先との事前調整を図る。

また、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

輸送手段や体制については、指定公共機関等の関係機関その他市内の団体（運送事業者、トラック業者、工事関連業者等）と協力業務内容や協力方法を協議し、災害時応援協定の締結又は見直しを推進し、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

- ア 指定する市域4箇所の避難・救援拠点（救援物資集配拠点）を中心とした救援物資等の集配要領を検討する。
- イ 緊急輸送に係る指定公共機関や関連業者との災害時の応援協定の締結や見直しを図る。

3 臨時離着陸場の整備

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

第10 給水活動の環境整備 **上下水道局、関係各部**

津波災害時における飲料、医療及び生活用の水の確保については極めて重要なものであり、給水活動体制の積極的な整備に努める。

1 応急給水のための救援体制の確保

災害時の応急給水については、市で備蓄する飲料水の迅速な配分に着意するほか、石川県災害対策本部及び災害時相互応援協定を締結している各市町との調整を迅速に行える体制整備に努める。

なお、発災後の応急給水に必要な水の確保目標水量（基準）は下表のとおりとする。

第1段階 災害発生～3日目まで	3リットル／人／日	生命維持に最小限必要な水量
第2段階 4日目～7日目	20リットル／人／日	炊事、洗面、洗濯等生活する上で必要な最低限の水量
第3段階 8日目以降	100リットル／人／日	通常の生活で不便であるが生活可能な必要水量
第4段階（復旧段階）	250リットル／人／日	通常の必要水量に近い水量

2 各家庭での水の確保

地震に伴う配水の途絶を想定し、平常時から次に示した水の備蓄を各家庭に呼びかける。

- （1）1人1日3リットルの飲料水を、世帯人数に合わせ3日分程度備蓄する。
- （2）雨水貯留槽等を設置するなど、断水時の生活用水の確保を推進する。

3 協力体制の確立

地震により水道施設が各所で被害を受け、上水の供給停止域が広範囲にわたることを想定し、応急給水及び災害復旧に係わる関係機関、組織等との協力体制の確立に努める。

- （1）近隣市町や小松管工事組合等協定を締結している組織や機関との協力体制を確立する。
- （2）自衛隊に対する応急給水の協力要請の体制を確立する。
- （3）市民・自主防災組織に対する水の備蓄、給水方法に関する協力体制の確立に努める。

4 給水拠点や緊急用水源の確保

緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

また、代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

第11 食糧及び生活必需品の確保体制の整備 **市長公室、関係各部****1 市が行うべき事項**

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとし、災害直後の食糧及び生活必需品等の調達について、大型量販店との協定締結を推進するほか、関係団体と協力内容や方法等について協議し、災害時における食糧及び生活必需品の確保に努める。

- (1) 指定する4箇所の避難・救援拠点を、食糧及び生活必需品を含む救援物資の集積・配送拠点として整備する。
- (2) 集積された救護物資は、機能強化避難所、指定避難所に配送するとともに状況に応じて備蓄倉庫に備蓄する。
- (3) 緊急物資の流通在庫調査及び調達計画の策定に努める。

2 市民が行う食糧及び生活必需品の対策

市民は、発災直後の生活を自ら確保できるよう、次の備えに努める。また、市は、災害に対する日頃からの備えについて広報等による啓発活動に努める。

- (1) 1～3日程度の非常食を災害用として保管すること
- (2) 3～5日程度の生活必需品を災害用として保管すること
- (3) 町内会、自主防災組織を中心とした自助・共助精神の醸成を図ること

3 備蓄に際しての配慮

備蓄に際しては、次の内容について配慮するものとする。

- (1) 女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給に配慮する。(生理用品等)
- (2) 乳幼児や子供に対する支援物資の備蓄・供給に配慮する。
(紙オムツ、哺乳瓶、乳首、ミルク等、離乳食、アレルギーに配慮した飲食物等)
- (3) 要介護者や障がい者等に対する支援物資の備蓄・供給に配慮する。
- (4) 栄養や食事形態等、要配慮者に配慮する。
- (5) 大規模な地震災害に備え、十分な備蓄量の確保とともに、集中備蓄又は分散備蓄等について配慮する。
- (6) 物資の仕分け及び配送について、民間業者の活用について十分な検討を行う。

第12 健康管理活動体制の整備 健康福祉部

1 基本方針

災害時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県や医療救護等と緊密な連携を図りながら、被災者の健康管理体に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成するなど、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要配慮者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康推進委員等、食生活改善推進員との共同・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用錠剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理活動体制の整備

災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障がい者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当対策部と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

県とともに、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第13 住対策の整備 都市創造部、関係各部

大規模な地震や津波が市域を襲った場合、住宅の滅失（全壊（焼）、流失）等により、多数の市民が日常生活を維持できない居住環境下におかれることが想定される。したがって、市は次に示す項目について、平常時からの住対策の整備に努めるとともに被災者生活再建制度等の周知徹底を図る。

1 小松市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化施策の推進

市が別に定める「小松市耐震改修促進計画」に基づき、一般住宅の耐震改修に伴う補助金制度の啓発、広報等により、特に老朽住宅の耐震改修施策を積極的に推進する。

2 応急危険度判定士の養成

津波災害後の建物の応急危険度判定に際し、市は平常時から職員の「応急危険度判定士」の資格取得を図り、被災後の建物危険度判定に対する体制の整備に努める。また、民間の有資格者については、市内又は市外在住者の把握に努め、災害時の協力体制の整備に努める。

3 仮設住宅対策

津波災害時の応急仮設住宅の建設に備え、市は建設候補地の設定（民有地を含む。）、住宅タイプ、入居者の選定基準等を事前に計画するとともに、既存の住宅等をあらかじめ指定、設定するなどして、被災者に対する仮設住宅の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その体制の整備に努める。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

4 福祉仮設住宅対策

高齢者等の災害時要配慮者に対しては、「福祉仮設住宅」の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その体制の整備に努める。（仮設住宅に準拠）

5 住宅供給対策

市は平常時から仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の状況把握に努め、災害時の住宅供給が円滑に実施できる体制の整備に努める。

6 応急修理対策

津波災害時の被災住宅の応急修理に備え、市民に対して、被災者が受けることのできる住宅の修理内容及び範囲の周知を図る。

第14 文化財等に対する整備 **交流推進部、関係各部**

市は、文化財の実態を把握するとともに、文化財所有者又は管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導する。また、次に掲げる防災対策に取り組むことで、文化財に対する防災意識の啓発を図り、文化財及び観光客をはじめとする来訪者の安全確保に努める。

文化財施設	1 文化財建物の管理状況、危険建物等の実態把握に努める。 2 消防水利の確保等、防災関連施設の配備点検を図る。 3 防災訓練を実施し、来訪者の安全確保体制を整える。
史跡・名勝等	1 崩壊・倒木等による危険箇所の把握に努める。 2 所有者・管理者に可能な修理補強等の指導を図る。

第15 市が保有する情報の安全管理 **総合政策部、関係各部**

市の所有するコンピュータシステムについては、重要な情報（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

第16 罹災証明書等の交付体制の整備 **市長公室、関係各部**

市は、罹災証明書の交付が速やかに行われるよう平常時から次の措置を講ずる。

- 1 被害調査や罹災証明書交付が円滑かつ速やかに行われるよう、要綱の整備、職員の育成等、実施体制の整備を図る。また、応急危険度判定担当部局と連携し、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努める。
- 2 広域災害発生時に被災市町間で調査判定方法等にばらつきが生じないように、近隣市町間における連携を図るとともに、関係機関との応援受援ネットワークの強化を図る。
- 3 調査に必要な傾斜器等の資機材の備蓄、調査交付に必要なデジタル機器や調査員移動車両等の調達手段の確保、交付会場や作業空間等の確保を図る。
- 4 先導的な事例やGIS、タブレット端末、被災者支援システムなどICTの活用等を検討し、手続きの迅速化や利便性の向上に努める。

第17 被災者支援システムの有効活用 **市長公室、関係各部**

津波発生時、直ちに被災者を救護・支援し、被災者の生活再建に向けて、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行う必要がある。

そのため、被災者支援システムを有効に活用し、被災者情報を一元的に管理することにより、必要となる膨大な行政事務を効率的に行い、被災者支援、復興・復旧業務を円滑に実施できるよう、平常時から演練し、システムを稼働させて体制の維持・整備に努める。

第18 こころのケア実施体制の整備 **健康福祉部、関係各部**

地震や津波の発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、さらに医療機関の被災やライフラインの機能停止により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感等の精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市及び精神科医療機関は、避難所におけるこころの相談所の設置や巡回診療等の実施について、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第6節 要配慮者対策への日頃の備え

市及び福祉関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら要配慮者を各種災害から守るための施策を積極的に推進する。

第1 在宅の要配慮者への配慮 市長公室、健康福祉部、社会福祉協議会、市民

1 避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン等の整備

高齢化社会を迎え、要配慮者の安全施策を積極的に推進させることが必要であることから、特に住宅密集地における避難路の整備に加え、国や県の示す要配慮者対策に係る避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿の有効活用、その他自主防災組織の効果的な活動等による避難行動要支援者の避難等の安全確保体制を整備する。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、町内会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

- (1) 国や県の示す要配慮者に係る避難支援プラン（全体計画）に基づき避難行動要支援者名簿や個別支援計画を作成・管理する。
- (2) 避難行動要支援者名簿や個別支援計画については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、常に最新のデータの維持・更新に努める。
- (3) 避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (4) 聴覚障がい者世帯には、FAXやICTを利用した一斉通報通信を効果的に活用できる体制を図る。
- (5) 自主防災組織等の地域住民による自助・共助の重要性を啓発し、地域ごとの支援体制の確立に努める。

2 個別避難計画の作成

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等に関する個別避難計画の作成に努める。

市は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、個別避難計画の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。また、要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も検討する。

なお、作成に当たっては、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携して取り組む。

3 個人番号（マイナンバー）の利用

災害対策法に基づき、市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、個人番号（マイナンバー）を利用することができる。市は、個人番号（マイナンバー）を活用した記載情報の取得など、事務負担の軽減や実効性のある避難支援等に努める。

4 避難後の支援対策

要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

5 要配慮者の避難生活における環境整備

要配慮者の避難生活には、様々な障害が発生することを考慮し、各関係機関は次の点に留意し、要配慮者へ配慮した避難所の確保・整備に努める。

- （１）要配慮者の避難所として社会福祉施設等を優先的に提供できる体制の整備を推進する。
- （２）避難所における情報伝達、障がい者用トイレ、バリアフリー化等、施設の整備を推進する。
- （３）手話通訳や障がい者の介護ができる人材の確保・育成に努める。

6 防災マップ・避難行動要支援者避難支援マップの作成

要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

また、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

7 緊急通報システムの整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

8 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、市の広報紙等により防災知識の啓発を行うほか、地域の防災訓練への参加を促すよう努める。

9 二次避難支援体制の整備

市は、県が作成する二次避難支援の指針を踏まえ、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

第2 社会福祉施設等における対策の推進

こども家庭部、健康福祉部

社会福祉協議会、各施設管理者

1 施設の防災体制整備

施設の管理者は、あらかじめ施設内における防災組織体制を整え、施設職員の任務分担、動員基準、緊急連絡網の確保等をマニュアル化するなど体制作りに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 防災設備の整備と備蓄の推進

施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を向上させるため、施設の耐震診断、改修、防災設備の整備等に努めるとともに、ライフラインの停止を想定し、あらかじめ食糧、飲料水その他生活必需品の備蓄を行う。

また、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を備える施設については、その設置場所を工夫する。

3 防災教育、防災訓練の充実

施設の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害対処時取るべき行動についての理解、関心を高めるため、施設の職員に対する防災教育を行う。また、特に職員が少ない夜間において津波が発生した場合を想定した入居者等の避難誘導について、施設の実情に応じて手順を確立し、職員、入居者に徹底しておく。

第3 外国人及び来訪者に対する対策

総合政策部、市長公室、行政管理部、関係各部

関係事業者

1 事業者における対策

市及び外国人を雇用している事業者は、言語、生活習慣、防災意識の異なる市域在住の外国人が災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努める。

2 案内板等の表示

地理に不慣れな外国人の安全を確保するため、避難所案内板等についてはローマ字又は外国語を併記するよう努める。また、温泉街、ＪＲ小松駅あるいは小松空港等、県外からの来訪者が多く訪れる施設では、施設管理者の責任の下、避難誘導を主体とした防災訓練を実施する。また、避難誘導標識及び避難所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するなど、来訪者の安全確保を図るものとする。

3 ガイドブック等の有効活用

国等から定期的に配布される外国人対応型防災用ガイドブックやスマートフォンの多言語防災アプリ等を有効に活用するなど、災害時の基本的な行動要領について容易に理解できるような種々の施策を推進する。

第7節 積雪時における地震・津波への備え

積雪時に地震や津波が発生した場合、避難行動要支援者の避難誘導が困難となるほか、老朽化した建物が密集する市街地での住民の避難には相当な困難が伴うことが予想されるため、融雪、除雪その他の対策を積極的に推進する。

なお、雪害対策の細部については、「一般災害対策編」第2章 第2.5節「雪害対策」によるものとする。

第1 積雪時における地震・津波対策の推進 市長公室、都市創造部、関係機関

積雪時における地震・津波対策は、融雪、除雪体制の整備、雪に強いまちづくりの推進等、総合的かつ長期的な雪対策の推進により確立される。このため、市及び関係機関は相互に協力して実効性のある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

なお、その推進及び実施に当たっては、「石川県雪害対策実施要綱」に基づき行う。

第2 雪に強いまちづくりの推進 市長公室、都市創造部、関係各部

1 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の遵守の指導に努める。また、住民の独力では屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域扶助体制の確立を図る。

2 積雪時における、避難路の確保

市及び関係機関は、特に市街地の住宅密集地における融雪装置の設置を推進するとともに、避難所に通じる避難路の確保に努める。

第3 寒冷対策の推進 市長公室、都市創造部、関係各部

1 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 津波災害応急体制		頁
第1 「対策期別」の設定	津波災害	54
第2 応急活動組織の整備	津波災害	55
第3 職員の参集・配備	津波災害	58
第4 事務分掌	津波災害	61
第2節 応急地震津波対策		
第1 地震・津波の情報収集	津波災害	70
第2 地震・津波情報の収集・伝達	津波災害	75
第3 津波災害発生直前の対策	津波災害	78
第3節 災害情報の収集・伝達		
第1 被害情報の収集	津波災害	81
第2 被害の判定基準	津波災害	82
第3 通信連絡網の確保	津波災害	85
第4 関係機関への報告及び通報	津波災害	86
第4節 災害広報		
第1 防災行政無線（同報系）の運用	津波災害	87
第2 放送事業者の利用	津波災害	89
第3 地震及び津波情報の広報	津波災害	89
第4 被害・復旧状況の広報	津波災害	90
第5 報道機関への対応	津波災害	92
第5節 消防活動		
第1 地震時の消防活動	津波災害	93
第2 消防応援部隊に対する派遣要請	津波災害	94
第3 惨事ストレス対策	津波災害	94
第6節 相互協力・応援要請		
第1 応援要請の決定	津波災害	95
第2 応援要請の実施	津波災害	95
第7節 救急・救助活動		
第1 実施体制	津波災害	100
第2 惨事ストレス対策	津波災害	100
第3 医療救護活動	津波災害	100
第4 災害救助法による措置	津波災害	100
第8節 災害医療及び救急医療		
第1 初動対策期の応急医療	津波災害	102
第2 緊急対策期以降の医療救護	津波災害	105
第9節 水防活動		
第1 警戒・監視活動	津波災害	106
第2 応急復旧	津波災害	106
第10節 災害救助法の適用		
第1 災害救助法の適用基準	津波災害	107
第2 災害救助法の適用手続き	津波災害	109
第11節 災害警備及び交通規制		
第1 災害警備	津波災害	114
第2 交通規制	津波災害	115

第12節 緊急輸送		
第1 緊急輸送道路の機能確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 1 6
第2 緊急輸送車両等の確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 1 8
第3 輸送計画の立案	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 1 9
第13節 住民の避難及び警戒区域の設定		
第1 避難の指示等	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 2 1
第2 警戒区域の設定	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 2 6
第14節 避難所の開設・運営		
第1 避難所の開設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 2 7
第2 避難所の運営	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 2 8
第3 避難者への配慮	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 0
第4 避難者の居住環境の確保等	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 1
第5 避難所の統合・設置の終結	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 1
第6 広域避難対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 1
第7 帰宅困難者対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 2
第8 避難所外避難者対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 2
第15節 給水活動		
第1 給水活動のための準備	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 3
第2 給水活動要領	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 4
第3 その他の飲料水の調達	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 5
第16節 食糧対策		
第1 食糧需要の把握	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 6
第2 食糧の確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 7
第3 食糧の集積・分配	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 8
第4 食品供給機能の復旧支援	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 9
第17節 生活必需品対策		
第1 生活必需品の需要把握	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 0
第2 生活必需品の確保及び支援要請	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 1
第3 生活必需品の集積及び配分	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 1
第18節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬		
第1 行方不明者の搜索	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 3
第2 遺体の検案、安置、埋葬等	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 4
第19節 公共公益施設等の応急対策		
第1 市有設備・施設等の応急対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 5
第2 上水道施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 6
第3 下水道施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 7
第4 その他のライフライン施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 7
第5 道路・橋梁施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 8
第6 河川・海岸・法指定区域の対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 8
第7 その他の公共施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 9
第8 障害物の除去	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 9
第20節 防災ボランティア活動の支援		
第1 防災ボランティア活動に対する基本的考え方	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 0
第2 防災ボランティアの受け入れ	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 0
第3 災害ボランティア活動拠点及び資機材の提供	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 2
第21節 要配慮者の安全確保		
第1 要配慮者の安全確保に係る活動	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 3
第2 外国人の安全確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 4
第3 来訪者の安全確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 4
第4 二次避難支援の実施	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 4

第22節 防疫、保健衛生対策		
第1	食中毒の予防	津波災害 155
第2	避難所の保健衛生	津波災害 155
第3	被災地の防疫活動	津波災害 156
第4	検病検査及び健康診断	津波災害 157
第5	感染症対策	津波災害 157
第23節 し尿処理及び廃棄物等の処理		
第1	し尿処理	津波災害 158
第2	生活ゴミ及び災害廃棄物の処理	津波災害 159
第24節 住宅の応急対策		
第1	建物の応急危険度判定	津波災害 162
第2	被災住宅に対する対応	津波災害 163
第3	住宅の確保対策	津波災害 164
第4	障害物等の除去	津波災害 166
第25節 文教対策		
第1	文教施設の応急復旧対策	津波災害 168
第2	応急教育	津波災害 169
第3	避難所協力	津波災害 171
第4	文化財対策	津波災害 171
第26節 その他の対策		
第1	こころのケア活動	津波災害 172
第2	健康管理活動	津波災害 172
第3	危険物の応急対策	津波災害 173
第4	危険動物の逸走対策及びペットの保護	津波災害 174

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 津波災害応急体制

第1 「対策期別」の設定 市長公室

津波災害の発生に伴う各種活動を迅速適切に行うには、全般状況を確実に掌握し、行うべき対策に緩急先後の序を付けることが重要である。そのため、発災後の1ヶ月の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、**初動対策期**（発災から1日程度）、**緊急対策期**（1週間程度まで）及び**応急対策期**（1ヶ月程度まで）の3期に区分するほか、1ヶ月以降の対策期を**復旧対策期**（1ヶ月程度～6ヶ月）及び**復興対策期**（6ヶ月以降）の2期に区分する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

時間経過	対策期別	対 象 項 目	市民の対応
発 災 1 日 1 週間	事前対応	・減災（施設整備等のハード面） ・準備（組織、計画等のソフト面）	・ハザードマップの理解 ・防災教育
	初動対策期 (救命主体)	・生命の安全確保、住民救出・救助 ・関係職員の非常招集 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止対策の実施 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難所等の開設と運営 ・情報網の確保	↑ 3 日 ↓ 自主防災 備蓄食糧 水の消費
	緊急対策期 (救援と支援)	・避難所の高機能化 ・緊急支援活動の開始 ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・幹線道路の通行確保と流入交通量の抑制	・防災ボランティア活動の開始及び受け入れ
1 週間	応急対策期 (応急被害復旧の開始、こころのケア開始)	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧進捗情報の共有化 ・生活支援と防災ボランティア受入環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居施策 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア	
1 ヶ月	復旧対策期 (復興計画の策定)	・災害ゴミ、ガレキの処理 ・まちづくり組織の結成 ・復興計画の策定	・まちづくりへの参加
6 ヶ月	復興対策期 (人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復)	・都市機能の回復、強化 ・生活再建及び経済復興 ・都市環境の回復、創造	

※対策活動に当たっては、県や防災関係機関との緊密な連携確保が極めて重要なことから、対応の優先順位を決定するに当たっては県との連絡調整を重視する。

第2 応急活動組織の整備 市長公室

1 災害対策本部

津波発生後の迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧対策を実施するため、必要に応じ速やかに「小松市災害対策本部」を設置し運用する。

ここでは、その設置基準及び組織体制について定める。

(1) 設置基準

配備体制		基 準
災 害 対 策 本 部 設 置 前	注意配備体制 情報収集、連絡活動 を円滑に行える体制	・ 市域に津波注意報が発表されたとき
	警戒配備態勢 災害対策本部の設置 に備える体制	・ 市域に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
災害対策本部体制		・ 市域に津波災害が発生又は津波災害の発生するおそれのあるとき ・ 津波の被害程度から市長が災害対策本部の設置の必要を認めたとき ・ 災害救助法が適用されたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として小松市役所2階 防災対策室内に設置する。

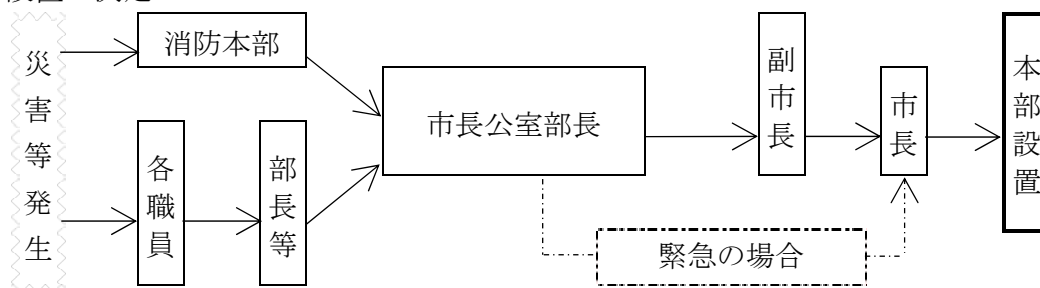
ただし、庁舎内に設置する事が不可能な場合は、次の順位に従い設置する。

第1位 小松市消防本部

第2位 小松市民センター

(3) 災害対策本部の設置又は終結の決定

ア 設置の決定



※必要に応じ各部局長以上で構成する警戒会議を設ける。

イ 災害対策本部体制の終結

市長は災害の危険がなくなった場合又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めた場合に災害対策本部体制を終結する。また、災害対策本部体制の終結の決定経路は設置時に準ずる。

(4) 災害対策本部の設置・体制終結の通知

災害対策本部を設置又はその体制を終結した場合、速やかに各関係機関等に通知するとともに、市民に対して公表する。

市民への公表については、他の情報伝達に合わせて行うほか、庁舎入り口に「小松市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部員室、本部員会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所等の設置場所等を明示し、市民等からの問い合わせの便宜を図る。

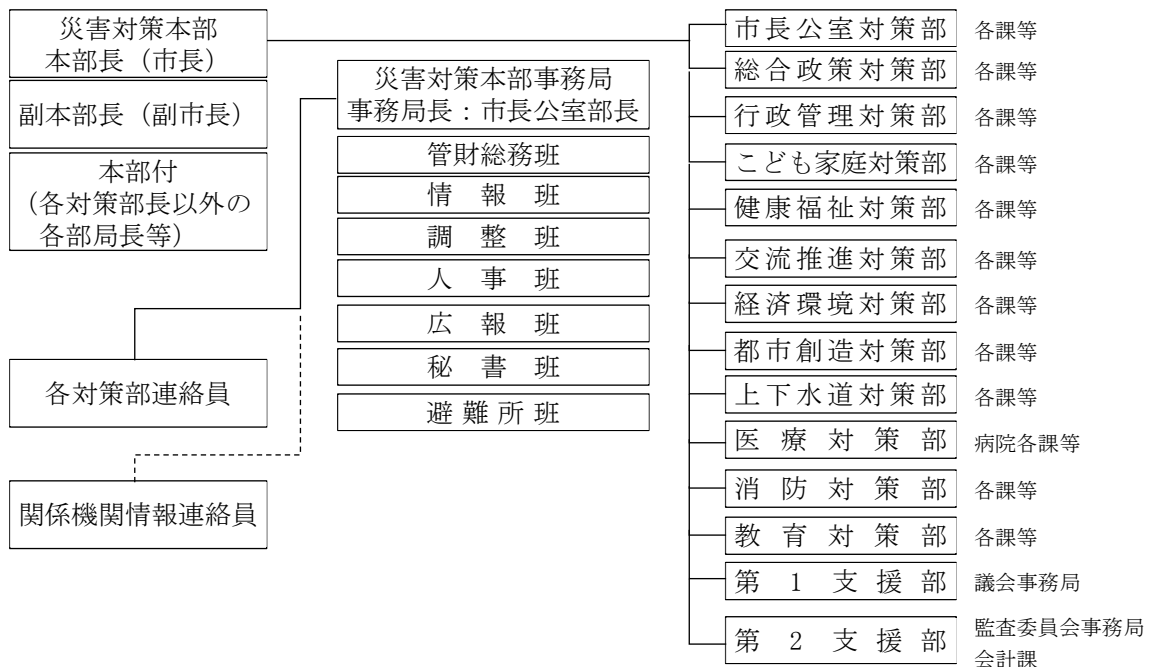
(5) 災害対策本部の設置又は体制終結の通知先

報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法
石川県（危機対策課）	本部事務局	石川県総合防災情報システム、（衛星）電話・FAX、その他迅速な方法
防災関係機関		電話・FAX、その他迅速な方法
市民（自主防災組織等）		防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ラジオこまつ、テレビ小松、その他の報道機関、その他迅速な方法
報道関係機関		電話・FAX、口頭・文書

2 災害対策本部の組織・運営 **市長公室対策部**

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、小松市災害対策本部条例及び小松市災害対策本部要綱に基づいて行うものとし、災害対策本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、各対策部の部長及び部課員で次のように組織する。



※本部事務局の各班構成の細部は、本節第4「事務分掌」による。

(2) 本部員会議

災害に関する情報を分析し、的確な状況判断の下、災害対応に係る処置事項等を決定するため、本部長（市長）は、随時本部員会議を招集する。

なお、緊急時には本部員が二人以上集まれば本部員会議の開催ができるものとし、災害に対する行政機能が麻痺しないよう努める。また、県の現地災害対策本部が市庁舎内等に設置された場合は、情報の共有化を図るため、県と合同会議等を開催するなど、機動的な運用を図る。

(3) 本部員会議の構成及び業務

本部長	市長	ア 災害対応に係る意思決定 イ 本部員会議の招集、開催
副本部長	副市長	ア 本部長の職務代理業務 イ 本部長の全般補佐業務
事務局長	市長公室部長	ア 本部長の意思決定プロセスにおける助言 イ 本部員会議の開催に係る事務 ウ 各対策部間の業務調整
各対策部長	各部局長	担当部局の掌握と所掌事項に関する本部長への助言
本部付	各対策部長以外の部局長等	ア 本部長の補佐業務 イ 必要に応じ業務の集中する部局の補完

(4) 現地災害対策本部

本部長は災害の規模や程度から現地災害対策本部の設置の必要を認めるとき、これを置く。

ア 構成等

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員で構成する。

本部長は、副本部長又は本部員の中から現地災害対策本部長をその都度指名する。

イ 分担事務

本部長は、被災地において柔軟かつ迅速に処理することが適当な本部長権限について、現地災害対策本部長に権限の委譲を行い、現地災害対策本部の対処に必要な措置を講ずる。

現地災害対策本部は、委譲された本部長権限の事項を処理し、防災関係機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

ウ 開設場所

現地災害対策本部は、必要に応じ被災地に近いところに設置し、学校・公民館等の公共施設を使用する。また、適当な施設がない場合は、エアテント等を活用し屋外に設置する。

3 BCPの発動と解除

市長は、市に大規模な災害等が発生し、通常の業務、体制では対応できないと判断される場合、又はその他必要と認める場合、BCPを発動する。また、市の通常業務が復旧し、おおむね通常の態勢で実施できると判断される場合、BCPを解除する。

詳細は、小松市業務継続計画（BCP）＜地震編＞に基づく。

第3 職員の参集・配備 市長公室、総合政策部

1 職員の参集基準（全災害共通）

市域において津波が発生したとき、別表に示す基準に基づいて職員の動員・配置を行うものとする。

2 参集及び配備体制の決定

（1）自動配備体制

震度5強以上の地震若しくは津波が発生したとき、原則として職員は動員命令を待たずに自主参集し、配備基準に基づいた配備につく。

（2）配備体制の決定

各々の配備体制への移行の決定は、次を基準とする。

注意配備体制	関係各部の部長の判断により決定
警戒配備準備体制	市長公室部長の判断により決定
警戒配備体制	市長公室部長の判断により決定
一次配備体制	市長の判断により決定（不在時は副市長が決定）
二次配備体制	自動配備【職員は自動的に自主参集する】

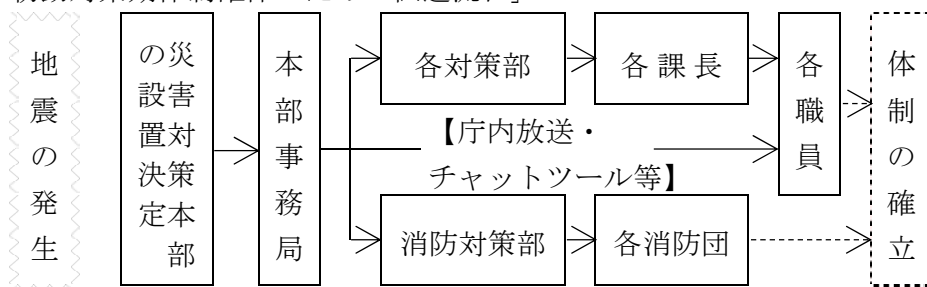
3 職員の参集体制

（1）参集方法

ア 勤務時間内の場合

災害対策本部を拠点に初動対策期の体制を取る。

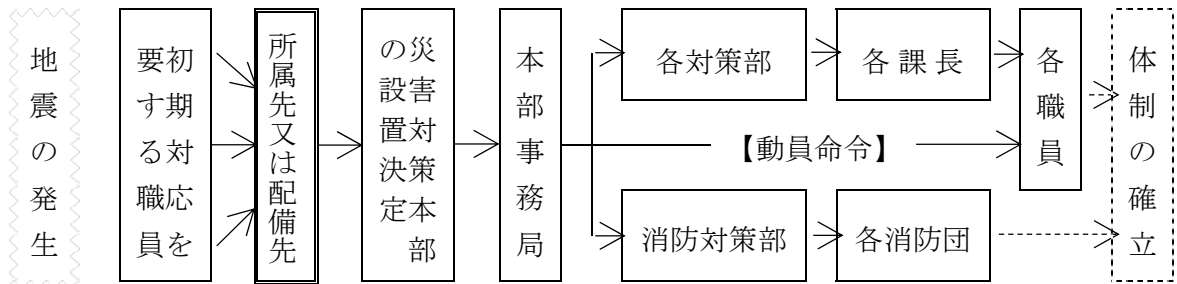
「初動対策期体制確保のための伝達流れ」



※電話その他の手段による伝達

イ 勤務時間外で災害対策本部設置前の場合

部局長等の初期対応を要する職員は、所属先又は配備先に直行する。その他の職員は連絡方法を確保した上で待機する。



災害対策本部の設置が決定された場合は、災害対策本部の指示により、必要な避難所を開設するものとし、開設する避難所の担当職員を招集する。なお、災害対策本部が設置されない場合は、市長の指示によるものとする。

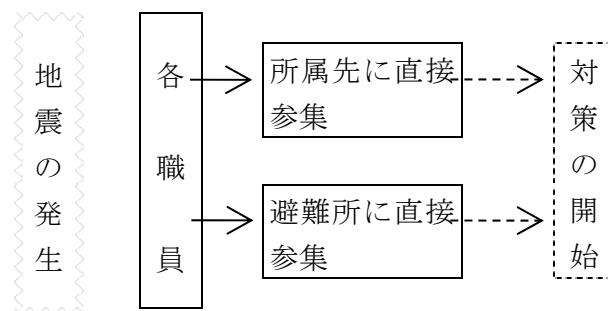
ウ 勤務時間外で災害対策本部が自動設置される場合

市域で震度5強以上の地震の発生を覚知した場合又は大津波警報が加賀に発表された場合、全職員は、直ちに所属又は指定された場所に参集し、初動対策期の体制を取る。

なお、避難所へ直接参集する職員は指定された避難所に直行（自動参集）し、速やかに開設できるよう準備し、災害対策本部の指示により避難所を開設する。

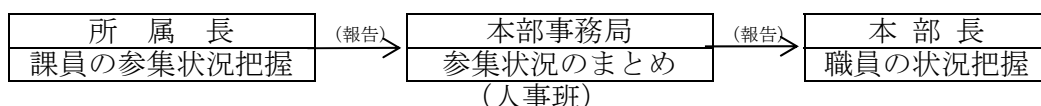
避難所へ直接参集する職員の基準

- (ア) 原則として、発災時に初期対応を要する職員は除く。
 (イ) 避難所に配置する職員は、班長を予め定めて、1～4名とする。



(2) 参集の報告

各配備体制別の職員の参集状況は、次の流れで把握する。



(3) 参集時の留意事項

- | | |
|---|--|
| ア | 参集直後の活動が実施できる服装とし、食糧・水筒・懐中電灯・スマートフォン・ラジオ等の携帯品をできる限り携帯する。 |
| イ | 参集方法は、原則として徒歩・自転車等とし、車両の使用は避けて登庁する。 |
| ウ | 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況は所属長に必ずメモで報告する。 |

第4 事務分掌

関係職員個々の事務分掌（任務）の確認は、組織的活動を効率的に推進させるために極めて重要な事項であり、市の関係職員は、次の事務分掌を平常時から確実に理解しておかなくてはならない。

1 [本部事務局]

	班	担当部署	人数 (※2)	事 務 分 掌
本 部 事 務 局		事務局長 (市長公室部長)	1	ア 本部長の意思決定過程における助言 イ 本部事務局事務の統括 ウ 災害対策会議の統制及び各対策部間の業務調整
	管 財 総 務 班	危機管理課	4	ア 防災専門部局としての事務局長の補佐業務に関する事項 イ 災害対策本部の設置及び運営に係る業務に関する事項 ウ J-ALERT、防災行政無線、緊急速報メール等の運用管理業務に関する事項 エ 県及び関係機関への報告・連絡通報・調整業務に関する事項 オ 災害対策会議の実施に係る業務 カ 防災行政無線等の放送業務に関する事項 キ 避難所開設の判断補佐業務に関する事項 ク その他本部運営に必要な業務（映像伝送を含む。）
		総務課 管財課	4	ア 庁内放送による庁内職員への情報伝達、提供 イ 義援金品配分委員会の設置に関すること ウ 市保有車両の使用統制及び運行管理に関すること エ 民間輸送車両の手配等に関すること オ 市庁舎等の施設の点検、機能維持に関すること カ その他、本部事務局全般補佐業務に関する事項
	情 報 ・ 調 整 班	総合政策課 行政経営室 スマートシティ推進課 財政課	5	ア 被災情報の収集・分析（電話受信、職員、市民からの通報のまとめ、状況により現場進出）に関する事項 イ 被災状況の分析結果に基づく対策の検討に関する事項 ウ 災害対策本部の I C T 関連の設置・運営・管理業務に関する事項 エ 被災者支援システムのデータ管理業務に関する事項 オ 自衛隊の災害派遣要請に係る業務（県との連携）に関する事項 カ 災害救助法の適用申請等に係る事務に関する事項
	人 事 班	人事育成課	3	ア 職員の動員に関する事項 イ 職員の参集状況及び被災状況に関する事項 ウ 県、関係機関等への応援派遣要請に係る連絡調整に関する事項
	広 報 班	広報秘書課	2	ア 報道機関への広報に関する事項(※1) イ 災害広報に関する事項
	秘 書 班	広報秘書課	2	本部長及び副本部長等の秘書業務に関する事項
	避 難 所 班	総務課	8	ア 避難所の開設、閉鎖の伝達 イ 避難所配置職員への情報伝達 ウ 避難所者数の把握、避難所の要望対応等 エ その他避難所の開設・運営に関わる業務 オ 渉外業務及び電話対応業務
		管財課		
		空港・基地 政策課		
		税務課 納税課		
	その他		8	電話受信対応業務として状況に応じて指定
合 計			39	
備 考	※1 報道機関への広報は努めて定時に行うほか、状況に応じ本部長等が行う。 ※2 人数は、災害対策本部設置時の基準で状況に応じ各班所定で増減することができる。			

2 [市長公室対策部]

	課 等	事 務 分 掌
市長公室 対策部	市長公室対策部長 (市長公室部長)	ア 市長公室対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	危機管理課 広報秘書課 未来型図書館づくり 推進チーム	ア 市長公室対策部長の指示に基づく事務局業務の補完

3 [総合政策対策部]

	課 等	事 務 分 掌
総合政策 対策部	総合政策対策部長 (総合政策部長)	ア 総合政策対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	総合政策課 行政経営室 空港・基地政策課 人事育成課 財政課 スマートシティ推進課	ア 総合政策対策部長の指示に基づく事務局業務の補完
備 考	本部事務局業務の補完が主要な業務となる。	

4 [行政管理対策部]

	課 等	事 務 分 掌
行政 管理 対策 部	行政管理対策部長 (行政管理部長)	ア 行政管理対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	市民課 医療保険課	ア 被災者台帳の作成、避難者名簿のとりまとめに関する事 イ 要搜索者名簿の作成に関する事 ウ 安否情報システムを活用した情報の収集、提供に関する事 エ 火葬許可証の交付に関する事 オ 遺体安置所の確保に関する事 カ 遺体の収容、安置、埋葬に関する事 キ 被災相談窓口の設置に関する事
	小松駅前行政 サービス センター・南支所	ア 所轄の被災者台帳・避難者名簿のとりまとめに関する事 イ 所轄の要搜索者名簿の作成に関する事 ウ 所轄の安否情報の収集、市民課への通報等に関する事 エ 所轄する住民の火葬許可証の交付に関する事
	地域振興課 総務課 管財課	ア 行政管理対策部長の指示に基づく事務局業務の補完 イ 町内会等との連絡調整業務に関する事項 ウ 外国人の安全確保に関する事
	税務課 納税課	ア 罹災証明書発行管理に関する事
	備 考	本部事務局業務の補完を行う。

5 【こども家庭対策部】

	課 等	事 務 分 掌
こ ど も 家 庭 対 策 部	こども家庭対策部長 (こども家庭部長)	ア こども家庭対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	子育て環境課	ア 保育所、認定こども園、幼稚園、児童福祉施設等の入所 児の安全確保に関すること イ 応急保育体制の確保及び実施に関すること
	子育て支援課	ア 被災家庭の養育相談に関すること
	すこやかセンター	ア 親子の保健・衛生指導に関すること

6 【健康福祉対策部】

	課 等	事 務 分 掌
健 康 福 祉 対 策 部	健康福祉対策部長 (健康福祉部長)	ア 健康福祉対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	くらしあんしん 相談センター	ア 被災相談窓口の設置に関すること
	ふれあい福祉課 長寿介護課	ア 施設管理者と連携した各福祉施設入居者の安全対策の実施 イ 避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の被災状況の把握（民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携） ウ 各福祉施設の要求に基づく食糧・飲料水等の供給手配 エ 社会福祉協議会及び各種福祉団体等との連絡調整 オ 社会福祉協議会と連携したボランティア現地本部の設置（※1）及び運営（※2） カ 各ボランティア団体との連絡調整に関すること キ 要配慮者の福祉施設への緊急入居に関すること ク 状況に応じた炊き出しの実施に関すること ケ 福祉仮設住宅の需要把握と設置要請に関すること
	いきいき健康課	ア 医療救護班の出動要請に関すること イ 医薬品等の調達要請に関すること ウ 状況に応じた救護所の設営業務 エ 医療機関・医師会との連絡調整 オ 南加賀保健福祉センターとの連絡調整 カ 保健衛生、感染症の予防等に関すること キ 被災地の防疫対策に関すること ク 医療対策部と連携した巡回医療の実施に関すること ケ 被災者のこころのケア対策に関すること コ 避難生活が長期化する場合の被災者の栄養管理に関すること サ 避難所等の保健・衛生指導に関すること
備 考	※1 ボランティア現地本部の開設場所は第一コミュニティセンターを予定する。 ※2 ボランティアへの対応要領の細部については、本章第20節による。	

7 [交流推進対策部]

	課 等	事 務 分 掌
交 流 推 進 対 策 部	交流推進対策部長 (交流推進部長)	ア 交流推進対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	観光交流課 文化振興課	ア 観光施設との連絡調整に関する事 イ 観光施設被害の把握に関する事 ウ 施設利用者の安全確保及び避難に関する事 エ 施設管理者との連絡調整に関する事 オ 指定避難所の開設準備及び運営協力に関する事 カ 一時滞在者の安全確保に関する事 キ 文化財の保護等 ク 所管施設の保全に関する事
	スポーツ育成課	ア 施設利用者の安全確保及び避難に関する事 イ 指定避難所の開設準備及び運営協力並びに物資の輸送業務に関する事 ウ 施設管理者との連絡調整に関する事 エ スポーツ施設の保全に関する事
備考		

8 [経済環境対策部]

	課 等	事 務 分 掌
経 済 環 境 対 策 部	経済環境対策部長 (経済環境部長)	ア 経済環境対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	商工労働課	ア 食糧品及び生活必需品の需要把握及び調達(※1)に関すること イ 避難救援拠点における救援物資の集積及び配送に関すること ウ 商工関連団体との連絡調整に関すること エ 中小企業の災害融資の受付に関すること
	農林水産課	ア J A、県漁業協同組合小松支所及び森林組合との連絡調整に関すること イ 水門・排水機場の緊急操作に関すること ウ 復旧用資機材の確保に関すること エ 米穀等の必要量把握及び調達に関すること オ 震災に関わる水防活動に関すること カ 農業用施設の応急復旧に関すること キ 農作物等の被害把握に関すること ク 病虫害発生防除に関すること ケ 家畜等の逸走対策及び防疫に関すること コ 罹災農家に対する融資窓口業務に関すること サ 津波警報等が発表された場合の警戒に関すること シ 状況に応じた救助用船艇の調達に関すること ス 港湾・海岸施設・林道の被災状況把握に関すること セ 湾・海岸施設・林道の応急復旧に関すること
	農山村創生室	ア 震災に係る水防活動に関すること イ 津波警報等が発表された場合の警戒に関すること
	環境推進課	ア 南加賀広域圏事務組合と連携したし尿処理の計画立案及び実施に関すること イ 災害ゴミ、がれき処理の緊急措置に関すること ウ 南加賀広域圏事務組合と連携した火葬場の確保に関すること エ 被災地の環境衛生の指導に関すること オ 避難所等への仮設トイレの設置(※2)に関すること カ 被災地の清掃計画の立案及び実施に関すること キ 災害廃棄物の処理計画の立案及び実施に関すること ク 生活ゴミ、し尿の収集・処理に関すること ケ 南加賀保健福祉センターと連携したペットの収容、保護及び危険動物の逸走対策に関すること コ 鳥獣の遺骸処理に関すること
備 考	※1 生活必需品の調達については、協定に基づく調達を優先する。 ※2 仮設トイレについては、備蓄簡易トイレ、既設の災害対応型トイレ、レンタル業者による対応のほか、上下水道対策部と連携して下水道マンホールの活用についても考慮する。	

9 [都市創造対策部]

	課 等	事 務 分 掌
都 市 創 造 対 策 部	都市創造対策部長 (都市創造部長)	ア 都市創造対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	道路課	ア 幹線道路特に緊急輸送道路等の被害調査に関する事 イ 幹線道路の障害物除去に関する事 ウ 道路管理団体等関係機関との連絡調整に関する事 エ 応急対策に係る建設業者との連絡調整に関する事 オ 交通規制が必要な場合等の連絡調整に関する事 カ 応急対策活動に必要な除雪に関する事 キ 幹線道路の啓開に関する調整あるいは実施に関する事 ク 所轄の道路の応急復旧に関する事 ケ 道路規制の実施に関する事
	内水対策室	ア 地震災害に伴う水防活動に関する事 イ 状況に応ずる水門・樋門の緊急操作に関する事 ウ 関係機関と連携した急傾斜地等の緊急点検に関する事 エ 復旧用資機材の準備、調達に関する事 オ 水防施設の応急復旧に関する事
	まちデザイン課 特定プロジェクト 推進室	ア マニュアル又は要求に基づく避難所への物資の搬送に関する事 イ 市域（市街地）復興計画の立案に関する事
	緑花公園課	ア 所轄する公園の被害調査及び応急復旧に関する事 イ 所轄する公園が避難所になる場合の避難所の開設及び運営協力に 関する事 ウ 所轄する公園が救援活動拠点になる場合の公園の開放及び同活動 拠点の運営協力に関する事
	建築住宅課	ア 仮設住宅の需要把握、建設、受付、管理等に関する事 イ 住宅等の応急修理用資機材の確保、調達に関する事 ウ 応急対策に係る木材、建築材等組合との連絡調整に関する事 エ 応急危険度判定体制として実施本部を設置し、建物の判定の実 施、判定業務に係わる県等の関係協力団体の全般統制に関する事 オ 被災建物の解体撤去に関する事 カ 公共建物の応急修理に関する事 キ 宅地造成地の被害調査に関する事 ク 申請に基づく被災住宅の応急修理、あっせんに関する事 ケ 関係法規に基づく災害復興住宅の認定書交付に関する事
備 考		

10 [上下水道対策部]

	課 等	事 務 分 掌
上 下 水 道 対 策 部	上下水道対策部長 (上下水道局長)	ア 上下水道対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	料金業務課 上下水道建設課 上下水道管理課	ア 上水道に係る重要施設の被害の把握に関する事 イ 対策部内の連絡調整業務に関する事 ウ 本部事務局と連携して行う応急給水に係る支援要請に関する事 エ 協定に基づく関係業者等への要請、本部事務局と連携した県、関係機関等への応援派遣要請に関する事 オ 応急給水計画に基づく応急給水の実施に関する事 カ 避難所等での給水所の設営に関する事 キ 災害記録の作成に関する事 ク 上下水道に係る住民の広報に関する事 ケ 上下水道に係る重要施設の緊急点検に関する事 コ 災害の状況に応じた上下水道の緊急操作に関する事 サ 被害を受けた施設の応急復旧に関する事 シ 復旧用資機材の確保に関する事 ス 上下水道復旧計画の立案に関する事 セ 避難所近傍の下水道を災害用トイレとして活用する場合の支援・協力に関する事
備考	※上下水道（施設）・・・簡易水道（施設）、農業集落排水（施設）、地域下水道（施設）	

11 [医療対策部]

	課 等	事 務 分 掌
医 療 対 策 部	医療対策部長 (病院長)	ア 医療対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務に関する事
	総務課(市民病院)	ア 病院内の避難誘導に関する事 イ 患者の受付事務に関する事 ウ 収容者名簿の作成に関する事 エ 病院内の被害状況把握に関する事 オ 応急医薬品の確保に関する事 カ 医療用資器材等の確保に関する事 キ 病院機能の維持に関する事
	病院各課等	ア 後方医療の準備に関する事 イ 二次搬送の開始に関する事 ウ 巡回医療の開始に関する事 エ 入院患者等に対するこころのケア対策に関する事 [心的外傷後ストレス障害ケア]
備考		

1 2 [消防対策部]

	課 等	事 務 分 掌
消 防 対 策 部	消防対策部長 (消防長)	ア 消防対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	消防総務課	ア 消防対策本部との連絡調整及び部内の調整に関する事 イ 消防職員及び団員の非常招集に関する事 ウ 消防資器材、物資の調達に関する事 エ 消防職員の罹災状況の把握に関する事 オ 関連法規に基づく公務員災害補償に関する事 カ 被災状況の調査に関する事
	予防防災課	ア 消防活動の指揮・統制に関する事 イ 消防資器材の確保に関する事 ウ 本部事務局と連携して行う相互応援協定に基づく応援派遣要請に関する事 エ 緊急消防援助隊の要請に関する事 オ 消防関連設備器材（消防車等を含む。）の被害調査に関する事 カ 地震発生後の出火防止等の災害広報に関する事
	情報指令課	ア 災害の情報収集及び通報・伝達に関する事 イ 消防関連通信器材の運用統制及び管理に関する事 ウ 通信記録の作成に関する事 エ 救急救護活動記録に関する事 オ 消防活動記録に関する事 カ 関係機関の連絡・通報に関する事
	消防署所	ア 消防警戒区域の設定に関する事 イ 消防活動に係る防ぎょ活動に関する事 ウ 救急・救助活動に関する事 エ 住民の避難・誘導に関する事 オ 火災の現場調査に関する事 カ 火災調査報告書に関する事 キ 被災現場における住民への広報活動に関する事 ク 被災地における警戒巡視に関する事 ケ 消防水利の現況把握に関する事 コ 消防活動記録の作成に関する事
備 考		

1 3 [教育対策部]

	課 等	事 務 分 掌
教 育 対 策 部	教育対策部長 (教育長)	ア 教育対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	教育庶務課	ア 児童・生徒の安全な避難の確保に関する事 イ 施設利用者の安全確保及び避難に関する事
	学校教育課	ウ 本部事務局と連携して行う指定避難所の開設準備及び運営協力に関する事
	教育研究センター	エ 学校管理者との連絡調整に関する事
	生涯学習課	オ 児童・生徒・教職員の被災状況把握に関する事 カ 応急教育の準備及び実施に関する事 キ 学用品及び教材の調達に関する事
備 考		

1.4 [支援部]

	課 等	事 務 分 掌
第1支援部	議会事務局 (議会事務局長)	ア 議会事務局業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	局 員	ア 市議会との連絡調整に関すること イ 他の対策部の応援に関すること
第2支援部	監査委員事務局・会計課 (監査委員事務局長)	ア 監査委員事務局業務の統括 イ 本部員に係わる業務
	監査委員事務局局員 会計課課員	他の対策部の応援に関すること
備考		

第2節 応急地震津波対策

第1 地震・津波の情報収集 市長公室対策部、消防対策部、関係各対策部

1 緊急地震速報及び津波警報等の有効活用施策の推進

気象庁の緊急地震速報や津波警報等を効果的に収集し、伝達するため、J－A L E R T及び屋外拡声子局を含む各世帯に至るまでの防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の効果的な運用体制の整備を図り、市内の防災関連機関、事業所、大規模集客施設、学校、福祉施設を含み、全市一斉に遅滞なく緊急地震速報や津波警報等を伝達することのできるシステムの整備を推進し、地震発生当初の人的被害の軽減を図る。

2 津波警報等の種類及び発表基準等

（1）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波警報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考

慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（２）津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

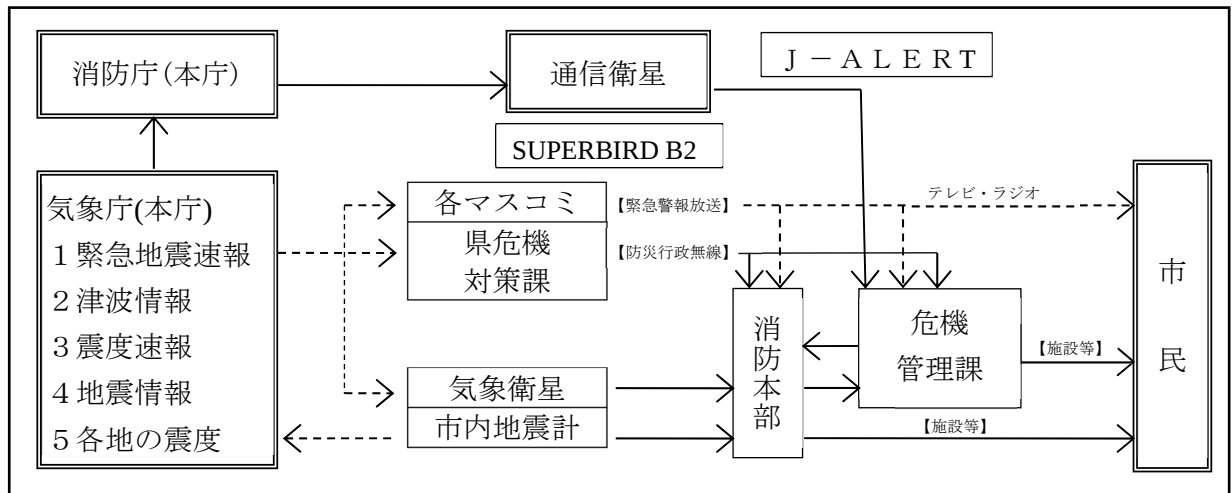
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 地震・津波情報の収集・伝達 市長公室対策部、関係各対策部

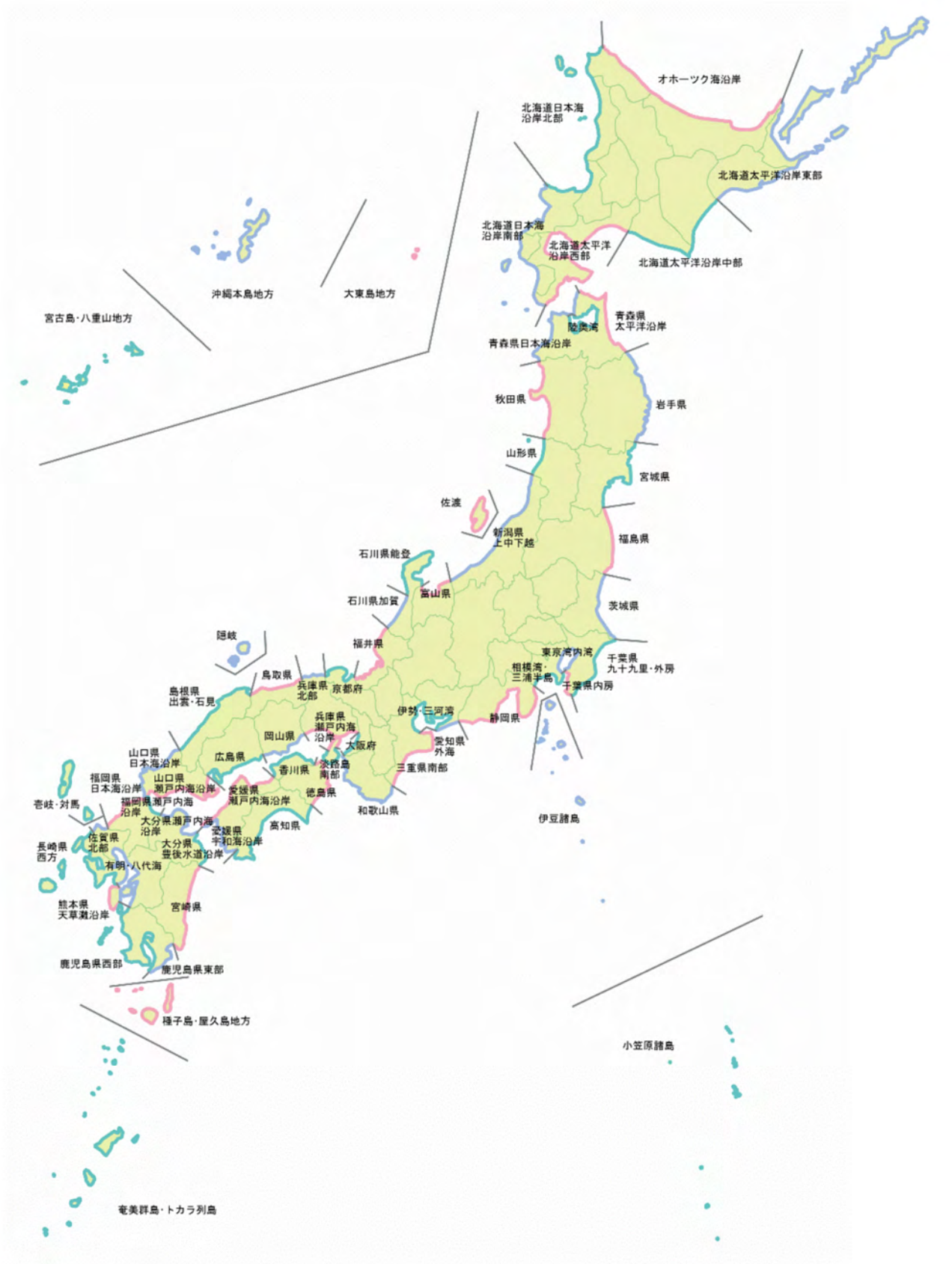
緊急地震速報の有効活用を図るほか、市内の震度及び津波情報は、小松市消防本部で常時把握することが可能であり、迅速な対応を図るため、次の流れで地震及び津波情報の収集・伝達を図る。

1 地震情報の収集・伝達



2 津波に関する予報の伝達

津波予報区図



津波警報等の発表 (気象庁本庁)

名古屋地方気象台

金沢地方気象台

日本放送協会センター

消防庁

通信衛星

J-ALERT

静止気象衛星

中部管区警察局

県警察本部

報案T内センタ情

タNサTビスセンタレ

MRO

石川テレビ

北陸朝日放送

テレビ金沢

NHK金沢放送局

【EWS】

小松市消防本部

市内計測震度計

危機管理課

【放送等】

市民

小松警察署

派出所・交番

【放送等】

※EWS (Emergency Warning System) : 緊急警報放送システム

← 主な情報の流れ ← 情報のサブルート

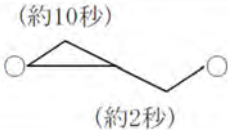
海面の上昇等、次のような異常な現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうち、いずれかに速やかに通報する。

この場合において、市及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を經由して県へ速やかに通報する。県は必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報する。

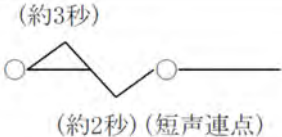
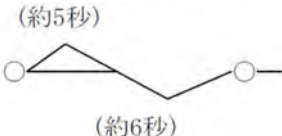
- (1) 異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。
- (2) 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

4 津波注意報、警報の標識

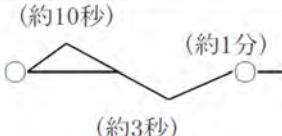
(1) 津波注意報標識

予報の種類	サイレン音	鐘 音
津波注意報標識	 (約10秒) (約2秒)	 (3点と2点の斑打)

(2) 津波警報標識

予報の種類	サイレン音	鐘 音
大津波警報標識	 (約3秒) (約2秒)(短声連点)	 (連点)
津波警報標識	 (約5秒) (約6秒)	 (2点)

(3) 津波注意報及び津波警報解除標識

予報の種類	サイレン音	鐘 音
津波警報及び津波注意報解除標識	 (約10秒) (約3秒) (約1分)	 (1点2個と2点の斑打)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

第3 津波災害発生直前の対策 市長公室対策部、関係各対策部

1 安全な避難誘導

津波警報等が発表された場合の情報伝達は、J-A L E R Tと連携した防災行政無線（同報系）により自動的に一斉伝達する。また、屋外に所在する住民等に対しては、自動的に放送される屋外拡声子局による伝達のほか、最寄りの消防署の消防車等を活用した迅速な広報を行う等、情報伝達体制を確保する。

また、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに、対象住民、海岸付近に所在する住民等に当該情報を付して避難指示等を行い安全な避難誘導に努める。この際、防災行政無線（同報系）のほか、Lアラート（災害情報共有システム）、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（Twitter、Facebook、LINE等）、緊急速報メール、FAX、消防車、広報車等を活用して、的確な情報の伝達に努める。

津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める。津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

なお、市は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等の観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。

2 市民の着意事項

- (1) 海岸付近では小さな揺れであっても、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- (2) 地震を感じなくとも、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- (4) 津波は繰り返し来襲することもあるため、津波警報、注意報解除までは海岸付近に近づかない。

3 水門、樋管等の閉鎖

都市創造部（内水対策室）、経済環境部（農林水産課）及び上下水道局は、津波に関する予報が発表され、津波の到来が予想される場合にあっては、所轄の水門、樋管等の閉鎖作業を遅滞なく行う。

4 津波潮位の監視

津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、市は県と連携し、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

また、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

5 水防法に定める水防警報

(1) 津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、国又は県は、津波発生時における水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事する者の安全確保が図られるものとする。

(2) 水防警報を行う河川・海岸及びその区域

国土交通大臣又は知事が指定した河川・海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川・海岸ごとにそれぞれ定められた機関の長が直接これを発表する。

市は、水防警報が発表されたときは、国又は県の指示に従うものとする。

なお、発令区域については石川県地域防災計画（一般災害対策編）第3章第3節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」4(1)ア及び(2)アによる。

(3) 種類及び発表基準

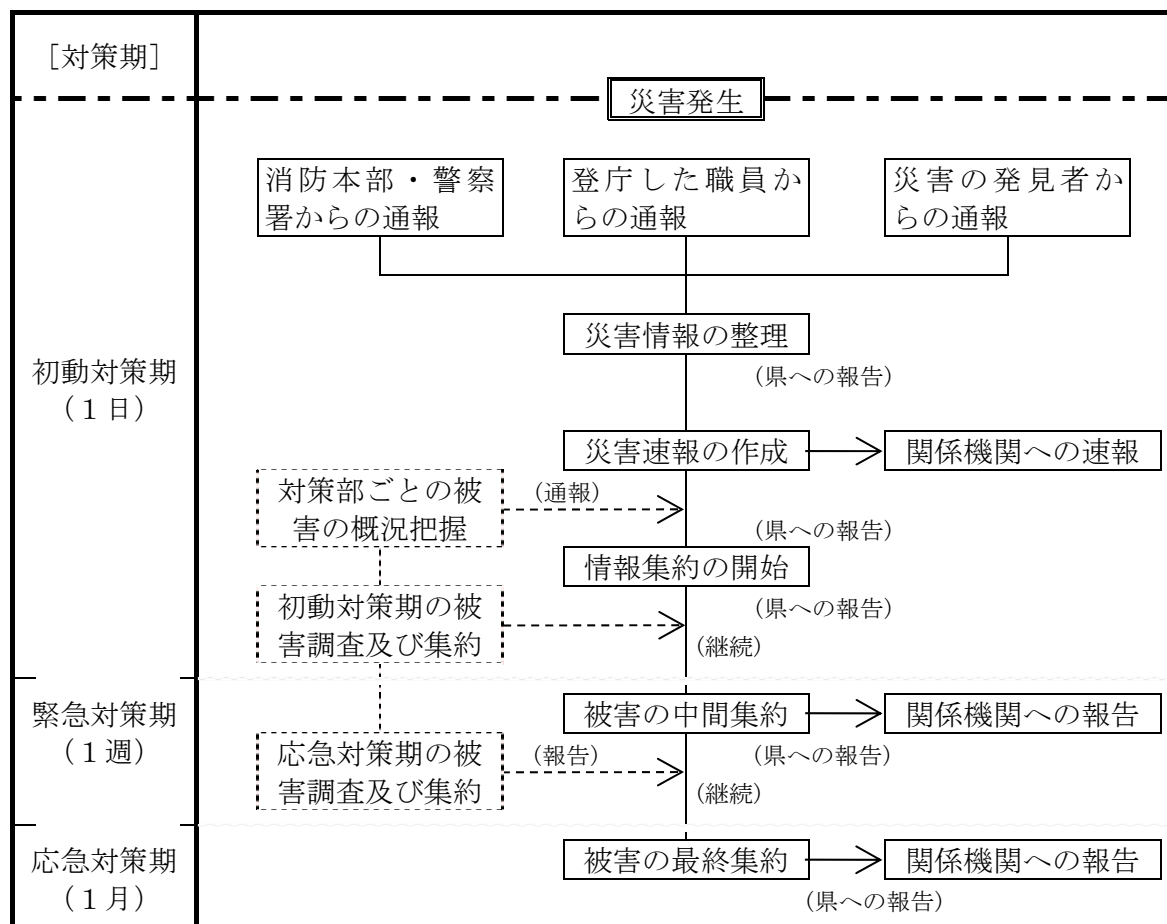
警報の種類及び警報を発表されたときの具体的な基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	内容
待機	津波警報が発表される等必要と認めるとき	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整するものとする。

第3節 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、津波災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に密接な連携の下、迅速かつ的確に被害状況等の収集・伝達活動を行う。



第1 被害情報の収集 本部事務局、消防対策部、関係各対策部

1 初動対策期の被害情報収集

津波発生直後の被害情報の収集・把握は、速やかな対応を図るために極めて重要である。したがって、災害対策本部はあらゆる手段を活用して被害情報の収集に努めるものとする。

- (1) 消防本部、警察署、その他防災関係機関からの報告・通報
- (2) 登庁した職員からの報告（各課で情報を集約し災害対策本部へ報告）
- (3) 各自主防災組織、町内会あるいは市民からの情報
- (4) テレビ、ラジオ等のメディアからの情報
- (5) 石川県総合防災情報システム及び携帯型衛星電話
- (6) 石川県防災行政無線（衛星系）
- (7) 災害時優先電話（携帯を含む。）
- (8) 職員派遣による情報収集（無人航空機、スマートフォンを活用した画像伝送等）
- (9) その他（固定カメラや人工衛星、ヘリコプター等）

2 緊急対策期の情報収集

緊急対策期における被害情報は、各対策部で所管施設の被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。なお、各々の対策部が管理する施設のうち、下記項目に該当するものは詳細な被害調査を行う。

部 名	被 害 調 査 項 目
総合政策対策部	庁舎その他市の管理する施設機材の被害状況
こども家庭対策部	保育所、認定こども園、幼稚園、児童福祉施設等被害状況
健康福祉対策部	福祉施設等の被害状況
交流推進対策部	(1) 観光施設の被害状況 (2) スポーツ施設の被害状況 (3) 文化財の被害状況 (4) 文化施設の被害状況
経済環境対策部	(1) 農業用施設の被害状況 (2) 林道の被害状況 (3) 港湾・海岸施設の被害状況 (4) 廃棄物処理施設の被害状況
都市創造対策部	(1) 道路・橋梁・河川施設の被害状況 (2) 公園、市営住宅の被害状況
上下水道対策部	上下水道施設の被害状況
医療対策部	病院内の被害状況
教育対策部	学校施設の被害状況

第2 被害の判定基準 本部事務局、関係各対策部

人的・物的被害の判定は、おおむね次に示す基準によるものとし、明記しない各施設の被害判定は、それぞれの被害区分に準じて認定するものとする。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

1 人的被害等の判定

被害区分	判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者。
災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 建物被害の判定

被害区分	判 定 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これら施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共用に供する建物とする。
そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

3 その他被害の判定

被害区分	判 定 基 準
田の流失、 埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑の流失、 埋没、冠水	田の例に準じて取り扱う。
学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
橋 梁	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって航行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

5 被害金額の判定

被害区分	判定基準
公共文教施設	公共の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考：災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	

6 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第3 通信連絡網の確保 **本部事務局、関係各対策部、関係機関**

大規模な津波発生時には通常の電話回線はほとんど使用できなくなることが予想されることから、災害時における緊急通信確保のため、災害時優先電話、地域衛星通信ネットワーク（石川県防災行政無線（衛星系））及び小松市防災行政無線等の災害時のための種々の通信連絡網の整備と活用を図る。（関係機関等連絡先一覧：資料編参照）

1 災害時優先電話の確保

非常緊急通話優先取扱電話番号（NTT）

電話番号	発信者機関名	備考
*****	市長室	災害対策本部の優先電話は発信専用として運用する。
22-3768	記者室	
22-5273	広報秘書課（FAX専用）	
23-0294	ふれあい福祉課（FAX専用）	
22-4110	災害対策本部用	
22-4115	災害対策本部用	
22-4116	災害対策本部用	
22-4119	交換室で切り替え	

2 地域衛星通信ネットワーク（石川県防災行政無線（衛星系））

資料編「関係機関等の連絡先」参照

3 小松市防災行政無線の活用

「小松市防災行政無線（移動系）」を効果的に活用する。

4 通信設備の応急復旧

災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第4 関係機関への報告及び通報 **本部事務局**

報告及び通報は、組織的な防災活動を円滑に実施するために極めて重要な事項であり、県に対する報告を最優先に行うほか、関係機関への連絡・通報も遅滞なく行うよう努めるものとする。

1 県への報告**（1）手段**

県への報告については、石川県総合防災情報システムを主用するほか、使用できる通信手段により適時、適切に実施する。

（2）内容

初動対策期における報告については、必要と判断した全ての事項について実施するが、緊急対策期以降については、国及び県の指示に基づくほか、定められた手順及び様式により行う。

報告様式等の細部については、資料編参照。

2 関係機関への連絡・通報

県を除く関係機関への連絡・通報は、本部事務局あるいは各対策部が必要に応じ、適時実施するものとし、通報の遅れ、漏れ等がないように、関係機関の連絡先一覧を確認しつつ実施するよう努める。

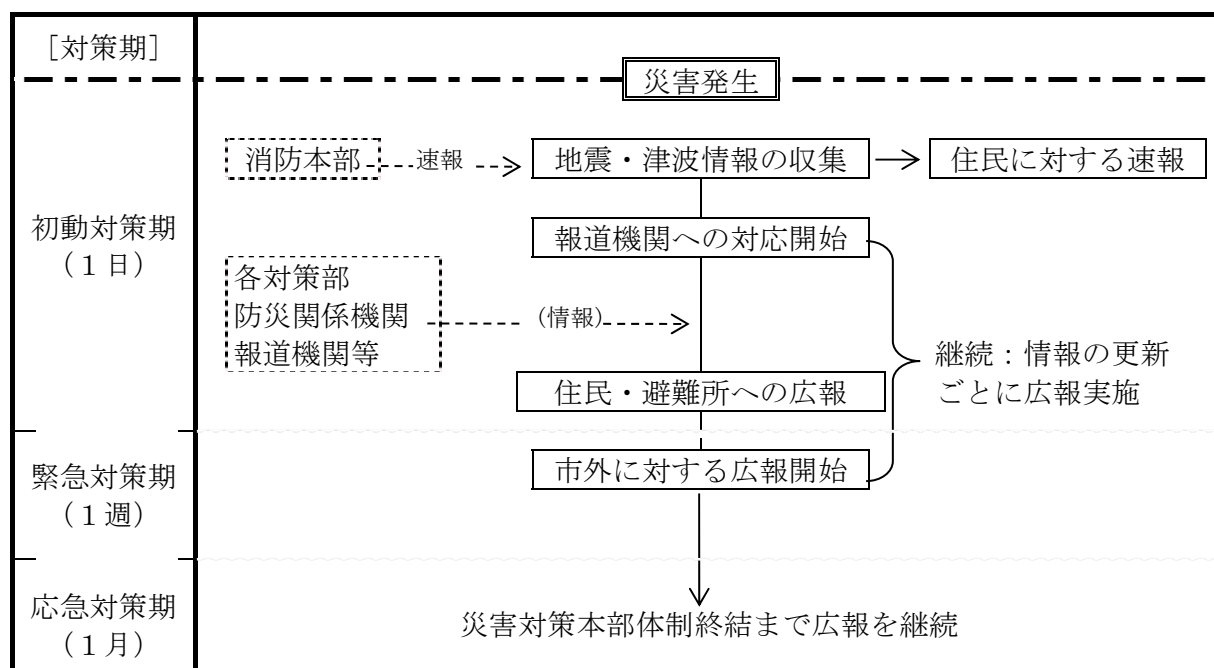
関係機関の連絡先一覧については、資料編参照。

第4節 災害広報

津波発生時の混乱した事態において、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を適宜、適切に提供できるよう、市及び関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を行う。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。



第1 防災行政無線（同報系）の運用 本部事務局、関係各対策部

1 基本事項

各種防災情報の市民に対する伝達については、災害対策本部の判断で警戒、避難、救護、復旧等の各段階に応じ、下記の内容を基準として行うものとする。

(1) 地震・津波発生直後の広報

- (1) 地震の規模、震度、その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- (2) 津波発生の有無、その他の状況や規模
- (3) 出火防止をはじめ、津波発生時の行動や注意事項
- (4) 人命救助等の自主的な防災活動
- (5) 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等
- (6) 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- (1) 市域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- (2) 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- (3) 医療機関の診療状況
- (4) 電気等ライフラインの復旧状況
- (5) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- (6) 交通機関等の復旧状況
- (7) 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- (8) 被災者生活支援に関する情報
- (9) 犯罪情勢及び予防対策

2 放送手段

防災情報の放送は、原則として小松市消防本部情報指令課より行う。ただし、災害対策本部設置後は本部事務局より行うものとし、放送に伴う開始・終了音は次のとおりとする。

- (1) 原則としてチャイム音を使用する。
- (2) 緊急安全確保、避難指示を行う場合はサイレン音を使用する。
- (3) 特に緊急性・重要性のある情報は、災害対策本部の判断でサイレン音を使用する。
- (4) 聴覚障がい者には聴覚障がい者用FAX等で情報伝達を行う。

災害により市役所庁舎が被災し、防災行政無線親局が使用不能となった場合は、可搬型親局装置を使用し放送を行う。

なお、可搬型親局装置の使用に関する手順等については別に定める。

3 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び防災行政無線（同報系）による放送基準

種 類		警報等の各種情報		報知音		回転灯
自動起動で放送する事項		武力攻撃等に関する情報	弾道ミサイル・大規模テロ情報等	有事サイレン 1 4 秒吹鳴		赤点滅 ピピピ
		緊急地震速報 (特別警報含む。※ ¹)	最大震度 5 弱、震度 4 以上予想で起動 長周期地震動階級 3 以上で起動	緊急地震 チャイム音		赤点灯 ピピピ
		特別警報 (気象※ ² ・噴火)	数十年に一度の気象 居住地域嚴重警戒	チャイム音		
		特別警報 (大津波警報)	大 津 波 (3 m 以上)	サイ 消 防 レ ン	3 秒吹鳴 2 秒休止× 3	
		津 波 警 報	津 波 (2 m 以上)		5 秒吹鳴 6 秒休止× 2	
		震 度 速 報	震度 4 以上～	チャイム音		黄点灯 ピーピー
手動により放送する事項	次の情報源による放送 ・ J-ALERT ・ 県総合防災情報システム	土砂災害警戒情報	状況に応じて	チャイム音		黄点灯 音なし
		竜巻注意情報				
		気 象 警 報	状況に応じて			
		指定河川洪水予報				
		記録的短時間 大雨情報				
	津波注意報	消防サイレン 1 0 秒吹鳴 2 秒休止× 2		黄点灯 ピーピー		
	市独自の放送	高齢者等避難		チャイム音		—
		避難指示・緊急安全確保		サイレン 5 秒× 1		
		その他の防災情報等		チャイム音		
		録 音 定 時 放 送				
		ミュージック・チャイム等		—		
放送禁止事項		他 の 気 象 注 意 報		—		緑点灯 音なし
		震源、震度に関する情報				

細部は、小松市防災行政無線運用要綱による。

※1 震度6弱以上

※2 大雨、高潮、波浪、暴風、大雪、暴風雪

第2 放送事業者の利用 **本部事務局、関係各対策部**

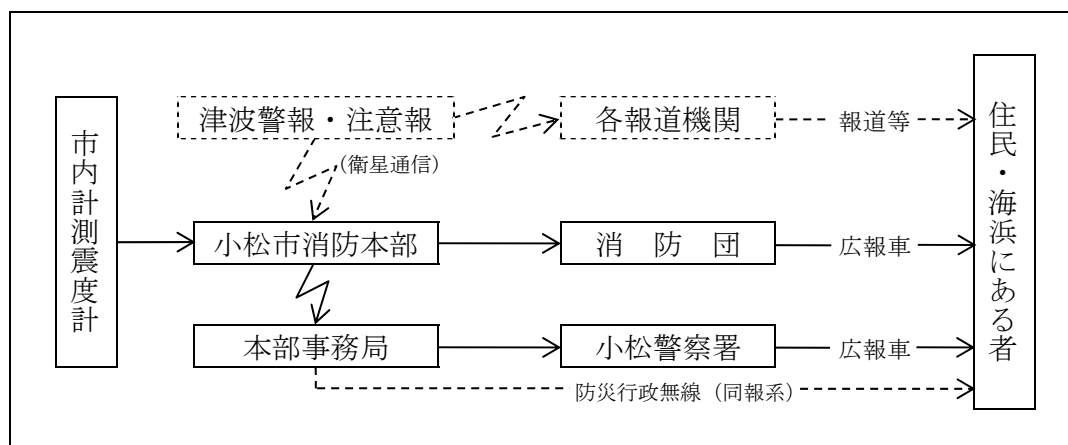
本部長は、災害に関する情報等について、ラジオ、テレビ等のマスメディアを利用することが適当と認めるとき、県を通じて、放送法に基づく緊急警報放送を活用するほか、協定に基づきラジオこまつ（76.6MHz）、テレビ小松の有効活用を図る。

第3 地震及び津波情報の広報 **本部事務局、関係各対策部**

市は、J-A L E R T及び防災行政無線（同報系）の自動起動放送により、緊急地震速報及び津波警報等を同時一斉伝達するほか、手動による防災行政無線（同報系）の屋内外への放送、Lアラート（災害情報共有システム）、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（Twitter、Facebook、LINE等）、緊急速報メール、ホームページ、FAX、広報車、消防車等による広報を迅速に行う。また、津波警報が発表された場合、海岸付近の住民や海浜にある者に対し避難を呼びかける。

なお、災害対策本部設置前の災害広報は消防本部が担当し、災害対策本部設置後は本部事務局が担当するものとする。

【災害対策本部設置後の災害広報】



第4 被害・復旧状況の広報

本部事務局、関係各対策部

1 避難所及び住民への広報

避難所及び住民に対し、次の手段で広報を行う。

手 段	内 容	備 考
広報車の巡回 防災行政無線	(1) 応急給水活動状況、復旧の見通し (2) 給水、食料供給の情報 (3) その他	必要に応じ実施
避難所掲示板	(1) 避難所生活の注意事項 (2) 住民サービスの情報等	避難所の入口に設置する。
生活広報の作成 及び配布	(1) 被害状況及び復旧状況 (2) 仮設住宅の入居等について (3) 罹災証明書等、住民サービス情報	状況に応じて2～3日ごとに発行し、避難所、本部で配布。
ラジオこまつ テレビ小松	協定に基づく市民に対する各種案内・広報	災害対策本部の指示を受けて適宜実施
安否情報の収集 ・提供システム	武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し安否情報の収集・活用に努める。	要領等の細部は、小松市が策定する「小松市国民保護計画」による。
そ の 他	災害用自販機掲示板等による防災情報	

2 市外に対する広報

災害の状況により、市外からの問い合わせが殺到することが想定される場合、報道機関への発表以外に、次の手段を用いた広報を行う。

手 段	内 容	備 考
小松市 ホームページ の活用	(1) 要搜索者、避難者の状況 (2) 被害状況及び復旧状況 (3) ボランティアの要請及び受付等	情報内容の変更ごとに更新

3 防災関係機関の広報

津波が発生した場合、防災関係機関は次の内容の広報を実施し、応急活動の状況及び復旧の見通しについて住民への周知を図る。

関係機関	広 報 内 容	広 報 の 手 段
小松警察署	避難、交通規制、二次災害の防止	広報車
北陸電力(株)	施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関
N T T 西日本	(1) 通信の途絶、利用制限 (2) 施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関
小松ガス(株)	施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関

4 安否情報の提供等

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第5 報道機関への対応 本部事務局、関係各対策部

1 報道機関への広報の要請

本部事務局（広報班）は、報道機関へ依頼すべき広報内容を各対策部から受付、県を通じて応急対策に必要な広報を報道機関に要請する。

2 記者会見の実施

災害対策本部が設置された場合、本部事務局（広報班）は、市役所内に共同記者会見場を設営する。また、災害の規模が大きい場合は毎日定時に、その他は必要に応じて記者会見を行い、報道機関に対する情報提供を行う。

（1）発表者

市長又は本部事務局広報班長（広報秘書課長）

（2）内容

ア 災害の種類、発生場所、日時、状況等

イ 災害応急対策の進行状況等

3 取材活動の自粛要請

次に掲げる場所については、必要に応じて報道機関の取材活動の自粛を要請する。

（1）災害対策本部の本部内

（2）避難所内

第5節 消防活動

津波発生時には、その災害の特殊性により、市民の生命身体及び財産に大きな危険が発生するため、消防職員はもとより全市域をあげて避難誘導、救助、救急及び消火活動を行う。

第1 地震時の消防活動 消防対策部

1 消防活動の体制

地震発生後、津波が襲来することが予想される場合において、迅速、的確に消防活動を開始するため、消防職員及び消防団員は次のように参集し、即座に活動を行うものとする。

参 集 条 件	参集対象	参 集 場 所
震度4以上の地震が発生したとき	署課長以上の消防職員	消防本部
(1)震度5弱以上の地震が発生したとき	全消防職員	自己の所属先
(2)市域に津波警報が発表されたとき	全消防団員	団 本 部 員：消防本部 各 分 団 員：各分団車庫
(3)小松市災害対策本部が設置されたとき		

2 消防活動の優先等

(1) 避難誘導活動の優先

津波発生直後には、各種災害が同時に発生することが予想され、市消防、消防団だけでは全ての災害に即応することが困難となるが、人命救助及び被害の極限の観点から、避難誘導活動を他の活動より優先させることを基本とする。

(2) 避難誘導・救助・救急活動

津波発生時には多くの場合、地震を伴うことから、家屋の倒壊、障害物の落下、交通事故、崖崩れ等が複合的に発生し、大規模な人的災害が発生することが予想される。したがって、消防対策部長は、状況の正確な把握に努めるとともに、限られた人員、器材の効果的な活用に着意した指揮に努めるものとする。

また、津波災害時の特殊性により、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- ア 津波の浸水が想定される区域は、市民等の避難誘導等をただちに開始し、必要に応じて避難路の確保等、住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- イ 自主防災組織・自衛消防組織等と連携し、自助・共助の立場で住民の避難を率先して行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の措置を取る。
- エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

(3) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- ア 火災の状況
- イ 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(4) 消火活動の留意事項

津波時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- イ 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

第2 消防応援部隊に対する派遣要請 本部事務局、消防対策部

消防対策部長は、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、応援要請を行う。

要請に当たっての連絡事項は次のとおりとする。

- 1 災害発生日時・場所
- 2 災害状況
- 3 人的・物的被害状況
- 4 応援部隊種別・隊数・必要資機材
- 5 応援部隊集結場所（活動拠点）及び当該地へのルート
- 6 ヘリコプター緊急飛行場外離着陸場の位置・名称
- 7 応援活動に利用可能な港湾施設の位置・名称
- 8 その他必要な事項

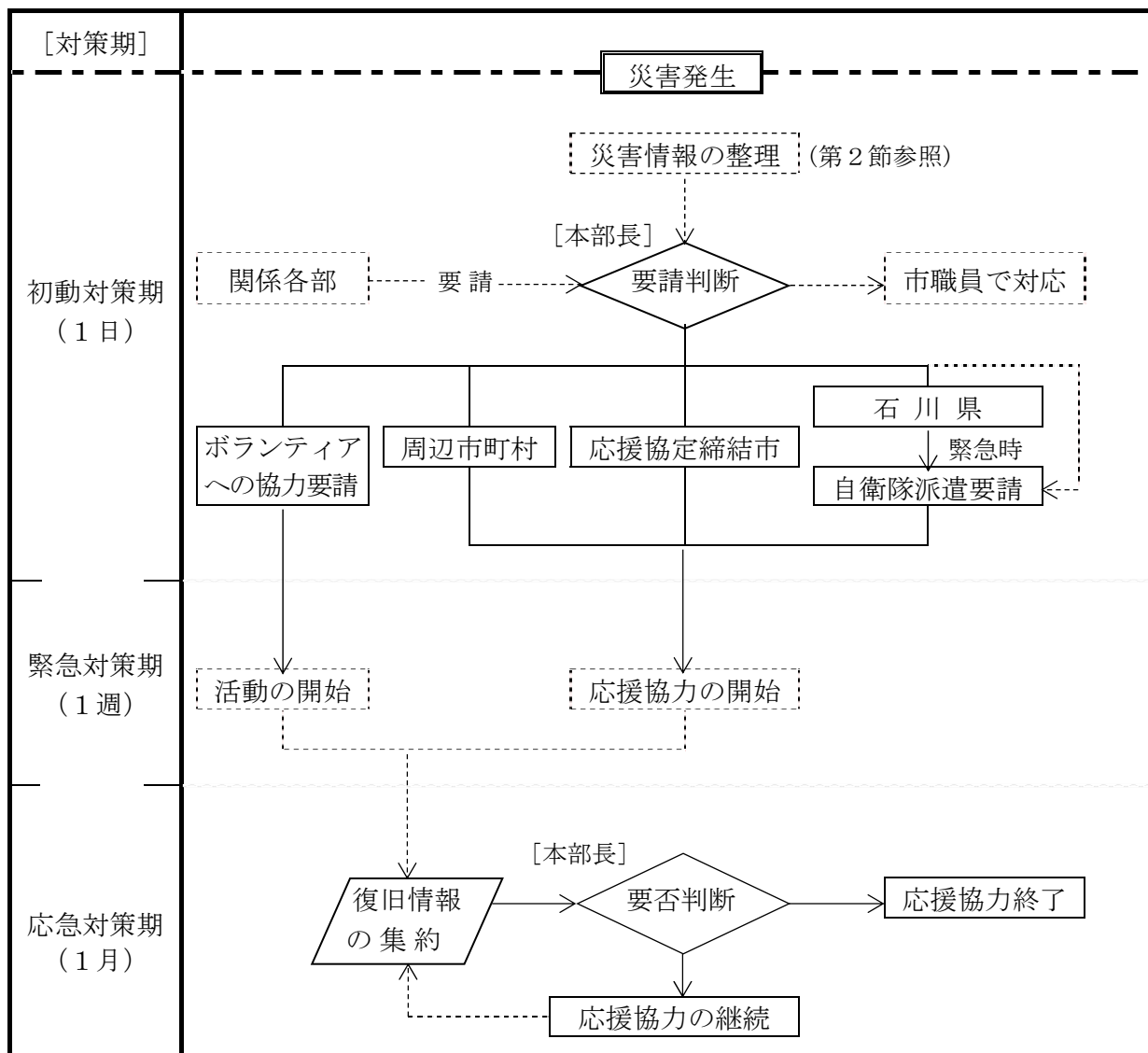
なお、消防活動が大規模、長期化する場合等で国（消防庁）が行う緊急消防援助隊の派遣要請については、本章 第6節 第2によるほか、県を通じて遅滞なく要請するよう努める。

（本部事務局）

第3 惨事ストレス対策 消防対策部

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、こころのケアに配慮する。

第6節 相互協力・応援要請



第1 応援要請の決定 本部長

本部長は、市のもつ現有活動勢力で災害応急対策が困難と判断した場合、他の関係機関に対して躊躇なく応援要請を行う。

第2 応援要請の実施 本部事務局

1 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 自衛隊の災害派遣要請は、原則として市長が知事（県災害対策本部又は危機対策課）宛に依頼する。災害派遣要請の伝達内容は次頁に示したとおりとし、文書をもって要求するものとするが、緊急を要する場合は電話又は口頭で要求し、事後速やかに所定の手続きを取る（本部事務局で処理）。

なお、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合、市長は防衛大臣又は指定する者に災害状況を通知し、事後、知事にその旨を通知する。

「派遣要請に記載する事項」		「補足事項」	
ア	災害の情况及び派遣を要請する事由	・	現に実施中の応急措置の状況
イ	派遣を希望する期間	・	宿泊施設等の受入体制の状況
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容	・	部隊が派遣された場合の連絡責任者
エ	その他参考となる事項		

派遣要請先部隊	N T T 電話回線
自衛隊石川地方協力本部（総務課）	076 -291-6250
陸上自衛隊 第14普通科連隊（第3科）	076 -241-5171（内線235）
航空自衛隊 第6航空団 司令部（防衛部）	0761- 22-2101（内線231）
海上自衛隊 舞鶴地方総監部（防衛部）	0773- 62-2250（内線2548）

（2）派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣部隊の受け入れにあたり、県・小松警察署等の関係機関と緊密な連携を確保し効率的に作業が分担できるよう、次の措置を取る。

- ア 本部事務局内に派遣部隊の連絡員を置く。
- イ 部隊の展開に必要な場所（活動拠点）を準備する。（ヘリポートの設置を含む。）
- ウ 災害対策本部と派遣部隊間の連絡調整に係る通信手段を確保する。

（3）使用資機材の準備

災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市が準備する。

災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、市及び県が準備する。

（4）派遣部隊の撤収要請

本部長は、応急・復旧対策等の進捗状況により、派遣部隊の撤収の要請を行う場合、派遣部隊の長と協議の上、知事宛に依頼する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

3 県及び他市町への応援要請

（1）応援の要請先

本部長は、災害応急対策又は復旧対策のため必要があると認めたとき、次の自治体に応援を求め、災害対策の万全を期する。

- ア 石川県（災害対策基本法第68条）
- イ 災害時相互応援協定締結市町
- ウ その他上記協定を締結していない市町（災害対策基本法第67条）

(2) 応援要請の方法

要請は、次の事項を記載した文書により行う。ただし、緊急を要する場合は電話等の迅速な通信手段で要請し、事後、速やかに所定の手続きを取る。

- ア 被害の状況
- イ 物資、資器材、車両等の要請をする場合は、品名及び数量
- ウ 職員の応援を要するときは、職種及び人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援を希望する期間
- カ その他参考となる事項

「応援連絡先」

応援要請先	担 当 窓 口	N T T 電話回線	県防災行政無線(衛星電話)
石 川 県	危機管理監室 危機対策課	Tel. 076-225-1482 Fax. 076-225-1484	Tel. 6-111-4280 Fax. 1-111-6743
協定自治体	担 当 窓 口	N T T 電話回線	県防災行政無線(衛星電話)
金 沢 市	危機管理課	Tel. 076-220-2060 Fax. 076-233-9999	Tel. 6-201 Fax. 1-201
加 賀 市	危機対策課	Tel. 0761-72-7891 Fax. 0761-72-6250	Tel. 6-206 Fax. 1-206
能 美 市	危機管理課	Tel. 0761-58-2201 Fax. 0761-51-5119	Tel. 6-323 Fax. 1-323
白 山 市	危機管理課	Tel. 076-274-9536 Fax. 076-274-9535	Tel. 6-208 Fax. 1-208
七 尾 市	防災対策室	Tel. 0767-53-6880 Fax. 0767-53-8411	Tel. 6-202 Fax. 1-202
輪 島 市	防災対策課	Tel. 0768-23-1157 Fax. 0768-22-9220	Tel. 6-204 Fax. 1-204
珠 洲 市	総務課 危機管理室	Tel. 0768-82-7725 Fax. 0768-82-5685	Tel. 6-205 Fax. 1-205
羽 咋 市	環境安全課 地域防災係	Tel. 0767-22-7176 Fax. 0767-22-0240	Tel. 6-207 Fax. 1-207
か ほ く 市	防災環境対策課	Tel. 076-283-7124 Fax. 076-283-1115	Tel. 6-364 Fax. 1-364
川 北 町	総務課	Tel. 076-277-1111 Fax. 076-277-1748	Tel. 6-324 Fax. 1-324
野 々 市 市	総務課	Tel. 076-227-6051 Fax. 076-227-6255	Tel. 6-344 Fax. 1-344
勝 山 市	総務課 危機管理防災室	Tel. 0779-88-8125 Fax. 0779-88-1119	Tel. 6-018-305-2 Fax. 6-018-305-5
あ わ ら 市	総務課 安全対策室	Tel. 0776-73-8040 Fax. 0776-73-1350	Tel. 6-018-314-2 Fax. 1-018-314-1-1900
越 前 市	防災安全課	Tel. 0778-22-3081 Fax. 0778-22-3458	Tel. 6-018-302-2 Fax. 1-018-302-1-2990
高 岡 市	危機管理課	Tel. 0766-20-1229 Fax. 0766-20-1325	Tel. 6-016-202-308 Fax. 1-016-202-306
高 山 市	危機管理課	Tel. 0577-35-3345 Fax. 0577-35-3174	Tel. 6-021-571-2 Fax. 1-021-571-719
島 田 市	危機管理課	Tel. 0547-36-7143 Fax. 0547-35-6000	Tel. 6-022-209-9999 Fax. 1-022-209-9100
牧 之 原 市	防災課	Tel. 0548-23-0056 Fax. 0548-23-0049	Tel. 6-022-422-2450 Fax. 6-022-422-2499

(3) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

本部長は、必要に応じ、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請に当たっては、本部長は次の事項を明らかにする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあつせん

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあつせんを求める。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(4) 受け入れ体制の確立

本部長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舍を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

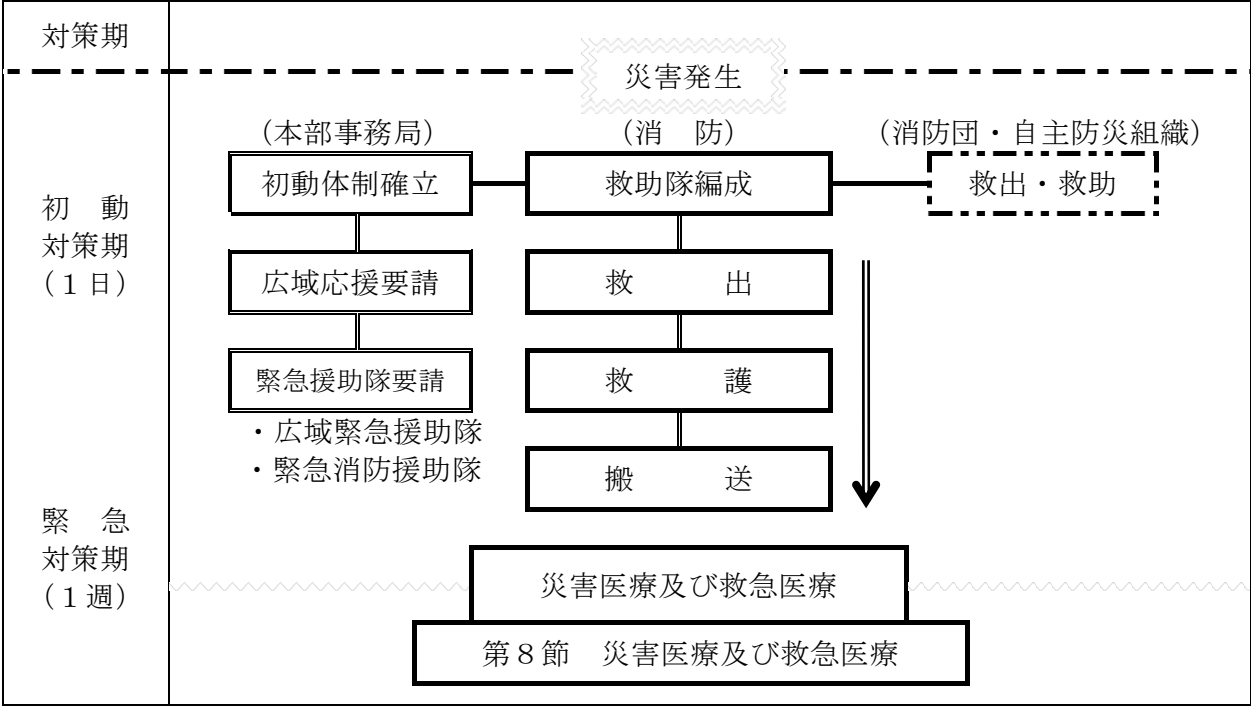
(5) 広域応援協力体制の確立

市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

第7節 救急・救助活動

津波発生時には、倒壊家屋のみならず、流出した家屋等による負傷者等、救急・救助を要する事案が多箇所でも多数発生することが予想されることから、遅滞なく市、市消防、自主防災組織そして市民は、連携して救助活動を開始し、生命、身体が危険になった者を直ちに救助し負傷者を医療機関に搬送する。また、市は、広域応援要請、緊急援助隊の派遣要請を速やかに行う。

「救急・救助活動の流れ」



第1 実施体制

1 町内会、自主防災組織、市民、事業者

自発的かつ速やかに被災者の救助活動を開始するとともに、市消防本部への通報を行う。

2 消防対策部

消防職員による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して救助に必要な車両、器材を準備し、迅速に活動を開始して、協定に基づく応援隊の出動要請を行う。

3 市（本部事務局）

- （１）収集できる被災情報を消防対策部と共有し、要救助者の把握に努める。
- （２）全般被災状況の速やかな把握に努め、遅滞なく県に対して広域応援要請及び国（県を通じて）への緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

第2 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第5節「消防活動」第3による。

第3 医療救護活動

次節 第8節「災害医療及び救急医療」による。

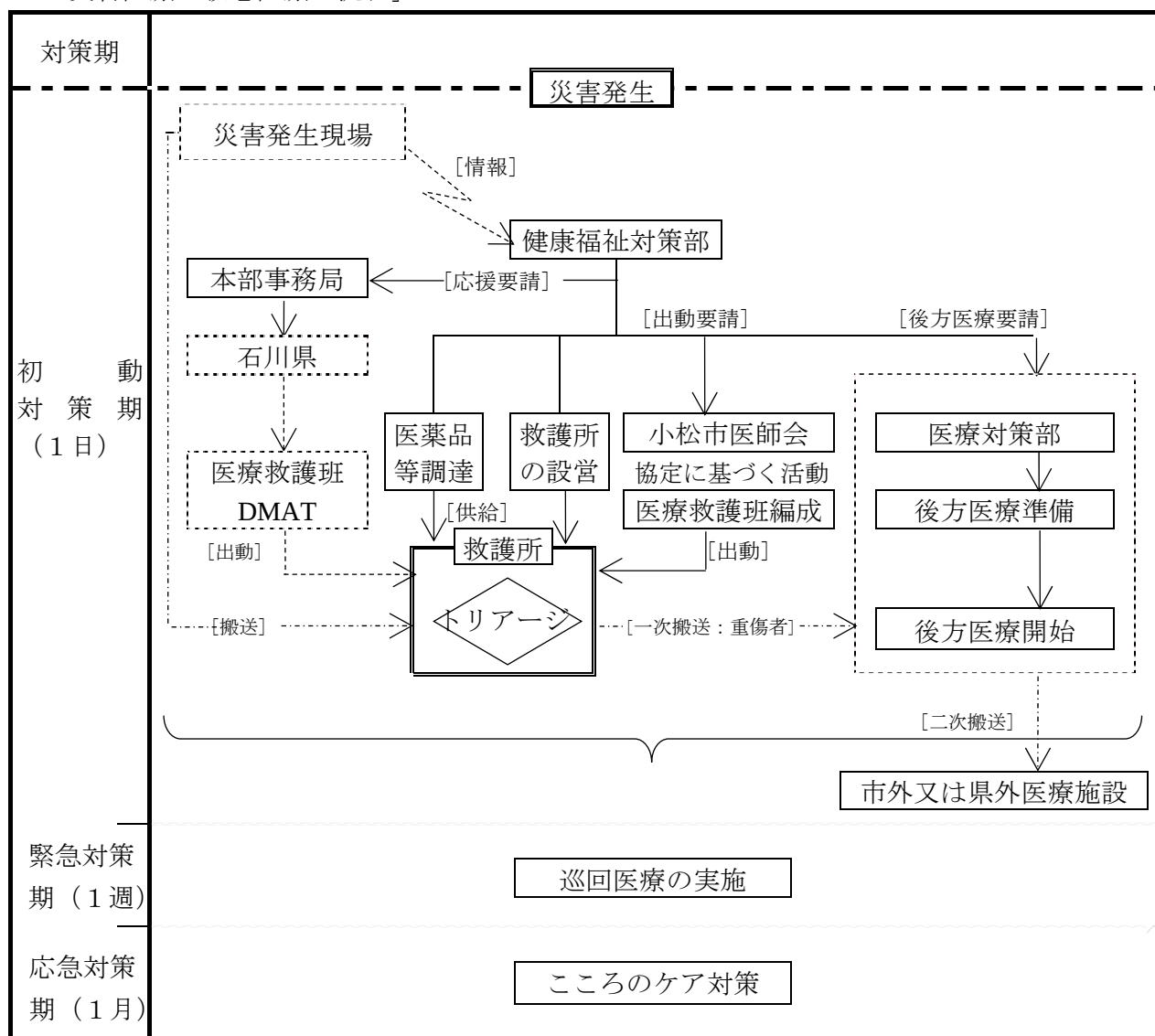
第4 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第10節「災害救助法の適用」による。

第8節 災害医療及び救急医療

地震・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、多数の負傷者等が発生し、医療・救護需要が膨大になることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、協定に基づく小松市医師会との緊密な連携の下、迅速に医療救護活動を行う。ただし、それでも十分な対応ができない状況にあっては遅滞なく県あるいは関係機関に対して医療救護に係る応援を要請する。

「災害医療・救急医療の流れ」



「死亡群」に分類し、治療優先度を定める行為である。

分 類	優先順位	識別票（トリアージ・タグ）
最優先治療群（重傷）	第1	赤
非緊急治療群（中等傷）	第2	黄
軽処置群（軽傷）	第3	緑
死亡群	第4	黒

4 後方医療

（1）後方医療実施機関

広域災害・救急医療情報システム等を有効に活用するほか、本部事務局は、小松市医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数の把握に努め、救護所若しくは災害発生現場から搬送される重傷者の収容医療機関を確保する。

（2）救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、市民ボランティア、警察署、消防機関等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、消防対策部が関係機関の協力を得て行う。

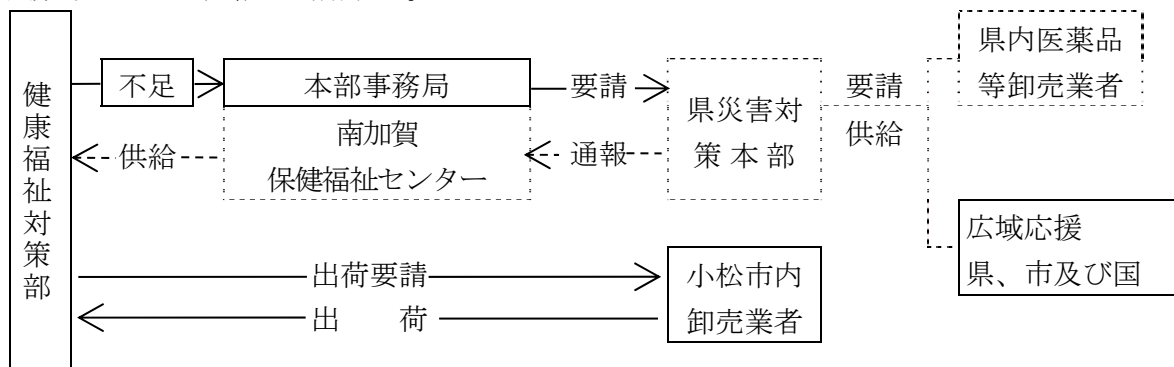
ウ 後方医療機関から市外あるいは県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として消防対策部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合は、本部事務局は自衛隊又は県に二次搬送を要請する。

5 医薬品等、輸血用血液及び資機材等の調達

(1) 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、健康福祉対策部は要請先へ医薬品等を供給する。ただし、調達できない医薬品等については、県災害対策本部に本部事務局を通じて供給を要請する。



(2) 輸血用血液の確保

医療施設から要請を受けた場合、医療救護班は県災害対策本部へ調達を要請する。

(3) その他資機材の確保

医療救護班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- ア 飲料水、洗浄のための給水は上下水道対策部に要請する。
- イ 応急医療に使用する医薬品等は、原則として健康福祉対策部で調達したもので対応する。
- ウ 健康福祉対策部で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。
- エ 電気の供給、通信障害等に関しては、本部事務局を通じて関係機関に要請する。

6 記録等

医療及び助産を実施した場合、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) トリアージ・タグ
- (2) 医療救護報告書
- (3) 救護班員名簿及び活動記録
- (4) 医薬品使用報告書
- (5) 事故傷病死亡者概要
- (6) 医薬品衛生材料受払簿
- (7) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (8) 助産台帳及び助産関係支出証拠書類
- (9) 物件損傷報告書
- (10) 事故報告書

第2 緊急対策期以降の医療救護 健康福祉対策部、医療対策部、関係各対策部

1 巡回医療の実施

(1) 巡回医療班の編成

健康福祉対策部は、災害発生から1週間を目安に長期的な医療やこころのケア対策として、巡回医療班の編成を小松市医師会と協議して行う。また、巡回医療に当たっては避難所等の巡回スケジュールを作成し、定期的な医療活動を行う。

(2) こころのケア対策

被災者が災害という危機を体験するストレスは心的外傷後ストレスと呼ばれ、このストレスが原因となって、被災者に下記の心身変調が生じることが指摘されている。

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| ア | 再体験 | ：被災の瞬間を夢にみたりして、夜中に目を覚ましたりする。 |
| イ | 認知的回避 | ：将来を考えなかったり何事にも無関心であろうとするなどの行為を伴う。 |
| ウ | 生理的過緊張 | ：睡眠障がいや典型で、徐々に体力を消耗する。 |

この三つの症状が一ヶ月以上続くと「心的外傷後ストレス障がい」(PTSD)と定義される。この障がいは病気ではなく、災害対策基本法にも触れられていない精神的な障がいではあるが、被災地の人的な復旧と復興の鍵として位置づけられることから、必要に応じて県に要請してこころの相談所を開設し、精神科医等による巡回相談を行うなど、こころのケア体制の整備に努める。

2 個別疾患対策

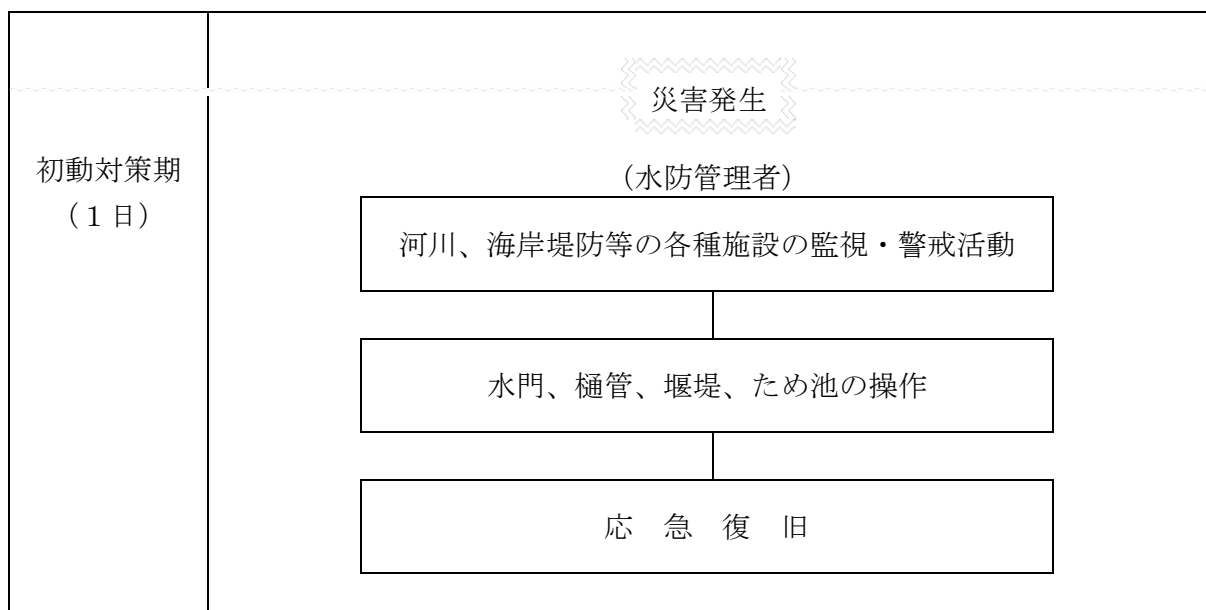
市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

第9節 水防活動

市及び防災関係機関は、地震に伴う津波や洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。この際、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、出動準備や出動に遺漏のないよう主体的に実施する。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機するものとする。

「水防活動のフロー」



第1 警戒・監視活動 都市創造対策部、関係各対策部

津波警報等が発表された場合、又は地震や津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設の警戒・監視及び水門、樋門、堰堤、ため池等の操作を「小松市水防計画」に基づき行う。

なお、地震災害に対応する活動も同時に行うことから、活動開始当初から市だけでは対応できない事態が予想され、その場合にあっては、市、防災関係機関、自主防災組織及び市民が一体となって、まず人命救助を第一義とした活動を開始するとともに、県、国、関係機関、他自治体等への応援派遣要請を遅滞なく行う。

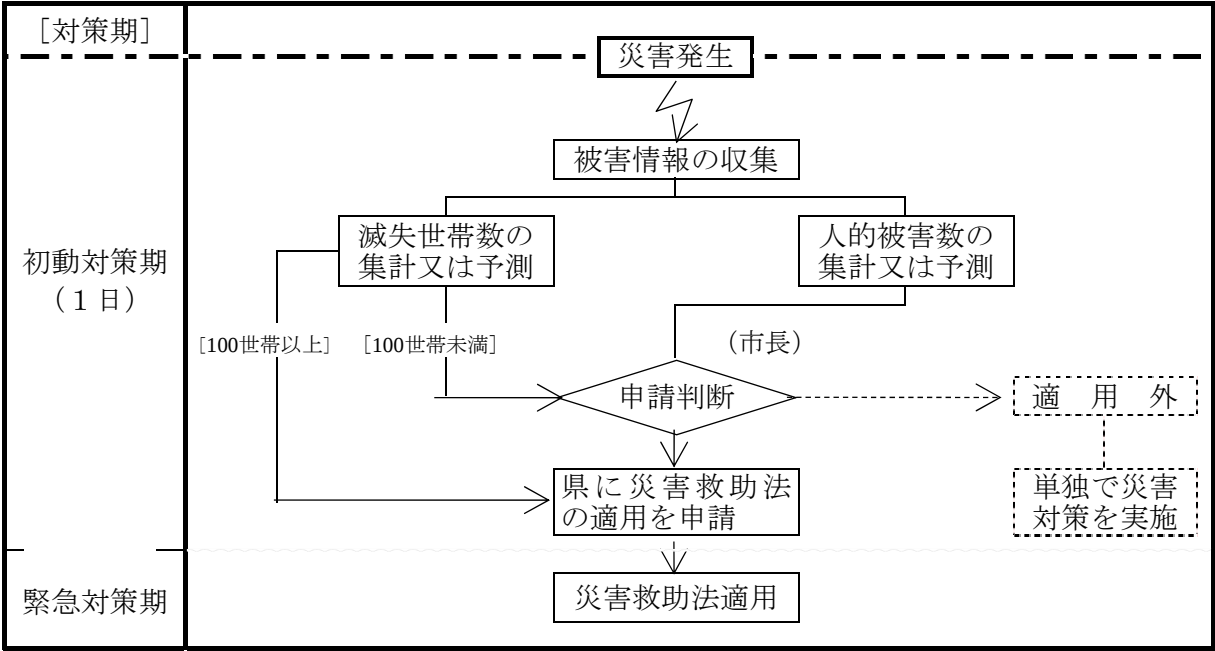
第2 応急復旧 都市創造対策部、関係各対策部

水防計画に基づき、水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、関係機関等の協力を得て迅速かつ適切に応急復旧を行う。

第10節 災害救助法の適用

市は、市域における災害の状況により災害救助法の適用が必要であると判断した場合には、速やかに知事に対してその状況を明らかにして適用に係る要請を行う。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ、県と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。



第1 災害救助法の適用基準 本部事務局

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。小松市における具体的適用基準は次項のいずれか1つに該当する場合であり、県が行う。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した数	小松市： 100世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した数のうち市内の住家が滅失した数	石川県： 1,500世帯以上 小松市： 50世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した数のうち市の救助を必要とするとき	石川県： 7,000世帯以上 かつ市内多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したなど、被災者の救護が著しく困難な場合	多数(注1)	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害受け、又受けるおそれが生ずる場合	住家被害関係なし(注2)	第1項第4号

(注1)：知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要あり。
(注2)：下記の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。(内閣府令第2条第1号)
- (2) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(内閣府令第2条第2号)

2 住家被害の認定基準

住家被害の認定基準は、おおむね次のとおりとする。

被害区分		認 定 の 基 準
滅失	全壊	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの
	全焼	
	流失	
半壊 半焼等		住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの
床上浸水 土砂堆積等		上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

※「住家」は現実に居住のため使用している建物。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等はそれぞれ1住家として取り扱う。

3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯の算定は、次のとおりとする。

住家の被害程度	滅 失 世 帯	備 考
全壊、全焼、流失	1世帯当たり 1世帯として換算	
半壊、半焼	〃 1/2世帯として換算	みなし換算
床上浸水	〃 1/3世帯として換算	みなし換算
床下浸水、一部破損	(対 象 外)	

第2 災害救助法の適用手続き 本部事務局

1 災害救助法の適用申請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び被害の状況
- （3）適用を要請する理由
- （4）適用を必要とする期間
- （5）既に行った救助措置及び取ろうとする救助措置
- （6）その他必要な事項

2 適用申請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施決定を待つことができない場合、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。

その後の処理に関しては、知事の指揮を受ける。

3 災害救助法に基づく救助の実施

市は、別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」（平成12年3月31日厚生労働省告示第144号。一部改正（平成25年10月1日内閣府告示第228号））に定める救助のほか、知事が必要と認めるものについて、市長（本部長）が行うよう知事（県本部長）から通知を受けた場合は、救助の内容及び当該救助を行う期間の範囲でこれを行う。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和4年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1	避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる 場合等においては、避難所で避難生活 している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上 げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は⑦7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
	避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受け、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じた設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務 費、付帯設備工事費、輸送費及び建築 事務費等の一切の経費として 6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内
			○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

津波災害対策編 第2章 津波災害応急対策計画

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考		
5	被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸 水等により、生活上必要な 被服、寝具、その他生活必 需品を喪失又は毀損し、直 ちに日常生活を営むことが 困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季 (10月～3月)の季別は、災 害発生の日をもって決定す る。				災害発生の日から 10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること。		
			2 下記金額の範囲内								
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	
			全壊 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	
				冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	
半壊 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600				
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600				
6	医 療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
7	助 産	災害発生の日以前又は以後 7日以内に分べんした者で あって災害のため助産の途 を失ったもの(出産のみなら ず、死産及び流産を含み現 に助産を要する状態にある もの)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額				分べんした日から 7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
8	被災者の救 出	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 3日以内		1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上		

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6カ月以内)	
10	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円以内 2 一時保存 ・既存の建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,400円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

津波災害対策編 第2章 津波災害応急対策計画

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
16	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
17	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担 対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
			イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第11節 災害警備及び交通規制

津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保については、警察機関及び海上保安部が担当する。（災害警備に係る、警察機関等の警備体制等については、「石川県地域防災計画」を参照）

第1 災害警備 消防対策部、自主防災組織、県警察

1 社会秩序の維持

（1）公安警備

災害時における公安警備は、警察が担当する。また、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の災害警備の実施については、「石川県地域防災計画地震災害対策編」及び「石川県警察災害警備計画」に基づいて行われる。

（2）秩序の確保

避難指示等の発表、発令により、当該地域が無人となった場合の当該住民の財産保護についても、警察が担当することとなる。また、被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は町内会や自主防災組織等と連携し、パトロール等を行うことで社会秩序の安全確保を行う。

（3）警察の役割

警察署は防災関係機関と協力し、次に掲げる業務について、人命の保護を第一義とした社会秩序の維持にあたる。

- ア 気象情報等関連情報の収集伝達
- イ 被害の実態把握
- ウ 住民の安心確保
- エ 危険地域及び被災地域における住民等の避難誘導
- オ 交通の混乱及び避難路、緊急交通路確保等の交通上の措置
- カ 負傷者等の救出、救護
- キ 遺体の検視、見分及び行方不明者の搜索
- ク 被災地、避難地域及び避難所並びに重要施設のパトロールの実施
- ケ 不穏動向の未然防止及び各種犯罪の防止
- コ 銃砲・刀剣類の一時預け、保管等の措置
- サ 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
- シ その他必要な警察業務

2 防火パトロール 消防対策部、消防団、自主防災組織

災害に伴う火災が鎮火した後、次の要因による火災が再発するおそれがあるため、消防対策部は、自主防災組織等と協力し、市内のパトロールを実施する。

- （1） 停電回復後の通電火災に対する警戒
- （2） 鎮火後の再燃の警戒

第2 交通規制 **消防対策部、県警察****1 規制の時期区分の目安**

災害時における交通規制の時期区分の目安として、次の点に留意する。

(1) 初動対策期(発災後～1日)	緊急車両等の通行確保を優先する。
(2) 緊急対策期 (2日目～1週間)	県、関係機関と協力し、物資等の大量輸送の効率化を図る。

2 交通規制の実施要領

(1) 実施機関

住民の安全確保と緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び公安委員会は、相互に協力・連携し、交通規制等の応急措置を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会による交通規制	ア 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき ウ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき	・道路交通法第4条 [歩行者、車両等の安全確保] ・災害対策基本法第76条 [緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限]
警察署長による交通規制	道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第5条又は第114条の3 [歩行者、車両との安全確保]
警察官による交通規制	車両等の通行が著しく停滞し混雑した場合に、交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき 通行禁止区域において車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	道路交通法第6条又は第75条の3 [車両等の通行の禁止、制限] [当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる] ・災害対策基本法第76条 [当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる]
自衛官及び消防吏員による交通規制	通行禁止区域において車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項 [警察官がその場にいない場合に限り、職務の執行ができる]
道路管理者による交通規制	ア 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき イ 道路工事のためやむを得ないと認められるとき	道路法第46条 [区間を定めて通行を禁止又は制限] [理由、迂回路等の道路標識の設置]

(2) 実施要領

道路管理者は、道路法等による交通規制を実施した場合、直ちに道路標識、区画線等の表示を行うものとする。また、災害により交通施設等の危険な状況が予測され、発見又は通報等により承知したとき、道路管理者は速やかに規制等の措置を行う。

第12節 緊急輸送

第1 緊急輸送道路の機能確保 本部事務局、都市創造対策部、関係機関

1 緊急輸送道路の機能確保順位

都市創造対策部は、災害発生後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路の機能の維持確保に努める。特に、市域に設定する4箇所の避難・救援拠点、市民病院、市役所、消防署及び警察署等の災害対応活動の要となる施設等に通じる道路の機能確保を優先する。

【緊急輸送道路等の防災道路網】

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	高速国道 同 同 主要地方道 同 同 市道 同	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	国道 主要地方道 同 同 一般県道 同 同 市道 同 同 同	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保に対応する路線	主要地方道 同 一般県道 同 同 同 同 同 市道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路		・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線（避難救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅地新安宅線 ・安宅小島線 ・浮柳安宅線 ・石田橋線 ・島田犬丸線 ・上八里白江線 ・幸町八幡線 ・八幡町今江新橋線 ・今江春日神社線 ・今江符津線
その他の主要防災道路		・布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線 ・額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線 ・県道大野八幡線、県道金平寺井線 ・県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・県道栗生小松線、県道西二口長田線 ・津波倉一針線

2 道路の通行機能確保作業

都市創造対策部は、関係機関と連携して緊急輸送道路の通行機能を確保するため、下記の対応を行う。

- (1) 道路の被害状況調査の実施
- (2) 緊急輸送道路の決定（応急用と復旧用に区分する。）、関係機関との情報共有
- (3) 放置車両の移動命令の要請、道路管理者による車両等の移動
- (4) 道路管理者、警察署に対する道路復旧及び交通規制の要請・伝達

第2 緊急輸送車両等の確保

本部事務局（管財総務班）、総合政策対策部

1 緊急輸送の範囲

発災直後の緊急輸送は次の内容とし、本部事務局は速やかに車両の手配を行う。

- (1) 救命救助に関わる人員及び資機材の輸送
- (2) 備蓄食糧、備蓄品の輸送

2 車両及び燃料の確保

(1) 車両の確保

本部事務局は、調達可能な市有車両の状況を把握し、市有車両での対応が困難と判断した場合、市内の輸送業者等から車両を借り上げる。

(2) 燃料の調達

市有車両及び借り上げ車両の運行に必要な全ての燃料は、本部事務局が調達する。

3 車両の確認手続き

(1) 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に定められた災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で同法第 1 項に掲げる業務に従事する車両とする。

(2) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両として使用する車両は、知事又は公安委員会に対して確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。（資料編 様式（19）参照）

(3) 緊急輸送車両の事前届出

市の所有車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策の実施に使用するものについては、公安委員会が車両の該当審査を行い、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、本部事務局が警察本部、警察署又は交通検問所に届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

(4) 確認証明書

緊急輸送時は交付を受けた確認証明書を常に携帯し、標章は車両のフロントガラスの左上（助手席側）に添付する。

第3 輸送計画の立案 本部事務局、関係各対策部

1 輸送拠点の設置

本部事務局は、調達した物資や県及び他市町村からの救援物資を受け入れ、物資の仕分け、保管及び配布を行うため、市域4箇所にある避難・救援拠点の中から、被災の状況等を勘案し、1箇所、状況により複数箇所の物資の集積拠点を設置する。

なお、道路の途絶や渋滞によって陸上輸送が不可能な場合にあつては、県、自衛隊及び関係機関にヘリコプター、船舶、鉄道による輸送を要請する。

2 ヘリコプターの支援要請

ヘリコプターによる輸送を計画した場合、市長は知事（石川県消防防災航空隊）に対してヘリコプターの支援要請をする。支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところにより実施する。

要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ
 TEL 0761-24-8930
 FAX 0761-24-8931

3 臨時ヘリポート（離着陸場）の設置

ヘリコプターによる輸送を計画した場合、災害の状況に応じてヘリポートを開設する。

本部事務局は、臨時ヘリポート（離着陸場）一覧の中から適所を選定し、被災の状況に応じて複数の臨時ヘリポートを設置する。

資料編「臨時ヘリポート（離着陸場）一覧表」参照

参考：臨時ヘリポート

臨時ヘリポートとは、航空法79条に基づく許可を受けた場外離着陸場と航空法81条の2を基に小松市が指定した緊急離着陸場とを併せた58ヶ所とする。

- 1 航空法79条に基づく許可を受けた場外離着陸場 2ヶ所
- 2 緊急離着陸場 56ヶ所

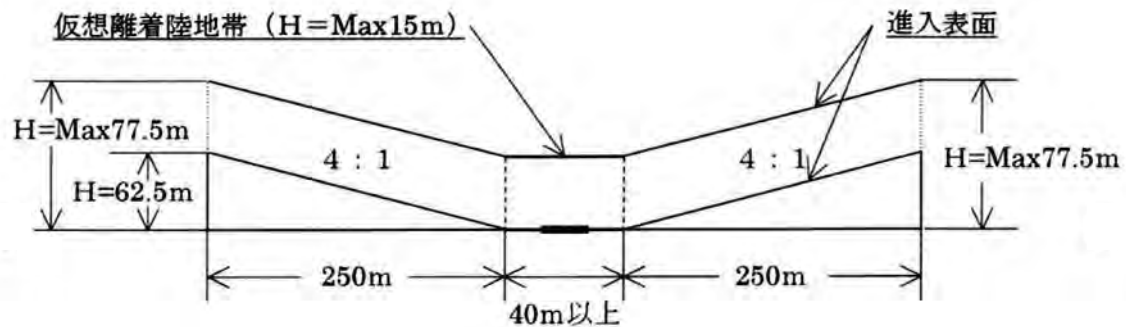
緊急離着陸場の設定は、小松市の指定避難場所の敷地及び近辺の空地とし、次の条件に合致したものとする。（防災対応型基準）

- (1) 空地の大きさは、40m×40m以上とする。
- (2) 原則として離着陸場を地上に設定する。やむを得ない場合は、15mの高さを限度とする仮想離着陸帯を設定することができる。このため、設定した高度を超える障害物がないこと。
- (3) 仮想離着陸地帯の縁辺部から250m先まで進入表面の勾配1/4を超える障害物がないこと。
- (4) 表面は接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦

であること。

(5) 接地帯の長さ、幅は、全長以上、勾配は5%以下とする。

※進入表面断面図



4 緊急輸送に係る基本方針

(1) 輸送対象及び優先順位

緊急輸送の対象及び優先順位は次のとおりとする。

- ア 被災者
- イ 食糧、飲料水
- ウ 救援用物資
- エ 災害対策要員
- オ 応急対策用資機材
- カ その他必要な物資等

(2) 緊急輸送の実施部署

緊急輸送は、原則として市有車を活用するものとし、本部事務局（管財総務班）の輸送車両の運行管理に関する全般統制の下、各対策部の所掌に応じ各対策部要員が行う。

なお、市有車両のみでは対応できない場合については、市域に所在する輸送業者へ委託する。

(3) 県、他市町及び輸送に関わる指定地方公共機関等への応援要請

災害に係る緊急輸送が市あるいは市域に所在する輸送業者への依頼だけでは対応できない場合は、災害時相互応援協定に基づき、他市町の応援要請を行うほか、県及び輸送に関わる指定（地方）公共機関等の支援を要請する。

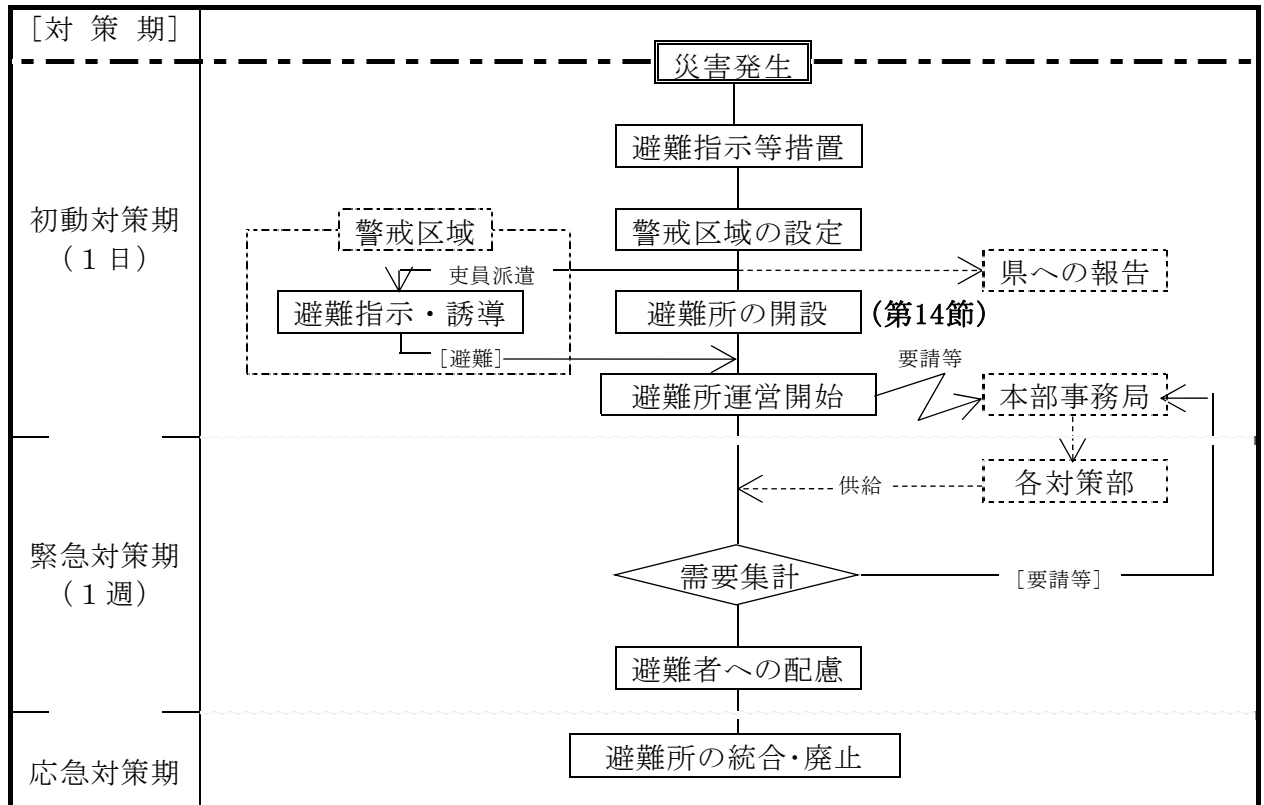
5 記録等

本部事務局は、車両、賃金職員、船艇等を借り上げ、物資及び人員を輸送した場合、次の書類、帳簿類を整備保存する。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 輸送記録簿 | (4) 輸送費関係支払証拠書類 |
| (2) 輸送用燃料受払簿 | (5) 消耗品受払簿 |
| (3) 修繕費支払簿 | |

第13節 住民の避難及び警戒区域の設定

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖崩れ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。



第1 避難の指示等 本部事務局、消防対策部、関係各対策部

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を津波から保護し、災害の拡大を防止するために必要があると認められるとき、市民及び滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、急を要するときは緊急安全確保を発令する。

また、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示、緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

なお、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進するとともに、マイ・タイムラインを活用した避難の普及に努める。

1 避難の指示等の発表又は発令の条件（基準）

警戒レベル3 高齢者等避難	条 件	災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。特に要配慮者の避難に際し時間的余裕を確保するために発表。
	伝達内容	危険予想域・高齢者等避難すべき理由・避難行動における注意事項（携帯品、服装）・避難方法・出火防止の措置・電気（配電盤）の遮断措置・その他必要な事項
警戒レベル4 避難指示	条 件	災害が発生するおそれが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況
	伝達内容	指示者・避難対象地域・避難すべき理由・避難先・避難路・出火防止・電気（配電盤）の遮断措置・その他必要な事項
警戒レベル5 緊急安全確保	条 件	災害が発生又は切迫している状況、すなわち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合
	伝達内容	命を守るための最善の行動・緊急安全確保すべき理由・その他必要な事項

2 実施者・区分等

実施者	区 分	災害の種類	法的根拠
市 長	指 示	災害全般 急傾斜地の崩壊	災害対策基本法第60条第1項
警察官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条
自衛官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条第1項 ※職権を行う者がいない場合
消防職員	指 示	火 災	消防法第23の2、28、36条
水防管理者	指 示	洪水・高潮	水防法第21条
知事又はその命を受けた吏員	指 示	洪水・高潮 地すべり	水防法第21条 地すべり防止法第25条
知 事	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第5項 市が大部分の事務を行うことができないとき

（1）市長（災害対策基本法第60条）

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示し、及び急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。市長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

震災の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、避難の指示等を実施する。

（2）警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法）

（1）の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（市長、水防事務組合の長）（水防法第21条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第21条）（地すべり等防止法第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1) から (5) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

(7) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(8) 避難指示等についての助言

避難指示等の発令に当たり、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対して、必要に応じて助言を求める。

また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(9) 二次災害の防止

避難指示等の発令に当たっては、災害発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなどの二次災害から、住民の生命・身体などの安全を確保するための措置を講じるよう努める。

3 伝達方法

J-ALERT、防災行政無線（同報系）による一斉放送、緊急速報メール、FAX、広報車、サイレン、Lアラート（災害情報共有システム）、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（Twitter、Facebook、LINE 等）、ホームページ等の多様な情報手段による伝達、その他、協定に基づくラジオこまつ、テレビ小松の活用のほか、県を通じてその他のマスメディアを有効に活用する。

また、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」による「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある危機等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

4 当該地域の避難誘導

高齢者等避難、避難の指示、緊急安全確保を発表又は発令した場合、本部事務局は当該地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の職員を派遣する。派遣された職員は警察官・消防団員・自主防災組織等の協力を得て、市民等を危険な区域から安全な地域へ避難誘導することに努める。

なお、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

5 事業所等の避難誘導

事業所その他の多数の人が集まる場所での避難誘導は、施設管理者が行う。

6 避難誘導の方法

- （１）避難誘導に当たっては、要配慮者の避難を優先する。
- （２）要配慮者の避難は、必要に応じ車両を利用して移送する。
- （３）状況が許す限り、避難路の安全を事前に確認し、要配慮者を除く避難者を徒歩で避難させる。
- （４）自動車による避難及び家財の持ち出し等は、危険を伴うため止めさせるよう努める。
- （５）事前に確保している非常用の携帯食糧及び飲料水を携行させる。
- （６）災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難住民に対する周知

避難の万全を図るため、避難住民に対し避難所の再確認、その他下表に掲げる注意事項等を伝達するよう着意する。

なお、避難生活を送る場所としての避難所と、津波からの緊急避難場所を混同しないよう、両者の違いについて避難住民に十分に伝達する。

(1) 火気等の危険物の処置を完全に行うこと (2) 家屋の補強（雨戸、門等）を行うこと (3) 服装はできるだけ軽装とし、季節によっては防寒用具を携行すること (4) 小さな子供には迷子札をつけること (5) 避難時は下記に示した非常時の持ち出し品を準備し携行すること		
☐ 非常食	ご飯（アルファ米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど（1人3日分）	
☐ 飲料水	ペットボトル等（1人1日3リットル）	
☐ 懐中電灯類	懐中電灯	予備電池又は手動充電式
☐ 携帯ラジオ		
☐ 薬類	・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液など） ・常備薬	・おくすり手帳 ・保険証のコピー
☐ 貴重品類	現金、通帳、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど	
☐ その他	・衣類、下着、レインウェア、紐なしのズック靴、タオル類、軍手 ・ウエット・ティッシュ等、簡易トイレ ・ナイフ、スプーン、ライター、マッチ、ろうそく ・寝袋、ブランケット、使い捨てカイロ、ビニールシート ・携帯電話（スマートフォン）、充電器 ・マスク、手指衛生用品（消毒用アルコール）、石けん、体温計 ・洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉 ・防災用ヘルメット、防災ずきん ・ペン、ノート	
☐ 子供がいる家庭の備え	・ミルク等、使い捨て哺乳瓶、離乳食、携帯カタトリー ・子供用紙おむつ、お尻ふき、携帯用お尻洗浄機 ・ネックライト、抱っこひも、子供用の靴	
☐ 女性の備え	・生理用品、おりものシート、サニタリーショーツ ・中身の见えないごみ袋 ・防犯ブザー／ホイッスル	
☐ 高齢者がいる家庭の備え	・大人用紙パンツ、吸水パッド、デリケートゾーンの洗浄剤 ・杖、補聴器、入れ歯・洗浄剤 ・介護食 ・持病の薬、お薬手帳のコピー	

8 関係機関への周知

市長、警察官、自衛官等が避難等に関する措置を講じた場合、次の経路で通知する。

市長の措置	市 長 → 知 事(県災害対策本部又は危機対策課)
警察官の措置	(ア) 災害対策基本法に基づく場合 警察官 → 警察署長 → 市 長 → 知 事(危機対策課)
	(イ) 職権に基づく場合 警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 知 事 → 市 長
自衛官の措置	自衛官→部隊等の長→知 事(危機対策課)→市 長

第2 警戒区域の設定 本部事務局、関係機関

1 警戒区域の設定

津波が発生し、又は災害が発生しようとしている場合、市民及び滞在者の生命を守るため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定し、設定した区域への立ち入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずるものとする。

発 令 者	設 定 の 要 件	法的根拠
市 長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条
警 察 官 海上保安官	1 上記の場合において、 (ア) 市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき (イ) 市長からの要求があったとき 2 市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法 第63条 警察官職務執行法 第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、上記1の場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条
※消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、原則として消防法又は水防法によって行う。		

2 警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同時に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

3 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

第14節 避難所の開設・運営

第1 避難所の開設 本部事務局、教育対策部、健康福祉対策部、関係各対策部

1 避難所の開設

小松市の指定する避難所の開設は、災害対策本部が状況に応じて開設場所、要領、要員等を指示する。

開設要領の細部については、避難所運営マニュアルによるほか、防災（水防・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）を準用する。

なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康福祉対策部と連携して、感染症対策として必要な措置を講じられるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ保健所等との間で、情報共有の内容（危険エリアに居住する自宅療養者の有無等）、情報伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の開設・運営に必要な情報を共有する。

2 機能強化避難所の開設

避難所の開設に際しては、機能強化避難所（一般15箇所、福祉4箇所）の開設を第一義に考え、状況に応じてその他の指定避難所を開設する。

3 水防・土砂災害による避難所開設

水防・土砂災害により避難所を開設する場合は、小松市の指定する水防・土砂災害に関わる避難所の担当職員（初動期開設水防避難所配置職員）として年度ごとにあらかじめ指定された職員は、直接担当避難所に向かい、開設準備を行う。

また、状況に応じて、迅速な避難所の開設が必要な場合は、別示なく開設するとともに、当該状況を災害対策本部に報告する。

担当職員による避難所開設に時間を要する場合に備えて、地域の代表者（町内会長、自主防災組織のリーダー等）が避難所開設できる体制構築に努める。

上記のほか、避難所の開設に係る細部手順に関しては、市が別に作成する、防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）によるものとする。

4 避難生活の対象者

避難生活の対象者は、以下の者とする。

- | |
|--|
| (1) 住居等の被災者
(2) 避難指示などの対象地域の居住者
(3) 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等 |
|--|

5 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県に報告する。

- | |
|---|
| (1) 避難所の名称
(2) 避難所開設の日時及び場所
(3) 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者も含める。）
(4) 開設期間の見込み
(5) 必要な救助・救援の内容 |
|---|

6 避難等の状況把握

避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

第2 避難所の運営 **本部事務局、関係各対策部**

開設した避難所の運営要領については、毎年度作成する「防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル」による。また、長期間開設する必要がある場合については下記を基準とするほか、別に作成する「避難所運営マニュアル」によるものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。

1 避難者名簿及びカードの作成

避難所を開設した際、避難者カードを世帯単位で配り避難者の名前等の記入を指示する。

代表者（町内会長、自主防災組織のリーダー等）はこの避難者カードに基づく名簿を作成し、避難所責任者は毎日、災害対策本部に報告する。

2 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りはできる限り地域地区（町内会等）ごとに設定し、床面に色テープ・掲示板等の分かり易い表示を用いて指定する。また、この際、要配慮者、高齢者及び男女のニーズの違いなどに十分配慮する。なお、感染症が発生している時期は健常者と体調不良者を区域分けし設定する。

3 物資の供給要請

避難所責任者は、避難者に対する飲料水・食糧・生活必需品の必要量を把握し、本部事務局を通じて調達担当の対策部に調達を要請する。

4 物資の受取及び配給

避難所での物資の受取時は必ず「避難所用物品受払簿」に記入し、配給は居住区域ごとに行う。また、配給や炊き出し等は、班長と方法その他の秩序づくりを取り決める。

5 避難所の状況報告

避難所の責任者は避難所日誌を毎日作成し、状況を本部事務局に報告する。

6 避難所運営協議会への協力要請

避難所の運営に当たっては、各地域で設立された避難所運営協議会が中心となり、避難所ごとに組織されている避難所運営委員会を主体とした避難所運営を要請する。

7 避難所運営委員会等への協力要請

避難所の運営にあたり、避難所運営委員会等に次の作業について協力を要請する。

- (1) 避難者への指示、伝達事項の周知
- (2) 飲料水・食糧・生活必需品等の物資配布の補助
- (3) 避難者の要望、苦情等の取りまとめ
- (4) 衛生・防疫活動等への協力
- (5) 避難所の安全管理に関すること

8 その他（記録等）

避難所責任者は、代表者に一部の記録作成を委任するなどし、次の帳簿類を整備保存する。

- (1) 避難所収容台帳（日誌）及び収容者名簿
- (2) 避難所用物品受払簿
- (3) 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- (4) 避難所設置に要した支払証拠書類

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第3 避難者への配慮 関係各対策部

1 避難長期化への対応

対 策	配 慮 す る 事 項
長期化対策	(1) 昼・布団・暖房・洗濯機等の調達 (2) 報道機関等の取材・立ち入り制限 (3) 衛生管理（医療・トイレ・清掃・ゴミ等） (4) 避難所における秩序維持（防犯対策） (5) 被災者の精神安定対策（パーティション設置、娯楽品の提供等） (6) 男女のニーズの違いに配慮した避難所の設営 (7) 応急仮設住宅設置に関しては、地域コミュニティや健康面に配慮する。
男女双方の視点を 取り入れた 避難所対策	(1) 女性や子どもの安全・安心に配慮した仮設トイレやマンホールトイレ等の設置 (2) 男女別の更衣スペースの確保 (3) 女性用洗濯物の干し場の確保 (4) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 (5) 生活物資の手渡しの配慮（下着・生理用品等） (6) 女性や子どもへの暴力を防止するための、女性相談員による相談窓口や意見箱の設置 (7) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による女性や子どもの安全確保のための対応の実施 (8) 集中する家事負担に対する協力の呼びかけ (9) 避難所運営に関する、男性と女性の責任者の配置
女性や子ども等の 安全の配慮	(1) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する (2) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する (3) 照明を増設する (4) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する
要配慮者対策	(1) 健康診断や相談業務 (2) ボランティアに介護等の協力要請 (3) 福祉仮設住宅の設置及び優先的入居の要請 (4) 専用室の確保

2 被災者の受け入れ・移送

被害が甚大で市内の避難者を収容しきれない場合、本部長は知事に対して他市町への移送を要請する。逆に知事から他地区の被災者受け入れ要請があった場合、避難所を開設して県の計画に基づいた被災者の受け入れに協力する。

第4 避難者の居住環境の確保等 **本部事務局、関係各対策部**

1 二次避難支援の実施

「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

2 旅館・ホテル等の活用

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

3 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

第5 避難所の統合・設置の終結 **本部事務局、関係各対策部**

本部事務局は、災害の復旧状況や避難所の状況から、避難所の統合・設置の終結の検討を行い、こまつドームや小松市民センター、西南体育館、小松加賀斎場及び道の駅こまつ木場潟等の避難・救援拠点等到大規模な避難所の設置を検討する。

第6 広域避難対策 **本部事務局、関係各対策部**

1 広域避難対策

被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から避難施設管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

移送された被災者の避難施設の運営は、小松市が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

2 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 帰宅困難者対策 **本部事務局、関係各対策部**

施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

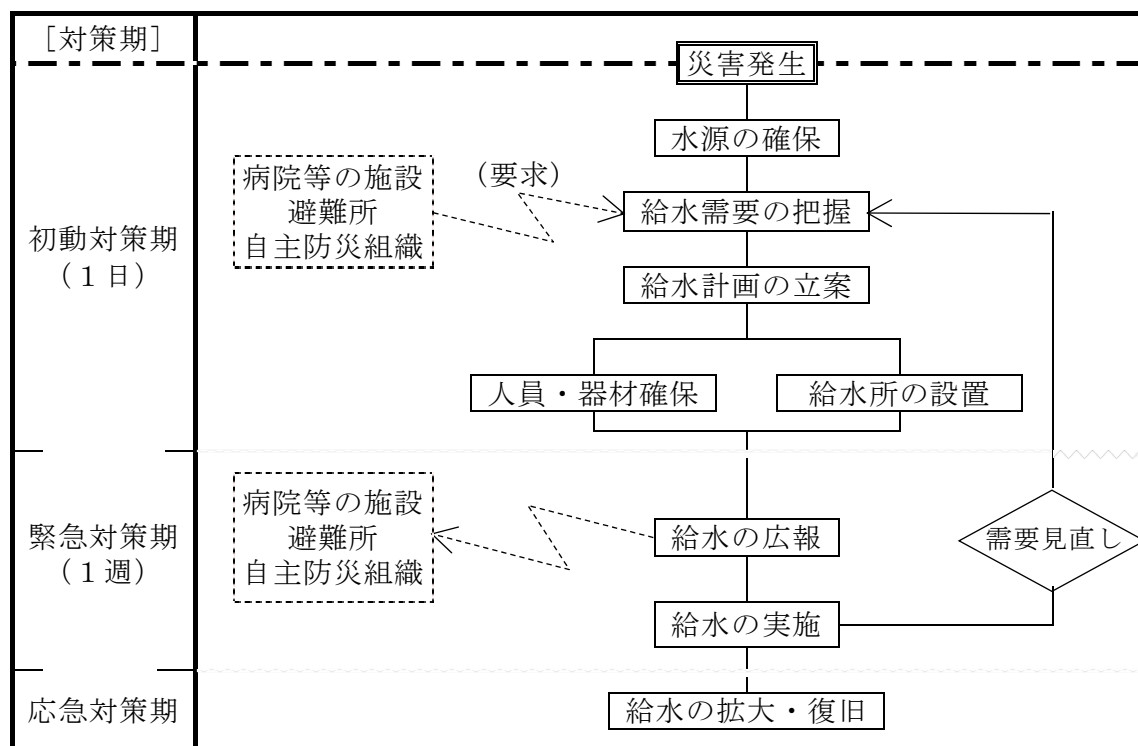
また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

第8 避難所外避難者対策 **本部事務局、関係各対策部**

町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、感染リスクを低減するための分散避難者や、避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第15節 給水活動



第1 給水活動のための準備 上下水道対策部、関係各対策部

1 水源の確保

災害により水道施設が破損、又は水源の汚染等により水の供給ができない場合は、上下水道対策部は直ちに被害状況を把握し、次の方法で水源を確保する。

- (1) 水道管が損壊し、上水が流出している場合は、配水場の仕切り弁を操作し上水の流出防止を図る。
- (2) 水源からの取水ができない場合は、貯水槽等を水源として利用する。(注)
- (3) 主要水源井のポンプが停止した場合は、非常用発電機を設置し、水源井からの取水を確保する。
- (4) 補助水源として、個人で管理する井戸の利用(注)についても考慮する。

※注：浄水器・薬剤投入等の水質管理が必要となる。飲料水としての利用ができない場合は、確実に住民へ周知徹底する。

2 給水需要の把握

(1) 給水需要の把握

上下水道対策部は、水道水の供給ができなくなった場合、給水ができない区域及び当該区域に所在する世帯、人口を把握し、給水活動のための需要量を把握する。

(2) 応急給水の確保目標水量（基準）

ア	発災～3日	----	1人1日	3リットル(飲料水のみ)
イ	4日目～7日目	----	1人1日	20リットル(飲料水＋炊事＋洗濯等)
ウ	8日目以降	----	1人1日	100リットル(飲料水＋炊事＋洗濯＋浴用等)
エ	復旧段階	----	1人1日	250リットル(通常の給水量)

第2 給水活動要領 **上下水道対策部、関係各対策部****1 人員・器材の確保**

災害時の給水活動は、基本的には、上下水道対策部の人員・器材によって行うが、上下水道対策部だけでは不足する場合は、災害協定を締結している日本水道協会及び県災害対策本部に状況を報告し、応援自治体からの提供又は自衛隊の災害派遣による供給支援を要請する。

2 給水優先順位の基準

給水優先順位は、次を基準とする。

- (1) 救護所・病院
- (2) 社会福祉施設
- (3) 避難所

3 給水実施要領

(1) 給水所の設置

給水を要する場所においては、給水に適した場所を選定し、給水所を設置して給水車等による給水を行う。

給水場所は、原則として各給水を要する場所に1箇所とし、「〇〇給水所」の看板を掲示する。

(2) 水の運搬

水の運搬は、給水車、飲料水用ポリタンク又はペットボトルをトラックで搬送して行うほか、種々の手段の活用を図る。

(3) 給水作業

各給水所での給水作業においては、当該施設の職員や避難所等の住民その他防災ボランティア等の協力を得て行う。

なお、ペットボトルによる給水以外は、給水を要する住民等が自ら持参する容器を使用する。

4 給水機能の応急手段の確保

水道施設の復旧に長時間を要する場合は、貯水槽の活用のほか、消火栓の利用等、応急手段の確保を図る。

5 広報

給水所を設置した場合には、上下水道対策部は次の内容の広報を行い、住民へ周知する。

- (1) 給水所の場所
- (2) 給水時間
- (3) 給水の方法

6 記録等

飲料水の供給を行ったとき、上下水道対策部は次の書類等を整備保存する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 飲料水供給記録簿(2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿(3) 給水用機械器具修繕簿(4) 飲料水供給のための支払証拠書類 |
|---|

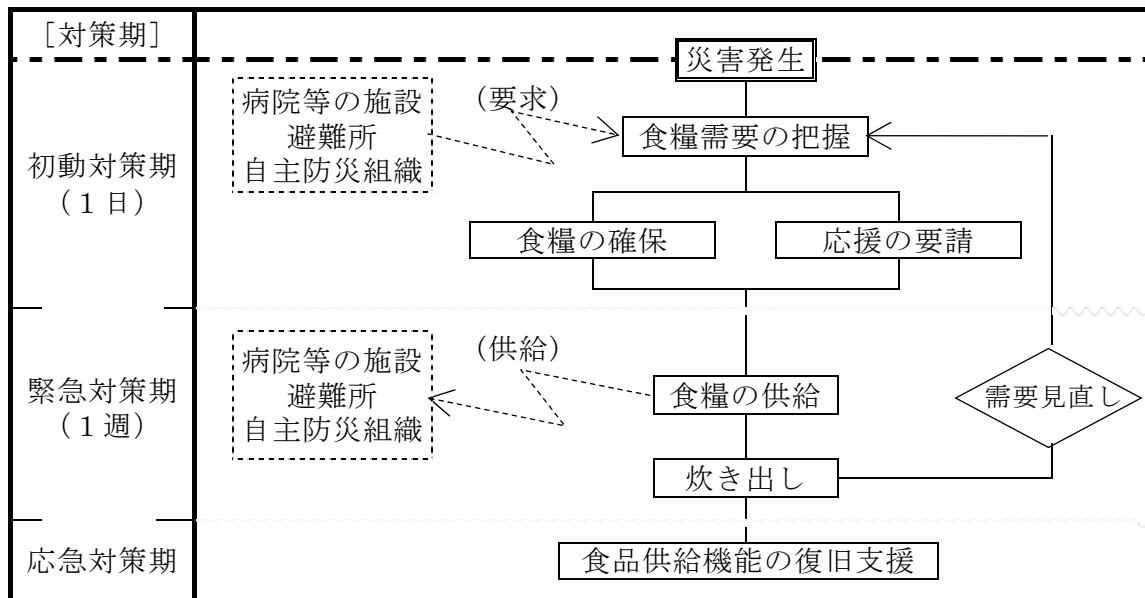
第3 その他の飲料水の調達 関係各対策部

給水等に対応が困難な場合、その他の飲料水の確保（入手）は、まず市の備蓄及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関し協定を締結している企業からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定締結を行っていないスーパー等からの入手を図る。

「災害時における飲料水の供給に関する協定」	
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成23年8月12日締結

第16節 食糧対策

災害による被害が大きければ大きいほど、被害区域が拡大し、開設する避難所も増大し、対応すべき避難住民等の数は、市が同時に対応できないほどの多数になることが予想される。避難住民等への食糧の配給は、市の行う対策のうち基本的な事項の一つであり、大規模災害の場合、発災当初から県、国、他市町あるいは協定を締結している事業者等と緊密な連携を確保して可能な限りの対策を講じていく。



第1 食糧需要の把握 経済環境対策部、関係各対策部

1 対象者

食糧給与の対象者（基準）は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に避難している住民等
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家が被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（注1）
- (4) やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者
- (5) 旅行者・滞在者・通勤通学者で、他に食糧を得る手段のない者
- (6) 災害応急対策活動従事者（注1）
- (7) 米穀等の食糧供給機能が混乱し、通常の食糧確保が不可能となった者（注2）

※注1：災害救助法の実費弁償の対象外

※注2：知事の指定が必要

2 需要の把握

経済環境対策部は速やかに被害状況を把握し、食糧供給規模を決めるための需要を予測する。また、需要予測の方法及び概要は、次表を基準とする。

(1) 避難所での需要は、避難所責任者が経済環境対策部に要請する。 (2) 応急対策活動従事者の需要は、各対策部が把握し、経済環境対策部に要請する。			
対 策 期	対 象 期 間	1 人 1 日 量 (下記の何れか 1 つ)	
初動対策期 (最低限の生命維持)	発 災～2 日 目 まで	ビスケット類	2 ～ 3 パック
		缶 詰	2 ～ 3 缶
		アルファ化米、 レトルト食品等	2 ～ 3 パック
		調 製 粉 乳、ミルク等、 アレルギー除去ミルク等	150g 以内
緊急対策期	発災 3 日 目～1 週 間 まで	米 穀(精米) そ の 他	600g 以内 必 要 量
		弁 当 類	2 ～ 3 食
災害応急対策従事者 病院等の入所施設	随 時	必 要 量	

第2 食糧の確保 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 市域での食糧の調達基準

食糧の確保（入手）は、まず市の備蓄食糧及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関し協定を締結している大型量販店等からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定締結を行っていない大小のスーパー等からの入手を図る。

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」	
イオンリテール株式会社 北陸信越カンパニー	平成29年3月12日締結
株式会社 平 和 堂	平成24年2月9日締結
生活協同組合コープいしかわ	平成24年11月12日締結

上記のほか、他の量販店等との協定締結を推進する。

2 市域外からの調達（応援要請）

市域だけからでは、供給が不足する場合については、災害時相互応援協定を締結している隣接市町等から提供を受けるほか、県災害対策本部に状況を報告し、県からの提供を要請する。

第3 食糧の集積・分配 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 食糧等の集積

入手あるいは提供を受けた食糧等については、原則として、下記の市内4カ所の避難・救援拠点（状況に応じて、機能強化避難所）に集積し、適切に管理・配分する。

なお、輸送については、市有車両のほか、提供を受けた業者等の輸送力を活用する。

経済環境対策部長は、あらかじめ4カ所の避難・救援拠点における食糧を含む物資の集積・配分管理要領について検討しておくものとする。

（避難・救援拠点）

東部避難・救援拠点	道の駅こまつ木場潟及び周辺区域
西部避難・救援拠点	西南体育館、小松加賀斎場、ふれあい健康広場、スカイパークこまつ翼及び周辺区域
南部避難・救援拠点	こまつドーム及び周辺区域
北部避難・救援拠点	小松市民センター及び周辺区域

（機能強化避難所）

一 般	地区のバランス、人口割合等を考慮、計15箇所
福 祉	東西南北各1、計4箇所

2 避難住民等への配分基準

（1）災害発生～第2日目の食糧配分は、市の備蓄食糧及び協定に基づく大型量販店からの供給分を活用する。

（2）第3日目以降

災害の全般状況を把握し、米飯の炊き出し配分を含め、避難者等の要望にできるだけ沿うように、あらゆる手段を活用して、適切な配分に努める。

なお、配分に当たっては事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織あるいは避難所開設後設置する各避難所の町内会等の協力により、公平の維持に努める。

3 配給の方法

食糧の供給は、原則として開設している各避難所又はその近傍で配給所を開設して行う。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食糧の配布にも努める。

本部事務局（総務班）は、食糧配給所の場所・配給時間の情報を集約し、防災行政無線（同報系）及びラジオこまつ、テレビ小松を活用するほか、各避難所配置職員による案内や貼り紙等により、避難住民等への周知を図る。

4 炊き出し

（1）炊き出しの実施

健康福祉対策部長は、炊き出しの作業現場に責任者を配置し、炊き出しの指揮を取らせるものとする。また、炊き出しに当たっては衛生管理や栄養管理にも十分注意し、次の点に留意する。

- ア 炊き出しは学校等の給食施設、公民館、社寺等の施設を使用する。ただし、施設の使用が困難な場合は避難所で行う。
- イ 炊き出しの実施は、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
- ウ 食器が確保されるまでは、握り飯と漬け物、缶詰の副食品を供給する。
- エ 供給人員に応じ、必要な器具及び容器を確保する。
- オ 炊き出し施設には、飲用に適する水を十分確保する。
- カ 炊き出し場所には、皿洗い等の消毒ができる設備を設ける。

(2) 米穀の引渡し要請

炊き出しに必要な米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局に引渡し要請を行う。

(3) 関係書類等

健康福祉対策部は、炊き出し場所ごとの配食数（朝、昼、夕）等（下記参照）を記録するものとする。

- ア 対象避難所、対象町内等
- イ 炊き出しの内容（おにぎり、みそ汁等）と配食数
- ウ 炊き出し用品借用簿
- エ 炊き出しに必要な原材料等の購入に関する受払証拠書類

5 副食及び調味料の確保

市は、食糧等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食糧の質の確保のため、次に留意する。

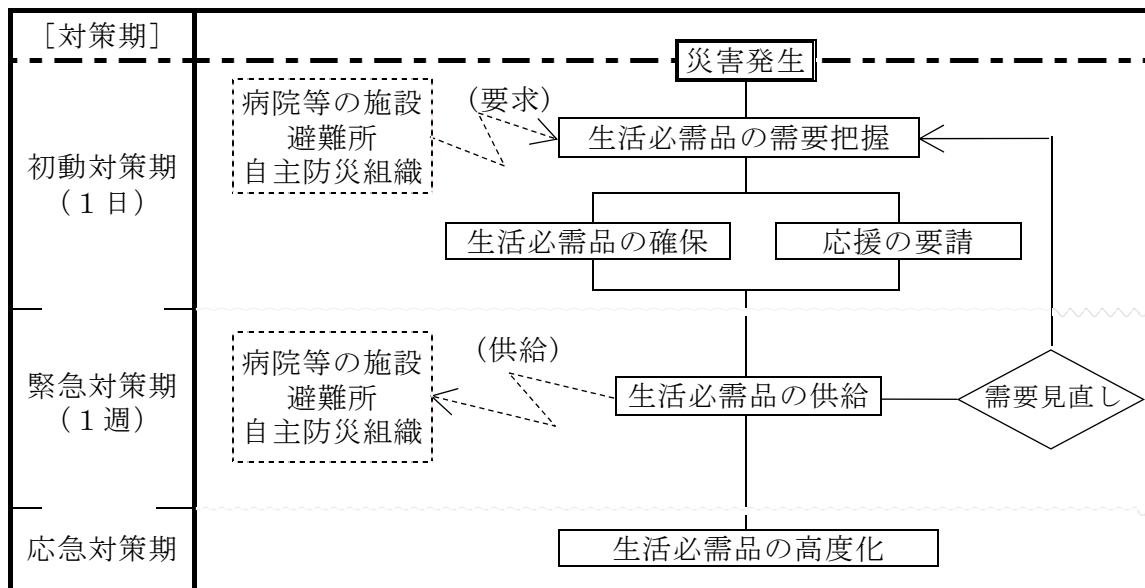
- ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
- イ 自衛隊の給食支援、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
- ウ 支援物資や食糧等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食糧等の過不足を把握し調整する。
- エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第4 食品供給機能の復旧支援 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

経済環境対策部はライフライン機能等の復旧状況に応じ、平常時の食品供給機能が早期に復旧できるよう、次の支援措置を行う。

発 災～3日目	1 大規模店舗における営業時間の弾力的運用の要請 2 大規模店舗におけるライフラインの優先的復旧要請
3日目～1週間	1 「生活物資支援車両」の認定 2 中小事業者に対する物資積み替え中継点の提供
1週間目以降	1 輸送車両の規制除外対象認定 2 緊急融資のあっせん

第17節 生活必需品対策



第1 生活必需品の需要把握

本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 対象者

災害により、被服・寝具・その他生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

2 生活必需品の種類（内容）

対象とする生活必需品は次を基準とし、給与（貸与）は災害救助法の範囲内で行う。

寝 具	----	タオルケット、毛布、布団
上着・下着	----	洋服上下、子供服、シャツ、パンツ
身の回り品	----	タオル、靴下、靴、サンダル、傘
日 用 品	----	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
調理道具	----	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具
食 器	----	茶碗、皿、箸
光熱材料	----	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料
消耗器材	----	高齢者、障がい者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具
暖房用品	----	寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）
冷房用品	----	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
※認められない物品		
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等		

3 需要の把握

(1) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

(2) 必要量の把握

避難住民等の生活必需品の需要把握は、それぞれの避難所責任者が上記基準をもとに把握し、本部事務局に通知する。

第2 生活必需品の確保及び支援要請

本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 市域での生活必需品の調達

生活必需品の確保（入手）は、まず市の備蓄分及び災害時における生活必需品等の優先提供に関し協定を締結している大型量販店からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定の締結を行っていない大小のスーパー等からの直接入手を図る。

2 市域外からの生活必需品の調達及び支援要請

市域だけからでは、供給が不足する場合については、災害時相互応援協定を締結している隣接市町等から提供を受けるほか、県災害対策本部に状況を報告し、県からの提供を要請する。

3 孤立状態にある被災者等への対応

被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

第3 生活必需品の集積及び配分

本部事務局、産業未来文化対策部、関係各対策部

1 避難住民等への食糧の集積・配分

確保した生活必需品の集積及び避難住民等への配分要領については、食糧の集積・配分要領に準じて行う。

2 物資調達に関する留意事項

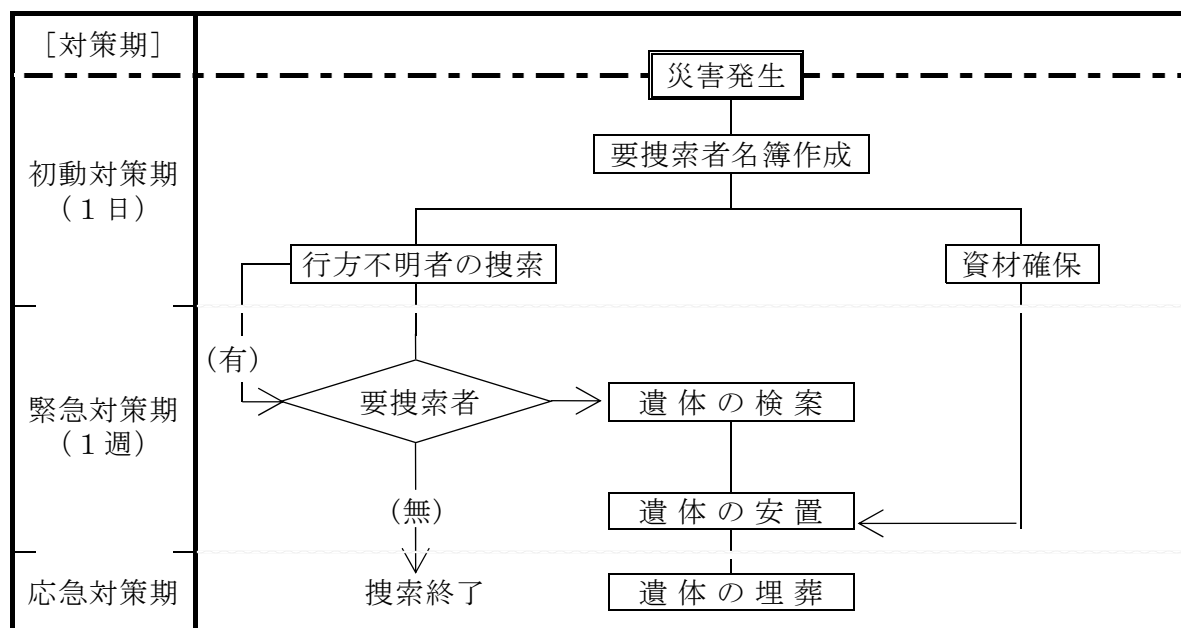
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

3 その他（記録等）

生活必需品の供給を行ったとき、経済環境対策部は次の書類等を整備保存する。

- (1) 物資購入（配給）計画表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) 物資購入関係支払い証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

第18節 行方不明者の搜索、遺体の收容・埋葬



第1 行方不明者の搜索 市長公室対策部、健康福祉対策部、消防対策部、関係各対策部

1 要搜索者名簿の作成

健康福祉対策部は、災害の状況に応じ行方不明者の届出等の受付窓口を開設するものとし、また、各避難所等における調査に基づき、提出される情報をもとに、要搜索者名簿を作成する。

2 搜索

市は、警察、防災関係機関の協力を得て行方不明者及び遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに救助又は收容に必要な措置を行うとともに県及び管轄警察署に連絡する。

遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合は、直ちに県を通じ海上保安部等に搜索を要請する。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

3 納棺等の資材確保

市内の葬儀業者に協力を要請し、棺、骨壺、ドライアイス等の必要な資材を確保する。

第2 遺体の検案、安置、埋葬等 健康福祉対策部、市長公室対策部、関係各対策部

1 健康福祉対策部は、警察署が検視（検分）した後、次の手順で遺体の処理を実施する。

- (1) 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- (2) 遺体の検案は医師が行う。
- (3) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- (4) 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (5) 検案を終えた遺体は本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。
- (6) 漂着した死体のうち身元が判明しない者は行旅死亡人として取り扱う。

2 遺体の安置

検案を終えた遺体は、警察や町内会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次の手順で遺体の収容・安置を行う。

- (1) 付近の寺院の了承を得て遺体収容所（安置所）を開設する。また、適当な既存建物が確保できない場合は、広場、避難所等へ仮設安置所を設置する。
- (2) 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (3) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (4) 遺族その他より遺体引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上引き渡す。
- (5) 市長公室対策部に、相談窓口の設置を求める。

3 遺体の埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、市長公室対策部が応急的に遺体の埋火葬を実施する。

- (1) 遺留品は包装し、氏名札・遺留品処理票を添付した上、保管所に保管する。
- (2) 遺体が多数で埋葬ができない場合、県に対し応援を求める。
- (3) 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- (4) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票を整理の上、引き渡す。
- (5) 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- (6) 埋火葬の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
- (7) 外国人の埋葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮すること（火葬を行うことに問題が生じる国がある）。

4 記録等

遺体の搜索、処理及び埋葬等を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) 死体搜索状況記録簿
- (2) 死体処理台帳
- (3) 埋葬等台帳
- (4) 死体搜索、死体処理及び埋葬関係支払証拠書類
- (5) 死体搜索用機械器具燃料受払簿
- (6) 死体搜索用機械器具修繕費支払簿

5 火葬許可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

第19節 公共公益施設等の応急対策

第1 市有設備・施設等の応急対策 関係各対策部、関係機関

1 通信設備等

災害応急対策活動において通信機材等の稼動状況の確保は極めて重要であることから、市が保有し各部等で管理する次の通信機材等については、災害発生時、直ちに機能確認を行い、不具合があれば、速やかに修復の処置を取るものとする。

なお、当該機材の管理者は、あらかじめ整備を委託する業者への連絡手段について確認しておくものとする。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

機 材 名 称	管理部局
防災行政無線（同報系）	市長公室対策部
防災行政無線（移動系）	
石川県総合防災情報システム	
石川県防災行政無線（衛星系）	
消防関連通信機材	消防対策部

2 庁舎等

（1）市庁舎

市庁舎は災害応急対策及び災害復旧対策を行う上で重要な拠点施設となるため、災害対策上必要不可欠な施設及び設備について、その点検及び機能回復を図る。

（2）コンピュータ施設

本部事務局及び総合政策対策部は、所管するコンピュータ施設について次の措置を取る。

ア コンピュータシステムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

イ コンピュータシステムに障害が生じた場合、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

3 その他の公共施設

避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等については、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

災害が発生した場合、各施設の管理者は次の措置を講ずる。

- （1）施設内に所在する職員又は住民等の避難措置
- （2）施設が被災した場合の立入の制限あるいは禁止措置

第2 上水道施設 上下水道対策部

上下水道対策部長は、上水道施設が被災した場合、次のような緊急及び応急対策を行うものとする。

1 初動対策

(1) 被害調査

- ア 配水管の被害調査は、主要幹線、連絡管、給水拠点系統の順で行う。
- イ 緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管の調査を行う。

(2) 初動対策活動

- ア 漏水を確認したときは、バルブ操作により漏水を止め、飲料水の確保を優先する。
- イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- ウ 配水管等の被害のない地区であっても給水は必要最小限に留める。
- エ 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 緊急及び応急対策

(1) 資機材・車両・専門技術者の確保

災害発生時は、まず市の人員、機材で対応するが、市のみでは対応できない場合、上下水道対策部長は速やかに本部長に対しその旨を報告し、協定に基づき、小松管工事協同組合及び日本水道協会に対する応援派遣要請あるいは県災害対策本部を通じてその他の地域からの応援を要請する。

(2) 災害時の広報

上水道管の破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等については、本部事務局（広報班）を通じて市民に対する広報を行う。

(3) 応急対策の優先順位

- ア 施設の応急対策は、取水・導水・浄水施設、送水・配水施設、給水装置の順で行う。
- イ 埋設管は、送水管、配水管の順で復旧し、上水道管の破裂・折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。
- ウ 給水装置は配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるものの順で実施する。
- エ 上水道の復旧は、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設、避難所を優先して行うものとする。

第3 下水道施設 上下水道対策部

下水道施設が被災した場合、次のような緊急及び応急対策を行う。

1 初動対策

(1) 被害調査

上下水道対策部は、被災後、直ちに施設の被害調査を行う。

(2) 初動対策活動

- ア 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する
- イ 停電した場合、終末処理場は直ちに非常用発電装置に切り替える。
- ウ 汚水処理施設が破損し、漏水が生じた場合は、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- エ 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の緊急措置を行う。
- オ 給水制限を行い、下水道への流入を抑える。

2 緊急及び応急対策

(1) 資機材・車両・専門技術者の確保

災害発生時はまず市の人員、機材で対応するが、市のみでは対応できない場合、上下水道対策部長は速やかに本部長に対しその旨を報告し、協定に基づき、小松管工事協同組合及び日本下水道協会に対する応援派遣要請あるいは県災害対策本部を通じてその他の地域からの応援を要請する。

(2) 広報

下水道管の破損箇所、排水禁止区域、下水を排水できない場合の措置等について、本部事務局（広報班）を通じて市民に対する広報を行う。

第4 その他のライフライン施設 関係機関

市が所管する以外のライフライン施設は、それぞれの施設を所管する指定公共機関及び指定地方公共機関によって策定された計画に基づいて対策を講ずるものとする。

なお、市は下記に示す機関との通信連絡手段を確保するとともに、関係機関の行う応急対策等の活動に対する協力を行うものとする。

1 電力施設

北陸電力株式会社小松支社（令和4年8月1日確認書締結）

石川県電気工事工業組合（平成19年12月協定締結）

北陸電気保安協会（平成20年4月協定締結）

2 通信施設

西日本電信電話株式会社北陸事業本部（N T T 西日本）

N T T ドコモ北陸株式会社

3 ガス施設

小松ガス株式会社

一般社団法人 石川県エルピーガス協会小松支部（平成23年8月協定締結）

第5 道路・橋梁施設 **都市創造対策部**

都市創造対策部は、所管の道路・橋梁についての被害状況を速やかに把握し、緊急措置及び応急措置を行う。

1 初動対策

（1）被害状況の調査

災害が発生した場合、所管する道路の被害状況及び路上の障害物の状況を調査し、集約結果を災害対策本部に報告する。

（2）道路管理者への通報

所管施設以外の道路・橋梁において、通常の通行が確保できない被害が生じている場合、道路管理者に通報し、被害の応急復旧を要請する。

2 緊急及び応急対策

（1）道路の応急復旧

被害を受けた所管道路は、市内の建設業者等の協力により、速やかに応急復旧を実施する。また、所管施設以外の道路は原則として当該管理者が行うが、事態が緊急を要し、かつ当該管理者による応急復旧を待ついとまがないときは、必要最小限度の範囲で復旧する。

なお、市の持つ現有活動勢力で施設の応急復旧が困難と判断された場合、本部事務局にその旨を伝え、県を通じて自衛隊の派遣を要請する。

（2）仮設道路の設置

破損した道路の復旧が不可能と判断され、かつ、他の交通方法がない場合、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

第6 河川・海岸・法指定区域の対策 **経済環境対策部、都市創造対策部、関係各対策部**

1 河川・海岸

（1）初動対策

津波が発生した場合、経済環境対策部及び都市創造対策部は所管する河川・海岸施設の被害状況を調査し、その状況を災害対策本部に報告する。

津波警報等の伝達を受けた場合、速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。

水防計画等に基づき、市の水防管理者は、施設管理者等と協力し、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

なお、津波による浸水被害が生じた場合は、状況により応急排水を実施する。

(2) 緊急及び応急対策

堤防、護岸、水門等の被害を覚知した場合、緊急性を要するものから、随時応急復旧を行う。

2 法指定区域

(1) 初動対策

都市創造対策部は、県関係機関（南加賀土木総合事務所）と協力して土砂災害防止法に基づき指定されている、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域等の法指定区域又はこれらに準じる危険区域に対し、その被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に被害状況の報告を行う。

なお、土砂災害が発生した場合には人命救助を最優先して対策を行い、危険が拡大するおそれがある場合は災害対策本部に報告し、避難指示等の措置を講ずる。

(2) 緊急及び応急対策

被害状況に応じ、二次災害の防止に重点を置き、応急的な危険防止策を講ずる。

第7 その他の公共施設 関係各対策部、関係機関

1 鉄道施設

災害の発生又は列車や構造物が被災した場合、次のような措置を講ずる。

なお、詳細は西日本旅客鉄道株式会社の計画によるものとする。

- (1) 災害発生と同時に運転規制及び乗客の避難誘導を行い、乗客の安全を確保する。
- (2) 列車、構造物が被災した場合、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置して情報収集を行うとともに応急対策を実施する。
- (3) 応急復旧活動を実施するため資機材の確保に努める。
- (4) 不通区間が生じた場合は、自動車等による振替輸送等を講ずる。
- (5) 列車の運行状況の広報を行う。

2 空港施設

津波等によって空港又は飛行場内の諸施設が被災した場合、大阪航空局小松空港事務所及び航空自衛隊小松基地は、各々所管する施設の応急復旧を行う。

第8 障害物の除去 関係各対策部、関係機関

各対策部は、緊急、応急対策活動の実施に必要な道路、河川、漁港等の機能を確保するため、障害物等の除去の必要性が生じた場合、これを行うものとする。また、市域で広範囲にわたる湛水が生じた場合、市又は土地改良区においてこれを排除するものとするが、対処できない場合は県に応援を求める。

なお、道路、農地、宅地等における堆積土砂の排除は、原則としてそれぞれの施設管理者が行うものとする。

第20節 防災ボランティア活動の支援

	災害発生		
	県	県民ボランティアセンター	市
初動対策期 (1日)	災害対策本部の設置	ボランティア本部の設置	災害対策本部の設置 ボランティア現地本部の設置
緊急対策期 (1週)	情報の提供 ボランティアのあつせん要請 ボランティア活動拠点の提供(県) ボランティア活動資材の提供(県)	情報の収集・提供 ボランティアのあつせん、募集・誘導 ボランティア保険の集約、加入 ボランティア支援物品の提供 その他現地本部の支援	状況把握・報告 ボランティア受け入れ ボランティア活動拠点の提供 ボランティア依頼の受付・相談 ボランティア作業の調整、連絡調整、健康管理等

第1 防災ボランティア活動に対する基本的考え方

1 防災ボランティア活動と行政の関係

防災ボランティアと被災地行政の関係はあくまで「協働」であり、防災ボランティアの全般の管理・統制は、県及び市のボランティアセンターやボランティア現地本部で行う。また、市はボランティアセンター又は県ボランティア本部との適切な連携を確保しつつ、行政と防災ボランティアが一体となった災害対策を推進できるよう努める。

2 防災ボランティアへの支援に関する基本方針

大地震が発生したときは、緊急対策期の段階から多くの人員が必要となることから、市は、社会福祉協議会その他の関係機関等と連携を図りながら、被災地域のニーズを確実に伝えとともに積極的に募集及び受け入れに努める。

第2 防災ボランティアの受け入れ 健康福祉対策部、関係各対策部、社会福祉協議会

1 ボランティア現地本部の設置

健康福祉対策部は、小松市社会福祉協議会と連携・協力し、災害対策本部が設置されると同時に、ボランティア現地本部を設置する。

(候補地：第一コミュニティセンター、末広体育館、桜木体育館、総合体育館、こまつ芸術劇場うらら)

2 ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

3 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握・報告

関係機関、団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び現地のボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、県ボランティア本部及び災害対策本部に報告する。

(2) 防災ボランティア受付

防災ボランティア申し出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに活動者リストを作成し、県ボランティア本部に報告する。この際、受付窓口の一元化により受入が円滑に行われるように努める。

(3) 防災ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からの防災ボランティア派遣要請の受付窓口として、受付や相談に応じる。

(4) 防災ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県、市及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体と行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な支援活動を確保する。

(6) ボランティア保険への加入の確認

各対策部が防災ボランティア参加者と連携して活動を開始する前に、受付において必ずボランティア保険の加入状況を確認し、未加入であれば、県ボランティア本部に連絡し加入手続きを申請する。

(7) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(8) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、防災ボランティアの被災地までの輸送に努める。

第3 災害ボランティア活動拠点及び資機材の提供

本部事務局、健康福祉対策部、 社会福祉協議会

市は災害の状況に応じ、適所にボランティアの活動の拠点を設置するほか、仮眠、宿泊所として、学校その他の公共的施設を積極的に提供する。この際、避難住民との識別を確保するため、住民の避難所とは同一にならないよう着意する。

災害ボランティア拠点候補：第一コミュニティセンター、末広体育館又は小松市武道館、総合体育館、こまつ芸術劇場うらら及び同周辺の公共施設
--

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第21節 要配慮者の安全確保

第1 要配慮者の安全確保に係る活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部

関係各対策部

1 自主防災組織による支援活動

突発的に発生する津波災害時における避難行動要支援者への対応については、自主防災組織や町内会の自助及び共助による活動が極めて大きな役割を担うことから、自主防災組織の活性化を推進する。

2 市の対応

(1) こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用して、被災地域内の在宅の避難行動要支援者の避難支援や避難状況の把握に努め、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等との連携を維持して職員を派遣するなど、速やかな対応に努める。

(2) 災害対策本部は、こども家庭対策部及び健康福祉対策部からの情報を、消防対策部に通報し、最寄りの消防署や消防団による、救助・支援活動に万全を期す。

3 要配慮者の避難生活に対する考慮事項

要配慮者が避難生活を行う場合、様々な障害が発生することから、こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、各関係機関と連携し、次に掲げる処置を行う。

- (1) 高齢者・肢体不自由者・医療的ケアの必要な者をはじめとする要配慮者に対し、避難所として社会福祉施設等の利用を図るなど、関係機関と調整を行う。
- (2) 避難所に、車イス、要配慮者用トイレ等の手配を行う。
- (3) 要配慮者に配慮した専用スペースを避難所内に設ける。
- (4) 視覚・聴覚・知的障がいなど、障がいの特性に応じた情報伝達を行う。（音声、災害掲示板等の文字情報、コミュニケーションボード等）
- (5) 手話通訳や要配慮者の介護ができる人材を確保し、避難所に派遣する。
- (6) 特別な食糧（柔らかいもの、ミルク等）を要する要配慮者の状況を把握し、その確保・給与を行う。
- (7) 高齢者等の要配慮者に対し、「福祉仮設住宅」の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その需要を都市創造対策部に通知する。

4 社会福祉施設等への対応

こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、社会福祉施設の管理者等に対し、次に掲げる措置を講ずることで、入所者の安全確保を行う。

- (1) 社会福祉施設の管理者に対し、入所者の安全を確保するよう要請する。
- (2) 保育所、児童センター又はこれに準ずる施設では、入所者の安全確保に支障を来すと判断される場合、臨時休園等の措置を取り、直接保護者等に引き渡すよう要請する。
- (3) 入所施設においては、食糧及び生活必需品に不足が生じないよう、こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、その必要量の把握と確保を行う。

5 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

6 細部については、避難支援プラン（全体計画）による。**第2 外国人の安全確保** **市長公室対策部、行政管理対策部、関係各対策部**

地理や言葉に不案内な外国人の安全を確保するため、市は次の対応を行う。

1 体制整備

市長公室対策部及び行政管理対策部は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、県と連携し、各種情報の収集、提供ができる体制整備等に努める。

2 通訳の確保

市長公室対策部及び行政管理対策部は、通訳ボランティアの協力、あるいは県民ボランティアセンターとの連携を図りながら、各種外国語通訳の確保を行う。

3 情報の伝達

本部事務局及び関係部局は、外国人に避難所や物資支給等の必要な情報が伝わるよう外国語のラジオ放送の実施を図るほか、各種案内板、情報掲示板については、できる限りやさしい日本語やローマ字又は外国語を併記するよう着意する。

また、小松市国際交流協会などの関係機関と連携してプッシュ型の防災アプリの提供や外国人旅行者向け災害情報提供アプリ（Safety tips）等の有効活用に努める。

第3 来訪者の安全確保 **交流推進対策部、関係各対策部**

市は、災害時に市外からの来訪者の安全を確保するため、次の対応を行う。

- 1 市は、市内に滞在せざるを得ない来訪者に対し、一時的な滞在施設（避難所）の提供を行う。
- 2 温泉、旅館等の施設では、その施設管理者が避難所まで誘導し、避難完了の報告を避難所責任者に対して行う。
- 3 来訪者が避難している避難所責任者は、避難者名簿に必要事項を記録する。

第4 二次避難支援の実施**総合政策対策部、市長公室対策部、健康福祉対策部、交流推進対策部、関係各対策部**

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

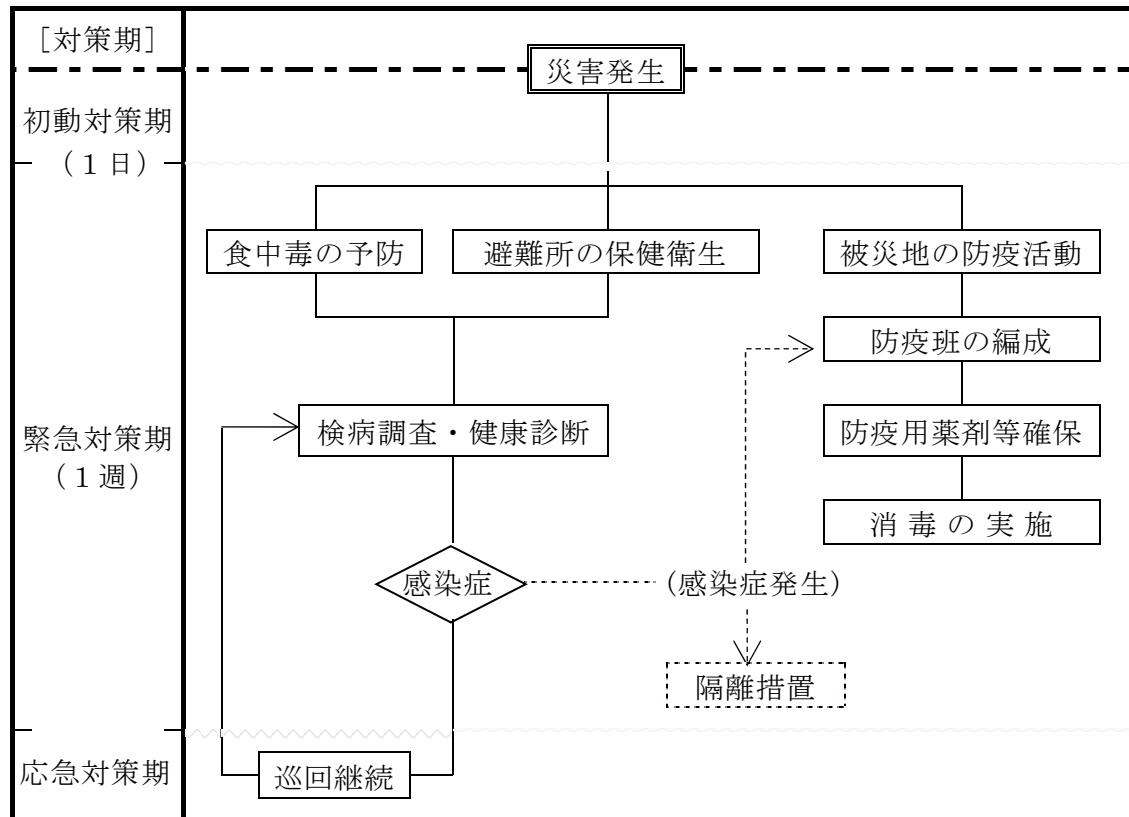
また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、二次避難が必要な要配慮者の受入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

第2.2節 防疫、保健衛生対策

津波災害時には、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗等により、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。



第1 食中毒の予防 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

食中毒の予防のために、健康福祉対策部は本部事務局を通じて広報等で住民に注意を呼びかける。また、南加賀保健福祉センターの指導の下、市民や食糧調達業者等に食中毒の防止を指導する。

第2 避難所の保健衛生 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

1 衛生活動

(1) 被災者に対する衛生指導

避難所収容者や地域住民に対し、広報等を通じて台所、便所等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。また、避難所内に手洗い消毒液を配置する。

(2) 検病検査等

市は、南加賀保健福祉センターが実施する検病調査及び健康診断を協力して行う。

2 保健活動の実施

健康福祉対策部は南加賀保健福祉センター等の協力を得て、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等による被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次の保健活動を実施する。

- (1) 医師会、南加賀保健福祉センター等の協力を得て、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (2) 被災者の衛生状態を良好にするため、被災者を対象とした入浴サービスを実施するなど入浴環境を確保することを本部事務局に要請する。
- (3) 食中毒等の予防のため、食品衛生の知識の普及や避難所等における食品衛生指導の徹底を図る。
- (4) 災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

第3 被災地の防疫活動 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関**1 防疫を担当する班の編成**

- (1) 健康福祉対策部は、感染症の発生を未然に防止するため、防疫班を編成する。

1 班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

区分	人員
衛生技術者	1 人
事務職員	1 人
作業員（実際の消毒等が必要な場合）	3 人程度

- (2) 災害の規模により、市で十分な対応ができない場合は、健康福祉対策部長は、本部事務局を通じて、県に対して防疫班の派遣要請を行う。

2 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備しておく。

塩素系消毒剤、クレゾール液、消毒用エタノール、消石灰、噴霧器、ゴム手袋、マスク、長靴、長袖、長ズボン、ビブス等

3 防疫用薬剤等の確保

初期の防疫活動では市が保有する薬剤等を使用するが、不足する場合は県及び薬剤師会等に協力を要請し、薬剤等の確保を図る。

4 消毒の実施

次のような地域は、床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消石灰、クレゾールで消毒する。

- (1) 感染症が発生した場合
- (2) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になった場合
- (3) 汚染のおそれ、あるいは汚染の疑いのある井戸が存在する場合
- (4) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とする場合
- (5) 土壌還元によるし尿処理を実施した場合
- (6) 鼠、昆虫が大量に発生した場合
- (7) 災害廃棄物の処理が間に合わず、路上に長期間放置された場合

5 関係機関への協力依頼及び報告

健康福祉対策部は、災害の発生に伴う防疫措置を講じた場合、その状況を県に報告する。

防疫活動の実施に当たって被害が大きいときは、南加賀保健福祉センターに指導及び協力を依頼する。

6 記録等

防疫措置を行った場合、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 検病調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 臨時予防接種状況記録簿
- (5) 防疫薬品資材受払簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払い出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

第4 検病検査及び健康診断 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

健康福祉対策部は、避難所及び被災地域において南加賀保健福祉センターが実施する検病調査及び健康診断に協力する。

第5 感染症対策 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

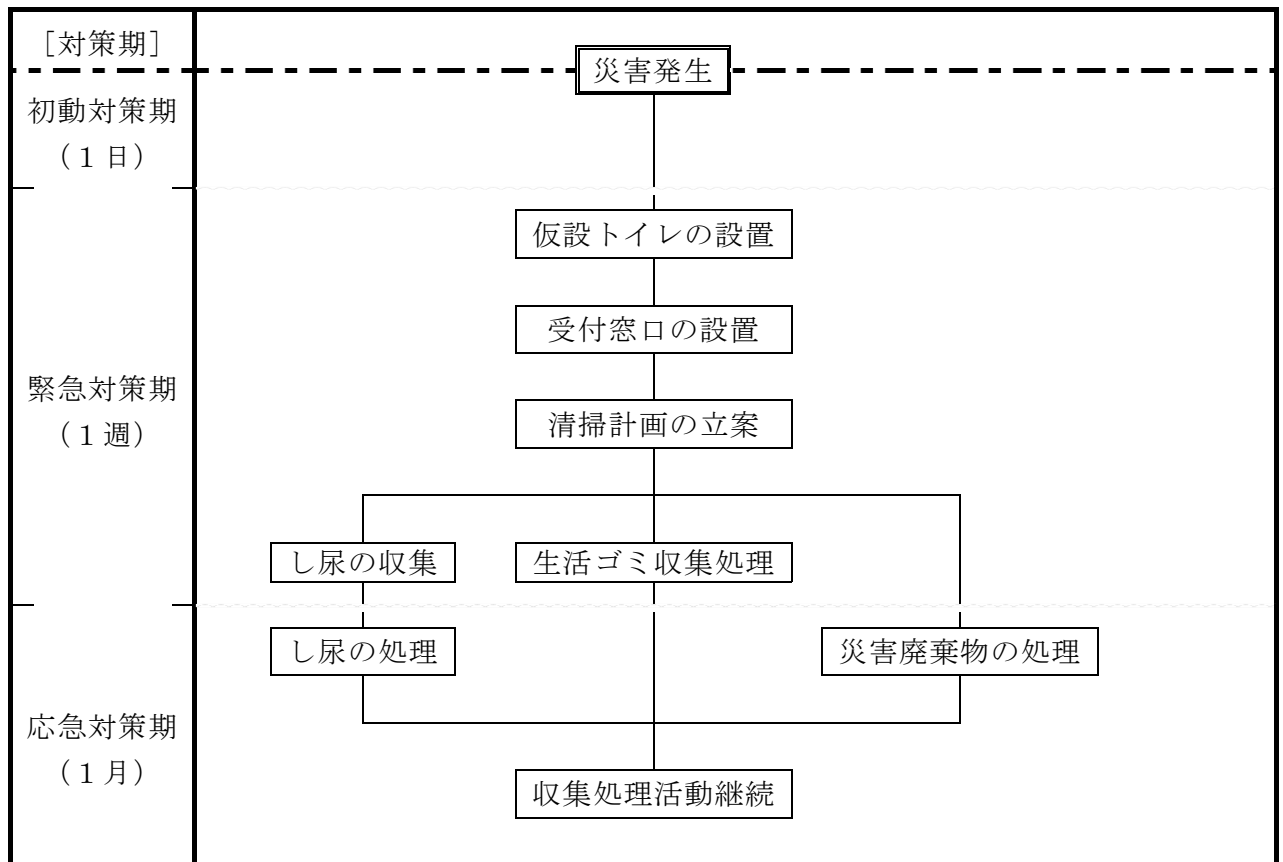
1 感染症の発見の際の報告・対策事項

健康福祉対策部は、感染症患者が発生又は保菌者が発見されたとき、患者を速やかに隔離し南加賀保健福祉センターに報告する。また、隔離病床は、小松市民病院7階の隔離病床を使用する。

なお、感染症への対策は次のとおりとする。

- (1) 避難住民等に対する適切な衛生指導の実施と洗浄液等の確保
- (2) 衛生状態を良好に維持するための積極的な広報の実施
- (3) 迅速適切な検病検査の実施による感染症患者や保菌者の早期発見
- (4) 感染症の患者や保菌者が発生した場合の迅速な隔離措置、洗浄等の適切な防疫活動の実施
- (5) 県への迅速な報告による感染被害拡大の防止
- (6) 避難所内における手洗い消毒液の配置、仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒、生活環境の整備等の実施

第23節 し尿処理及び廃棄物等の処理



第1 し尿処理 経済環境対策部、関係各対策部

1 し尿処理計画の作成

経済環境対策部は、南加賀広域圏事務組合と連携し、し尿の収集・処理の体制を確立し、収集したし尿の処理計画を作成する。

- (1) し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先する。
- (2) 状況に応じ各トイレの汲み取り量を調整し、使用可能なトイレ数の確保に努める。
- (3) 収集したし尿は、南加賀広域圏事務組合と連携し、適切に処理する。

2 仮設トイレの設置

経済環境対策部は、必要に応じ適所に仮設トイレを設置する。

仮設トイレはリース会社等から調達するが、市域で調達できない場合は、県に要請するほか、市の管理する下水道マンホールを活用を考慮する。

なお、仮設トイレを運用する必要がなくなった場合は、消毒を実施したのち速やかに閉鎖し環境衛生の維持に努める。

設置場所（基準）	下水道の使用が不可能な地域にある避難所又は住宅密集地内の公園等
----------	---------------------------------

仮設トイレが不足したり、南加賀広域圏事務組合の施設被害等によりし尿の収集・処理が困難となった場合は、南加賀保健福祉センターと協議し、緊急対応策として土壌還元方式を採用する。

- (1) 土壌還元方式は深さ1m未満とし、ある程度のし尿の量ごとに土覆いをする。
- (2) 消毒は消石灰（他の薬剤は不适当）を用い、頻繁に実施する。
- (3) 地下水への影響を考慮し、井戸等の水源からできるだけ離隔する。
- (4) 土壌分解能力を考慮し、1箇所での大量処理は行わない。
- (5) 現場周辺の状況や住民への配慮を考え、衛生と安全確保を図る。

3 受付窓口の設置

経済環境対策部は、し尿の処理に関する相談受付窓口を設置し、適切な対応に努める。

なお、市域内の被災地におけるし尿処理業務は市が行うが、市単独でし尿処理業務が実施できない場合は、県、隣接市町又は災害時相互応援協定締結市の応援を要請する。

- (1) し尿の地区別発生状況の把握
- (2) 苦情、要望の処理及び収集計画の周知

第2 生活ゴミ及び災害廃棄物の処理

経済環境対策部、関係各対策部

1 被災地の状況把握

経済環境対策部は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

- (1) 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- (2) 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
- (3) 生活ゴミの発生見込み量及び処理方法
- (4) 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

2 生活ゴミの処理

経済環境対策部は次の点に注意し、生活ゴミをゴミ収集車、ダンプ、トラック等で搬送、ゴミ処理場で焼却又は埋め立て方法により処理する。生活ゴミ及びがれきが大量に発生した場合は、迅速な処理ができるよう、あらかじめ設定した置場にこれらを一時的に保管する。

また、市の処理能力では対応できない場合は、協定に基づき隣接市町あるいは県災害対策本部に支援要請を行う。

- (1) 住民に町内会単位によるゴミの収集を呼びかける。
- (2) 生ゴミ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- (3) 処理量を上回るゴミが発生したときは、ゴミの一時集積場を指定する。
- (4) 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

3 受付窓口の設置

経済環境対策部は、生活ゴミ及び災害廃棄物の処理に関する相談受付窓口を設置し、適切な対応に努める。

なお、市域内の被災地における清掃業務は市が行うが、事業所や工場等から排出される産業廃棄物については事業主が県（南加賀保健福祉センター）の指示を求めて行う。また、市単独で実施できない場合は、県、隣接市町又は災害時相互応援協定締結市の応援を要請する。

4 災害廃棄物の処理

(1) 実施体制

経済環境対策部は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 生活ゴミ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ゴミ及びがれきが大量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ゴミ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 分別排出の徹底

経済環境対策部は、災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場に車両で搬送し、集積されたゴミは焼却・破碎処分して最終処理場へ搬出する。このとき、次の表を基準に災害廃棄物の量を推定する。また、収容したゴミのうち、リサイクルできない廃棄物については焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないゴミは埋め立て処分を行う。

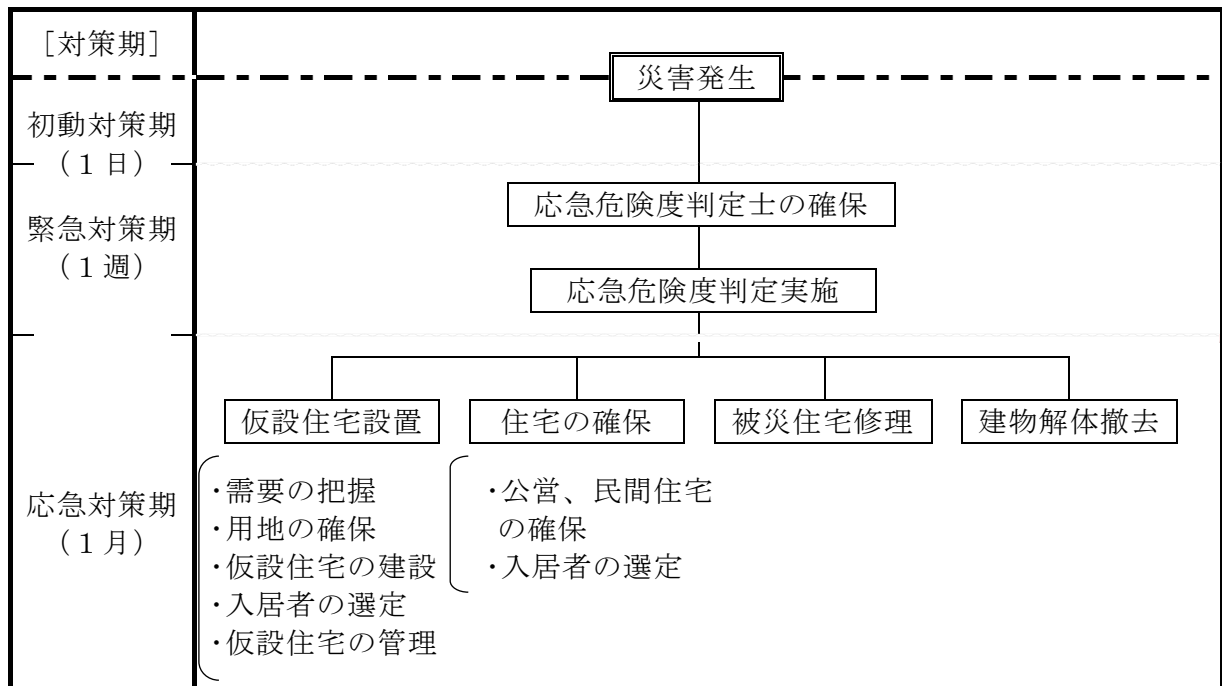
なお、災害廃棄物を早期に処理するために、廃棄物の再生利用を前提に、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、P C Bが含まれるトランス等）、その他の廃棄物等に分別する。

の被災 排出建 量物	区 分		被災世帯 1 戸 当 り	備 考
	木造建物の倒壊	全 壊	1 0 0 トン	兵庫県南部地震にお ける宝塚市の例を参 考に作成。
		半 壊	5 0 トン	
	火災による焼失	焼失木造家屋	7 0 トン	
3 日 目	地区別発生量(ブロッキング)の 推定 解体順序の決定 (公共性・緊急性考慮) 可燃系(木材)、コンク リート混合物の推定 仮置き候補地の検討 交通事情等の状況把握 運搬車両の確保 地区別搬入先の決定 (仮置き場、処分場、一時保管) リサイクルの検討 中間処理の検討 (焼却、選別、破碎等)			
1 週 間	・ 木くず：チップ化による利用 ・ コンクリート：路盤材、建設資材等による利用 ・ 金 属：製鋼原料等による再生利用 ・ 畳 ：コンポスト化し、肥料化			

4 その他（鳥獣の死骸処理）

鳥獣の死骸の処理は、南加賀保健福祉センターの指導により処理する。

第24節 住宅の応急対策



第1 建物の応急危険度判定 都市創造対策部、関係各対策部

建物の応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定）は、次によるほか、細部は「小松市被災建築物応急危険度判定要綱」（平成19年11月1日）、「小松市震前判定計画」（平成30年1月30日）に基づき行う。なお、震前判定計画において、判定拠点を「サイエンスヒルズこまつ ひとつものづくり科学館」、判定士用宿泊施設を「末広野球場」とする。

1 応急危険度判定の実施主体

市の区域内において実施する応急危険度判定は、県の支援の下、応急危険度判定士の協力を得て、市が主体的に実施する。

2 応急危険度判定士の確保

都市創造対策部は、次により被災建物の応急危険度判定士を確保する。

- (1) 市内の建築関係団体への派遣要請
- (2) 県への派遣要請（他市町への要請は県を通じて行う。）

3 応急危険度判定担当窓口の設置

都市創造対策部は、多数の判定士の受け入れ及び作業体制を確立するため、建物の応急危険度判定の担当窓口を設置し、次の作業を行う。

- (1) 受け入れ判定士の名簿づくり及び担当区域の配分
- (2) 判定資機材の準備
- (3) 判定実施計画の作成

4 応急危険度判定の基準

判定の基準は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（一般財団法人日本建築防災協会）に従い、目視による判定を次の3段階に分けて実施する。

なお、判定結果は「危険」「要注意」「調査済」に区分した判定ステッカーに対処方法を記載した上、建物の見やすい場所に貼りつけるものとし、「危険」とされた建物は立ち入り禁止の措置を取る。

危険 (赤色)	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高く、使用及び立ち入りができない場合
要注意 (黄色)	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能な場合
調査済 (緑色)	建築物の損傷が少ない場合

5 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

第2 被災住宅に対する対応 都市創造対策部、関係各対策部

1 被災建物の解体・撤去

都市創造対策部は、保安上危険と判断される建物を優先し、住民に解体・撤去の措置を促す。また、自らの資力では撤去できない者については災害救助法を適用する。

2 被災住宅の修理

(1) 修理の対象

被災住宅の修理対象は仮設住宅入居者の規定に準じ、災害救助法の定める実施戸数の限度内で行う。また、被災住宅の応急修理の実施対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- ア 住家が半壊、半焼等の被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- イ 自己の資力では住家の修理ができない者
- ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができる者

なお、被災住宅の応急修理を実施した場合、次の書類を整理保存する。

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

(2) 修理の内容

被災住宅の修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の実施（給付）に留める。

(3) 修理の実施

修理の実施については、本章第10節「災害救助法の適用」を参照のこと。

なお、市営住宅の応急修理については都市創造対策部が調査を行い、修理の優先順位を定めて実施する。

第3 住宅の確保対策 本部事務局、都市創造対策部、関係各対策部

1 仮設住宅の設置

(1) 需要の把握

都市創造対策部は、仮設住宅の入居資格基準及び該当者を広報で周知し、希望者を避難所で受け付け、災害発生後7日以内に仮設住宅の入居希望者を把握する。このとき、被災者が災害時に市内に居住していれば住民登録の有無は問わない。

なお、仮設住宅への入居基準は、次に示したいずれにも該当する者とする。

- ア 当該災害により、住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 当該災害により、現に居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では、住宅を確保することができない者

(2) 用地の確保

仮設住宅の建設地は次の条件を考慮し、都市創造対策部が用地を確保する。

なお、遠隔地等の理由で申し込みのない仮設住宅は、救助費の国庫負担の対象とならないため注意を要する。

- ア 浸水、崖崩れ等の危険がないこと
- イ 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- ウ 児童・生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便が良いこと
- オ 十分な敷地面積があること（公有、民有の別は問わない。）

(3) 仮設住宅の建設及び運営管理

ア 災害救助法適用前

仮設住宅建設実施の決定は本部長が行い、事業内容については災害救助法の規定に準じて実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合、仮設住宅の建設は知事が実施し、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長が行う。

ウ 建設の基準

建設の基準については、本章第10節「災害救助法の適用」を参照。また、仮設住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成状況に応じいくつかのタイプに分けて建設する。

必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数も考慮し、算定する。

エ 建設の実施と運営管理

仮設住宅建設の工事については建設業者に協力を要請し、災害発生の日から20日以内に着工する。

設置及びに運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペットの受入に配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

オ 供与期間

原則として、供与期間は完成の日から2年以内とする。

(4) 入居者の選定

入居の資格基準及び該当者は、上記「仮設住宅の設置」に準じて行う。

このとき、入居者の選定に当たっては入居希望者の条件を十分調査し、要配慮者を優先的に入居できるよう配慮した上、本部会議において決定する。

なお、県で実施された仮設住宅に対しては、その入居者選定に市が協力する。

(5) 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は都市創造対策部が行い、仮設住宅への入居を円滑に進める。また、県で実施される仮設住宅の管理に対しても、市はこれに協力する

(6) 被災者に対する住宅相談所の開設

関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

2 公営、民間住宅の確保

(1) 公営住宅は被災者の世帯構成に応じ、多人数向け住宅又は少人数住宅として確保する。なお、民間賃貸住宅の借り上げは、仮設住宅に準じたものとして確保する。

(2) 公営、民間住宅の入居者選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、前1項「需要の把握」に記載した入居基準を準用する。

3 記録等

応急仮設住宅を設置し被災者を入居させたとき又は住宅の応急修理をしたときは、次の帳簿等を整理保管する。

(1) 応急仮設住宅を設置した場合

ア 応急仮設住宅入居者台帳

イ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書

ウ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、設計書、仕様書等

エ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

(2) 被災住宅の応急修理を実施した場合

ア 住宅応急修理記録簿

イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

第4 障害物等の除去 **都市創造対策部、関係各対策部、関係機関、事業者**

都市創造対策部は、関係機関、事業者等と連携して、災害に際し、住居又はその周辺に運ばれた土砂・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去するものとし、除去の対象はおおむね次の内容とする。また、障害物の除去は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

細部は、本章第10節「災害救助法の適用」を参照のこと。

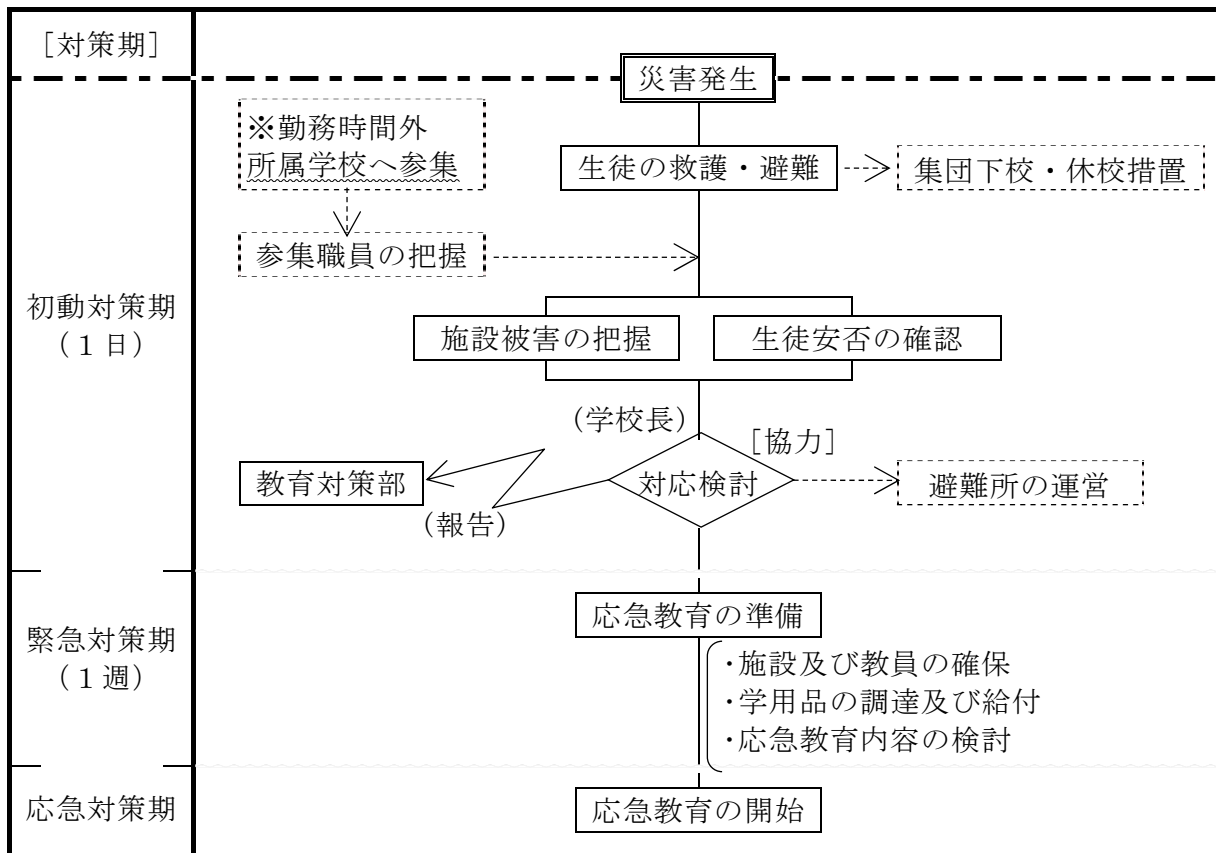
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 当面の日常生活を営み得ない状態であること2 日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれていること3 自らの資力では障害物を除去できない者であること4 住家の半壊・床上浸水した世帯であること（災害救助法：世帯数の15%以内）5 応急措置の支障となるもので、緊急を要するもの |
|--|

「参考」

住宅確保等の種別一覧（石川県地域防災計画）

対策種別及び順位			内 容
住宅確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 公庫資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援公庫から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。	
住宅の修繕	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。

第25節 文教対策



第1 文教施設の応急復旧対策

教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

1 被害状況の調査

被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査するとともに、適切な連携措置が実施できるよう、関係官公署との連絡を密にする。

2 代替施設の確保

学校等の施設については、被害により授業が実施できない場合、代替施設（教室）の確保等、授業再開のための施策を速やかに開始する。また、石川県の「学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

3 再開に向けた計画

各種社会教育施設については、綿密な被害調査を行い、施設ごとに再開へ向けた計画を立て、早期再開に向けた取組を行う。

第2 応急教育 **教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部****1 発災直後の措置**

災害が発生した場合、学校長及び教職員は次の措置を講じ、教育対策部は学校長を通じて、児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況の把握を行う。

学校長	(1) 状況に応じ、児童・生徒の適切な避難誘導措置を行う。 (2) 休校措置の場合の児童・生徒の下校については、教員の引率による集団下校等、適切な措置を取る。 (3) 災害の規模、校舎等の被害状況を速やかに把握する。 (4) 児童・生徒・教職員の安否をまとめ教育対策部に報告する。 (5) 応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。
教職員	児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

2 勤務時間外の対応

勤務時間外に災害が発生した場合、災害の状況に応じ、学校長及び教職員は速やかな参集に努め、施設の被害状況等を把握するとともに、以後の対応も含めて教育対策部に報告する。

3 施設及び教員等の確保

学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所及び教職員の確保を図る。また、教育対策部及び学校長は、準備した応急教育計画に基づいた臨時の学級編成（2部授業の実施等）を行うなど、応急教育実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。

なお、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援等の必要な措置を講じる。

被害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	(1) 特別教室 (2) 屋内体育館
校舎の全てが被害を受けた場合	(1) 公民館等の公共施設 (2) 隣接する学校の校舎 (3) 応急仮設校舎の設置

4 学用品の調達及び給付（小・中学校、市立高校）

給与の対象	災害により住家に被害を受け学用品を失い、又は毀損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合、支給期間は災害発生日から、教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内
給与の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育対策部に調達を指示し、教育対策部は指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じ、災害救助法の定める範囲内で現物給付

5 応急教育の内容

応急教育における指導内容及び教育内容は、おおむね次の内容とする。

健康・衛生に関する指導	(1) 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 (2) 衣類、寝具の衛生指導 (3) 住居、便所等の衛生指導 (4) 入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	(1) 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 (2) 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。
学習に関する内容	(1) 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 (2) 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば保健体育、理科の衛生等を主として指導する。

6 被災した児童生徒の健康保健管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

7 給食措置

(1) 児童生徒の対策

被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

(2) 物資対策

教育対策部は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。

8 応急教育におけるその他の留意事項

- | |
|---|
| (1) 学校給食については、原則として一時中止する。また、給食施設及び給食物資搬入者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。
(2) 学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿を整備保存しておく。
ア 学用品購入配分計画表
イ 学用品交付簿
ウ 学用品受払簿
エ 学用品購入関係支払証拠書類 |
|---|

第3 避難所協力 **教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部**

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

第4 文化財対策 **交流推進対策部、関係施設等の管理者**

1 被害状況の調査

文化財は貴重な国民的財産であることを勘案して、津波発生直後から市所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

2 応急措置

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬送等により文化財の保護を図る。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、被害状況を速やかに把握し、交流推進部（交流推進対策部）を通じて、県に報告する。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- (4) 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる災害が発生又は発生しようとしている場合は、人命の保護を優先する。

第26節 その他の対策

第1 こころのケア活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部、医療対策部

南加賀保健福祉センター

災害直後の精神科医療を確立するとともに、津波災害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所等において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者に対して、精神相談等の精神保健対策を講じるため、県（南加賀保健福祉センター）と連携して諸施策を推進する。

「実施体制」

- 1 市は県と連携して、適所に精神保健医療活動拠点を設置する。
- 2 必要に応じ県を通じて保健師等の応援派遣要請のための調整を行う。
- 3 避難所に精神科救護所を設置する。

※県の行う諸施策へ積極的に協力することを基本とするほか、細部は、県計画による。

第2 健康管理活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部、医療対策部

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員、児童委員との協力の下、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 避難所や車中泊避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状況等を把握するとともに、必要な者に対し、保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービス等の調整等を図る。なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症に留意する。また、人工透析、酸素、インスリン療養等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。

第3 危険物の応急対策 **消防対策部、該当事業所等の危険物管理者****1 被害の拡大防止**

危険物施設等が被災した場合は、まず迅速、的確な情報の把握に努め、被害の拡大防止や、火災、中毒等の二次災害を防止することに重点を置き、当該施設等の管理者と一体となって被害の拡大防止を図る。

(1) 火薬類

応急措置	ア 火薬庫が被災した場合は、使用を即時に一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中の被災については、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、監督機関の検査を受ける。

(2) 高压ガス

応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を確認し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

(3) 石油類等

応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

(4) 毒劇物類

応急措置	ア 保管庫等が被災した場合、事業者等は使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。
	イ 運搬中に被災した場合、事業者等は必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

(5) 放射性物質

応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。
	イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

2 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設管理者は、日頃から職員の非常配備体制等、対応マニュアル等の作成に努める。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については備蓄に努める。

第4 危険動物の逸走対策及びペットの保護 **経済環境対策部、関係各対策部****1 ペットの保護及び管理**

経済環境対策部は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、状況に応じ避難所付近に一括管理できるような設備の確保に努める。

また、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

2 危険動物の逸走対策

危険動物の飼養者は管理責任者として、地震・津波の際に当該危険動物が逸走しないよう、日頃から十分管理するとともに、逸走した場合については、直ちに警察、消防等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努める。

第3章 津波災害復旧計画

第1節 市民生活の安定		頁
第1	被災者に対する支援措置	津波災害 175
第2	被災住宅、民有施設等に対する支援措置	津波災害 177
第3	租税等の徴収猶予及び減免措置	津波災害 178
第4	義援金品の受け入れ・配分	津波災害 179
第2節 災害復旧事業		
第1	災害復旧事業計画の作成	津波災害 180
第2	災害復旧事業に係る職員の配備等	津波災害 181
第3	災害復興計画の作成	津波災害 181
第3節 資金計画		
第1	国による財政援助措置	津波災害 183
第2	災害復旧事業に係る市の財政措置	津波災害 184

第3章 津波災害復旧計画

第1節 市民生活の安定

市及び防災関係機関は、津波発生後の市民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

第1 被災者に対する支援措置

本部事務局、総合政策対策部、市長公室対策部

行政管理対策部、健康福祉対策部、経済環境対策部

関係各対策部

1 被災者台帳の作成

本部事務局は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 震災相談窓口の開設

本部事務局は、市民からの問い合わせの増加に応じ、市役所又は準ずる場所に「災害相談窓口」を開設し、市民からの相談に応じる。また、市が実施する次の災害対策業務の受付案内についても、職員が窓口において対応する。

なお、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 要搜索者の受付 | (6) 仮設住宅への入居申請 |
| (2) 罹災証明の発行 | (7) 税の減免措置等の措置 |
| (3) 被災住宅の応急修理の申請 | (8) 災害廃棄物の受付 |
| (4) 金融・保険等についての相談 | (9) その他 |
| (5) 医療についての相談 | |

3 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市は、県及び関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

4 罹災証明書の発行

被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

罹災証明書の発行事務は行政管理対策部が担当するものとする。

なお、発行に際しての手数料の徴収は行わない。

(1) 発行の手続き

災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、住家（現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。）について災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。

(2) 証明内容

災害によって被害を受けた住家について、被害の程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊、浸水区分（床上浸水・床下浸水））及びその他必要な事項の証明を行う。

(3) 判定基準

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき建物被害認定調査を実施し、被害の程度の判定を行う。

(4) 運用

上記のほか、罹災証明書等の交付に係る細部手順等に関しては、別に定める。

5 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金等の支給事務は健康福祉対策部が担当するものとする。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき、「小松市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

6 公営住宅等の整備

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

7 災害廃棄物の処理等

- (1) 経済環境対策部は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備し、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第2 被災住宅、民有施設等に対する支援措置

健康福祉対策部、都市創造対策部、経済環境対策部、関係各対策部

1 被災者生活再建支援金の受給に係る支援

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定められた自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対しては、県が自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給することとされており、市は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災住宅に対する支援

災害復旧事業の融資制度等の積極的な広報に努めるとともに、相談窓口を活用した案内を実施する。

民有施設のうち、被災住宅に対する現行の融資制度として、次に掲げる支援制度があり、市は必要に応じて適切な支援措置に努める

住宅金融支援機構	(1) 災害復興住宅資金 (2) 地すべり関連住宅資金
県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付

市は、上記の融資が円滑に行われるよう借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借り入れの促進を図る。

3 農林漁業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、経済環境対策部は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対して株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

4 中小企業関係に対する支援

被災した中小企業の再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資の要請を次のように行う。また、支援対策が迅速かつ円滑に行われるよう、県、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。(2) 地元金融機関に対して、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。(3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。(4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講じる。 |
|--|

※激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭 37. 9. 6 法律第 150 号）

第3 租税等の徴収猶予及び減免措置

行政管理対策部、関係各対策部

1 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税の納付若しくは納入することができないと認めるとき、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該期限の延長を行う。

2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を納付又は納入することができないと認められるとき、その者の申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予する。

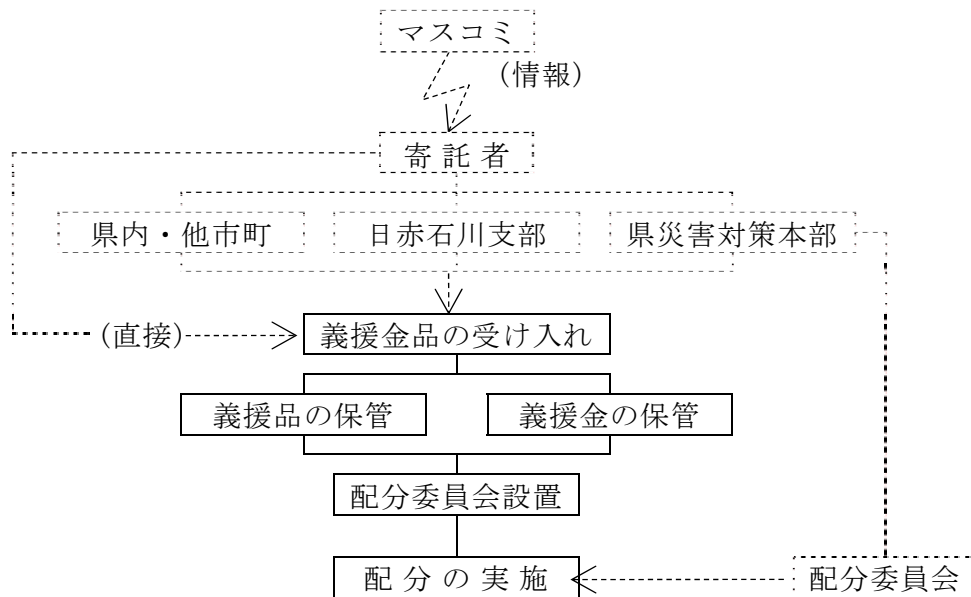
なお、やむを得ない理由があると認められるとき、さらに 1 年以内の延長を行う（地方税法第 15 条）。

3 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、条例の定めるところにより、減免を行う。

第4 義援金品の受け入れ・配分 健康福祉対策部、関係各対策部

被災者宛寄託された義援金品については、義援金品配分委員会を設置し、被害状況に応じた配分計画を立て、迅速・確実に配分を行う。



1 義援金品の受け入れ等

(1) 義援金品の受け入れ

健康福祉対策部は、市民・県・日本赤十字社（石川県支部）等からの義援金品を受け付け受領する。受付時には、義援金に対しては領収書、義援品には受領書を発行し、その控えを保管する。

(2) 義援金の保管

義援金は被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の歳入歳出外現金として市指定金融機関に保管する。

なお、管理に際しては受払簿を作成しなければならない。

(3) 義援品の保管

義援品は物資受払簿に記入の上、市域4箇所の避難・救援拠点から指定する供給所に保管する。総合政策対策部はこれを生活必需品と分けて管理する。

2 義援金品の配分

(1) 配分方法

災害対策本部内に「配分委員会」を設置し、配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

(2) 配分の実施・公表

市は「配分委員会」において決定された方法で、被災者に対して迅速かつ適正に配分する。また、義援金の配分結果は報道機関等を通じて公表する。

第2節 災害復旧事業

第1 災害復旧事業計画の作成

本部事務局、関係各対策部

1 災害復旧事業計画の作成

各関係機関は、災害応急対策を講じた後の被害程度を調査・検討するほか、県や市等の各部局と連携・協力し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を次の点を踏まえて作成する。

(1) 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図りながら、同様の災害が再発しにくい「災害に強いまちづくり」を観点に復旧事業計画を作成する。

(2) 必要な体制整備

復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県、国との連携等により、必要な体制を整備する。

(3) 災害復旧事業計画の種類

関係機関が作成する災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (イ) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ウ) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (キ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ク) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ケ) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - (コ) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - (サ) 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上水道施設災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 公立学校施設災害復旧事業計画
- キ 公営住宅災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設災害復旧事業計画
- ケ その他の災害復旧事業計画

(4) 災害復旧に伴う財政援助・助成計画の作成

各関係機関は、被災施設の復旧事業計画を作成する。また、国、県が費用の全部又は一部を負担・補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定を実施する。

第2 災害復旧事業に係る職員の配備等 本部事務局、関係各対策部

1 職員の配備・応援及び派遣

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等を行う。

2 応援派遣の要請

市の行う災害復旧事業において職員の不足を生ずるときは、他の市町から応援派遣を求めてこれを対処するほか、状況に応じ県にあっせん又は調整を依頼する。

第3 災害復興計画の作成 本部事務局、関係各対策部

市は被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案し、必要に応じて復興計画を策定する。

なお、復興の進め方については次のとおり。

1 基本方針

被災地の復興に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な原状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、県及び関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携等により、必要な体制を整備する。
- (3) 再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (4) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (5) 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。
- (6) 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第3節 資金計画

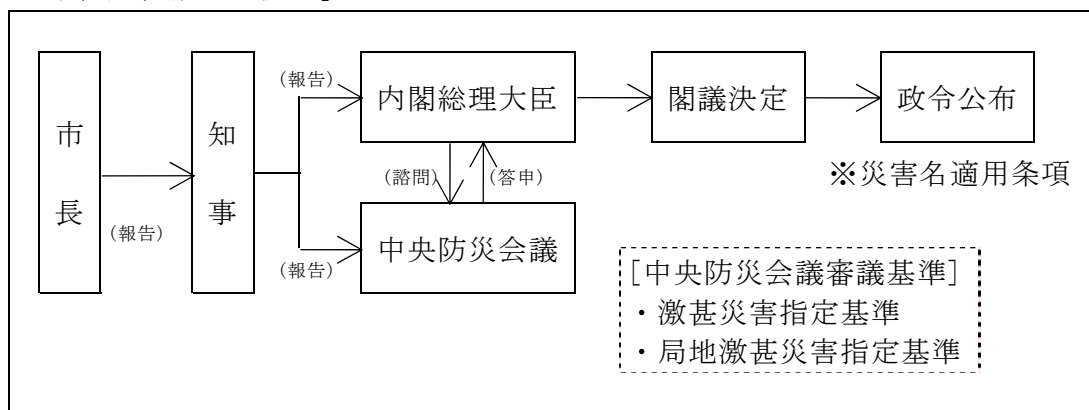
第1 国による財政援助措置 本部事務局、関係各対策部

1 激甚災害指定による援助措置

(1) 激甚災害の指定手続き

市は、市域で著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、被害の状況を速やかに調査・把握し、公共施設の災害復旧事業を円滑に行うため、激甚災害の指定が受けられるよう、県・国に対して要望する。

「激甚災害指定の流れ」



(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告に当たっては、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の基準

激甚災害には「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日：中央防災会議決定、数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日：中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

(4) 特別財政援助額の公布手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書等を作成し、調書を県各部局に提出する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次に示したとおりであり、市は公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の財政援助及び助成

2 その他の法律による財政支援措置

激甚法以外の法律による財政援助を行う場合、別途の法律の定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部費用を負担・補助して行われる。

参考：「激甚災害に係る財政援助措置」

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法3条、4条)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別処置(激甚法第5条)
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第7条)
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚法第8条)
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除作業に対する補助(激甚法第9条)
 - カ 土地改良区等の行う灌水排除事業に対する補助(激甚法第10条)
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚法第11条)
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第11条の2)
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第14条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条)
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第17条)
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第19条)
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による国の貸付けの特例(激甚法第20条)
 - オ 水防資材費の補助の特例(激甚法第21条)
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法第22条)
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第25条)

第2 災害復旧事業に係る市の財政措置

本部事務局、関係各対策部

災害復旧事業を行う場合において、国の負担金(補助金)のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、市は地方債、地方交付税、一次借入金等の制度を活用し、資金の調達に努めるものとする。

第4章 複合災害対策

第1節 災害予防対策		頁
第1	情報の収集・連絡体制の整備	津波災害 185
第2	複合災害時の災害予防体制の整備	津波災害 185
第3	複合災害を想定した訓練の実施	津波災害 185
第2節 災害応急対策		
第1	活動体制の確立	津波災害 186
第2	情報の収集・連絡	津波災害 186
第3	避難対策	津波災害 186
第4	緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達	津波災害 186
第3節 災害復旧対策		
第1	災害復旧対策	津波災害 186

第4章 複合災害対策

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、又は、市民生活に影響を及ぼす感染症発生下の災害において、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、小松市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに感染症を含む複合災害への対応に留意し、必要の措置を講じる。

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備 市長公室、関係各部

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

第2 複合災害時の災害予防体制の整備 市長公室、関係各部

複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

第3 複合災害を想定した訓練の実施 市長公室、関係各部、関係各部

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するに当たっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2節 災害応急対策

第1 活動体制の確立 **本部事務局、関係各部**

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や県の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

第2 情報の収集・連絡 **本部事務局、関係各部**

市は、国、県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

第3 避難対策 **本部事務局、関係各部**

市は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所等の確保を図る。

避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

第4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 **本部事務局、関係各部**

市は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第3節 災害復旧対策

第1 災害復旧対策 **本部事務局、関係各部**

複合災害として発生する災害の種類に応じて、小松市地域防災計画の本編第3章及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。